

「児童養護施設における性的マイノリティ（LGBT）に関するヒアリング調査」 報告書

Treatment to LGBT Children in
the Children's Home in Japan

2018年9月

一般社団法人レインボーフォスターケア
Rainbow Foster Care



目次

はじめに	1
用語集	2
第1章 調査の概要	3
資料 児童養護施設における性的マイノリティ児童の対応に関する調査報告書（先行調査）	7
第2章 児童養護施設の性教育と職員研修	33
1. 児童養護施設の性教育について	34
2. 職員向け性的マイノリティ研修について	46
《コラム①》児童養護施設の性教育について 山口修平	49
第3章 児童養護施設の現状と今後のあり方	51
1. 児童養護施設のハード面について	52
2. 今後の児童養護施設のあり方～社会的養育ビジョンに関して～	57
3. 性的マイノリティ児童の受け入れについて	60
《コラム②》今後の社会的養護のありかた 木ノ内博道	65
《コラム③》「多様な児童をケアするために社会的養護はどうあるべきか」に対する8つの指摘 坂間多加志	67
第4章 性的マイノリティ児童の事例	70
1. 性別違和のある男児の事例から	71
2. 性別違和のある女児の事例から	76
3. 同性愛的傾向のある児童の事例から	80
《コラム④》医療行為における親権者の同意 南和行	84
《コラム⑤》性的マイノリティの若者への支援 遠藤まめた	87
《コラム⑥》性分化疾患（DSDs：体の性の様々な発達）を持つ児童の対応 ヨヘイル	90
資料 相談窓口・関連情報	93
第5章 当事者インタビュー	94
1. 退所者インタビュー	95
2. 施設職員インタビュー	99
おわりに	105

はじめに

一般社団法人レインボーフォスターケアは、2016年、「児童養護施設における性的マイノリティ(LGBT)児童の対応に関する調査」(以下、「先行調査」と記す)を実施し、2017年5月に報告書をまとめました。調査結果からは、現場で性的マイノリティ児童の対応に苦慮する職員、児童の気持ちに沿った支援を試みる職員の姿に加えて、児童養護施設という集団生活の場で困りごとを抱える児童の姿も同時に浮かび上がってきました。同報告書は、同年6月参議院厚生労働委員会にて資料配布され、同日、児童福祉法の法律案に対する附帯決議に「性的マイノリティーの入所者の存在を考慮し、適切な対応について研究を進めること」の文言が入るとともに、同年8月、厚生労働省より全国の児童福祉主管課に対して、「児童養護施設等におけるいわゆる性的マイノリティの子どもに対するきめ細かな対応の実施等について」という通知が出されるなどの成果につながりました。

今回の調査では、その先行調査をもとに全国の児童養護施設35か所に足を運び、ヒアリングを実施しました。性的マイノリティ児童に対して、職員のどのような対応が児童にどのような影響を及ぼしたのかについて聞き取るとともに、「性的マイノリティ児童がより自分らしく生き生きと過ごせる空間は、すべての児童にとってより過ごしやすい空間となる」との考えから、児童養護施設全体の課題(ハード面や性教育など)についても聞き取っています。また、実際に児童養護施設で過ごした経験のある性的マイノリティ当事者や、児童養護施設で勤務した性的マイノリティ当事者のインタビューも行いました。

調査からは、職員が児童養護施設独自の課題と直面しつつ、さまざまな工夫によって、性的マイノリティ児童に寄り添う姿が浮かび上がってきます。同時に、当事者インタビューからは、当事者の視点からでしか見えない課題も明らかになりました。

この報告書が社会的養護関係者のみならず、児童福祉に関わる方々、子どもたちと接する仕事をされている方々など、多様な分野の方々の目に留まり、現場で活用していただけることを願っています。

最後に、先行調査にご協力してくださったみなさま、ヒアリング調査に応じてくださったみなさま、報告書作成にかかわってくださったみなさま、本調査を支えてくださったすべてのみなさまに深く感謝申し上げます。また、本事業の遂行及び報告書の作成は、公益財団法人三菱財団(社会福祉部門)の助成に支えられています。多大なるご支援に感謝いたします。

2018年9月
一般社団法人レインボーフォスターケア
代表理事 藤めぐみ

用語集

セクシュアリティ: 人間の恋愛や性行動などをあらゆる包括的な言葉。

LGBT: Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語。「Queer (クィア)」もしくは「Questioning (クエスチョニング)」などを含めて「LGBTQ」と示す場合もある。

性的マイノリティ: 多数派とは異なる性のあり方を持つとされる人々のこと。狭義では LGBT などの人々を指す。

性的指向: 恋愛や性的な興味の対象がどのような性別に向くかをあらゆる概念。

性自認: 自分自身がどのような性別だと捉えるかという内面のあり方をあらゆる概念。

トランスジェンダー: 出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認をもち、あるいは出生時の性別とは異なる性別を生きようとする人たち。

FTM(Female to Male) : 出生時の性別が女性で、性自認が男性の人。本報告書では「FTM トランスジェンダー」とも記している。

MTF(Male to Female) : 出生時の性別が男性で、性自認が女性の人。本報告書では「MTF トランスジェンダー」とも記している。

※FTM と MTF はそれぞれトランス男性、トランス女性と表記した方が望ましいとされるが、本報告書内では、原則としてヒアリング先の回答者の表現に沿って記している。

X ジェンダー: 女性・男性の性別のいずれでもない/いずれでもある/流動的であるという性自認をもつ人たち。出生時の性別が女性の場合、FTX (Female to X)、男性の場合は、MTX(Male to X)となる。

性同一性障害 (GID) : 出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認をもち、自らの身体的性別に持続的な違和感を持ち、時には身体的性別を己れの性別の自己意識に近づけるために医療を望むことさえある状態をいう医学的な診断名。

性分化疾患 (DSD) : 染色体や性腺、外性器の形状、膣・子宮などの内性器、性ホルモンなどが、男性ならばこういう体の構造のはず、女性ならばこういう体の構造のはずという固定観念とは、生まれつき一部異なる発達を遂げた体の状態。DSDs を持つ人々にも LGBT や X ジェンダーなどの性的マイノリティの人はいるが、DSDs を持つ人々の大多数は LGBT 等の性的マイノリティではないため、注意が必要。(詳細は 90 ページ「性分化疾患 (DSDs : 体の性の様々な発達) を持つ児童の対応」参照)

第 1 章

調査の概要

1. 調査の目的

一般社団法人レインボーフォスターケアは、「児童養護施設における性的マイノリティ（LGBT）児童の対応に関する調査」（以下、「先行調査」と記す）を実施し、2017年5月に報告書をまとめた（本章末尾に添付）。同報告書記載のとおり、全国の220の児童養護施設から回答があり、性的マイノリティの対応の好事例や性的マイノリティの対応の悩みなどが記されていた。先行調査は、アンケート形式であり、A4用紙4ページ分の回答用紙であったため、性的マイノリティ児童の様子や対応などについて、詳細にわたる記述は制限されていた。よって、さらにその詳細について聞き取るための調査が必要となり、本調査を実施することとなった。

本調査では、先行調査で「性的マイノリティ児童がいる」と回答した施設には、その児童の生活の様子、施設職員とのやりとり、対応後の様子や退所後の様子などを聞き取った。本報告書では、特徴的な事例を引用しながら「性的マイノリティ児童へのきめ細やかな対応とはどのような対応であるか」を明らかにすることを試みた。また、すべての施設に、「多様な性」を含む性教育がどのように実践されているか、施設のハード面の環境はどうあるべきか、性的マイノリティ児童の受け入れ、今後の社会的養護のあり方などをお聞きした。「新しい社会的養育ビジョン」（51ページ参照）の提言など、社会的養護施策が大きく変化しつつある現在の中で、児童養護施設共通の課題に対して、施設職員の考えや今後の展望を聞き取り、まとめることを目的としている。

さらに、先行調査は児童養護施設のみに対して実施したが、本調査では、「児童養護施設で過ごした性的マイノリティ」と「児童養護施設で勤務した性的マイノリティ」当事者のインタビューを実施した。彼らが実際に経験した苦労や不便について語っていただき、提言を聞き取り、児童養護施設の性的マイノリティ児童の生活環境の改善に役立てることを目的としている。

2. 調査の方法

先行調査実施時、回答用紙末尾に「今後、回答内容についてさらにお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。ご協力していただける場合は、ご記入ください。」という文章を記し、施設名、担当者名とその連絡先の記入を依頼していた。その結果、75施設から協力に応じられる旨の回答をいただき、その中で「性的マイノリティ児童がいる」と回答した施設や自由記述欄に課題を記している施設を中心に、ヒアリングの依頼をした。依頼に応じてくださった施設と、先行調査後に協力の意思表示をくださった施設を加えて合計35の施設を訪問し、1時間から2時間のヒアリングを実施した。また、以前より弊法人の活動に協力していた性的マイノリティ当事者2名（児童養護施設

退所者、児童養護施設職員)にインタビューの依頼をして応じていただいた。本ヒアリングは、静岡大学の倫理委員会の審査(ヒトを対象とする研究に関する倫理審査)を受け、承認を得て実施している(承認番号17-3)。

なお、本報告書においては回答者の回答内容のニュアンスを尊重するため、一部、侮蔑的と思われる表現をそのまま記載している場合がある。また、個別の情報の特定を避けるため、聞き取った内容の文意が変わらないように一部加工修正をしている。

3. 調査の概要

ヒアリングを実施した児童養護施設職員の情報は以下の通りである(当事者インタビューについての情報は匿名性を確保する必要性が高いため、以下の概要は児童養護施設の情報のみとする)。

実施時期：

2017年8月から2018年5月まで(報告書作成時期：2018年6月から同年9月まで)

実施地域：

全国の児童養護施設 35 施設 (21 都道府県)

北海道東北：2 施設 (6%)、関東甲信越：16 施設 (46%)、中部 (東海・北陸)：4 施設 (11%)、近畿：5 施設 (14%)、中国四国：3 施設 (9%)、九州沖縄：5 施設 (14%)

回答者について：

原則として、先行調査の調査票を記入した職員にヒアリング回答を依頼した(先行調査の調査票には、「基幹的職員など国籍児童全体の状況を把握できる職員の方にご回答をお願いします」との依頼文を添付している)。

調査票記入者が退職などを行っている場合は、回答内容について最も知識のある職員に回答してもらった。また、調査票を記入した職員以外に、該当児童の担当職員など、詳しい知識のある職員がいる場合は、同席していただいた。

なお、先行調査に回答しておらず、本調査のみに協力して下さった施設職員は、いずれも基幹的職員である。

回答者の「性的マイノリティ」に関する知識：

ヒアリングの冒頭に、回答者の「性的マイノリティ (LGBT)」の知識について「どのようなきっかけで概念や言葉を知ったか」について伺った。

(件数は本質問に回答した 34 施設中。複数回答あり)

●研修に参加して：21 施設

- ・20 数年前から、“人間と性”教育研究協議会 (性教協) の児童養護施設サークルなどで、そういう子がいることは聞いていた (LGBT や性的マイノリティという言葉ではなかった)。

- ・高校時代ぐらいからそういう方たちがいるということを知っていたが、当時は偏見の塊だった。本格的に理解し始めたのは、仕事を始めて3年目で、「性教協」全国児童養護施設サークルのセミナーで勉強し、当事者の方たちに会うようになった。
- ・外部の性教育関連の研修、自立支援コーディネーター研修、児童相談所との連絡会議などでLGBTについて聞くようになった。
- ・児童養護施設の職員研修や施設内の性(生)教育委員会で性的マイノリティについて聞くようになった。

●友人や知人に当事者がいた：12施設

- ・性別変更したFTMの知人がいる。その知人は同じ法人内の施設（老人ホーム）で働く職員であり、性別変更をしたいが仕事を続けたいと悩んでおり、相談を受けたことがある。
- ・中学校の同級生に当事者（MTF）がいた。その方は高校生になったときにカミングアウトしたようだが、高校を中退して、その後、いろんな相談を受けていた。中退後は、女性として仕事をしており、現在は女性ホルモンの影響でかなり女性らしくなっており、最終的に、戸籍の性別変更もした。そういった変化を友達として見てきている。
- ・大学の同級生に複数人いた。FTMの知人はホルモン注射や性別変更すればスポーツの競技に出られなくなることを心配していた。性別変更した知人もいるのでとても身近に感じる。
- ・大学の研究機関や大学院の後輩にゲイの方がいて、知人として身近に知っていた。

●該当児童がいたから：6施設

- ・実際、施設に「そうかもしれない」と思うような子がいたので、最初に性同一障害という言葉を知った。その後マイノリティという言葉が私の中に入ってきて、LGBTは本当にここ2、3年ぐらいに知った言葉。
- ・LGBTという言葉を知り始めたのはここ数年。ただ、15年前ぐらいにそんな子どもが施設にいて、ちょうど金八先生のドラマで性同一性障害のことをやっていたので、「そういう子がいるんだ」という認識はあった。
- ・施設職員が集まる研修の後、飲み会で集まったときに、「自分の施設どう？」「困っていることはない？」という話題の中で性的マイノリティの子の話が出てくる。

●メディアを通じて：5施設

- ・リオオリンピックで同性愛者がプロポーズしているニュースを見た。
- ・この数年、新聞などのメディアで聞くようになった。

●本調査で初めて知った：3 施設

- ・(性的マイノリティはわかるが) LGBT という言葉は知らない。何の略か？このインタビューで初めて耳にした。
- ・LGBT という言葉自体はこのアンケートで見て調べるきっかけになった。

●お店に行った：2 施設

- ・そういうお店へも行きそういう人と話をしたこともあるので、そういう人もいるんだなというぐらいの認識。

●学生時代の授業で聞いた：2 施設

- ・大学のジェンダー論の授業で用語を知った。
- ・学生の時、心理の授業で性的マイノリティについて学び、社会に適応していくことや、家族に受け入れられるのが難しいと聞いた。

4. 調査研究担当者

先行調査の調査委員会のメンバーを中心に、本調査にあたり、一般社団法人レインボーフォスターケア調査研究部門内に以下のメンバーでヒアリングチームを結成し、ヒアリングを実施した。

【メンバー】

坂間多加志（一般社団法人レインボーフォスターケア理事、「ふじ虹の会」会長）

白井千晶（静岡大学人文社会科学部教授）

藤めぐみ（一般社団法人レインボーフォスターケア代表理事）

南和行（一般社団法人レインボーフォスターケア理事、弁護士）

渡辺大輔（埼玉大学基盤教育研究センター准教授）

【資料】

**「児童養護施設における性的マイノリティ（LGBT）児童の
対応に関する調査」報告書**

※同報告書データは一般社団法人レインボーフォスターケア HP に掲載しています。

(<https://rainbowfostercare.jimdo.com/>)

「児童養護施設における性的マイノリティ（LGBT）児童の 対応に関する調査」報告書 Ver.2

2017年10月1日
一般社団法人レインボーフォスターケア

Ver.2の発行にあたって

本調査に続くヒアリング実施のため調査票を精査したところ、数値の誤りがありましたので、以下の通り訂正しました。

性的マイノリティへの対応について【対応の有無について】（18頁）

「現在いるか、過去にいた」と回答した99施設中、

対応したことがある：66.6% → 68.7%

対応したことがない：30.3%

無回答：3.0% → 1.0%

【対応の内容について】（19頁）について

対応したことがあると答えた66施設中 → 68施設中

%は性的マイノリティ児童に対応したことがあると回答した68施設に占める割合として計算し直しました。

データの引用をなさる場合は、こちらの「Ver.2」の数値を用いてくださるようお願いいたします。

1. 調査の背景

一般社団法人レインボーフォスターケアは、2013年より「性的マイノリティと社会的養護」に関する勉強会・講演やロビーイングなどを行ってきました。そうした活動の中で、児童養護施設職員から「施設にいる児童が性的マイノリティと思われるが、どう対応すればよいか」と相談を受けるようになりました。

そこで、社会的養護において「育てる性的マイノリティ」だけではなく「育てられる性的マイノリティ」について実態を調査し、対応の好事例を施設職員に提供する必要性を感じ、2016年、調査委員会を結成、調査を実施することになりました。

2. 調査委員会メンバー

岩本健良・金沢大学人文学類准教授

白井千晶・静岡大学人文社会科学部教授

渡辺大輔・埼玉大学基盤教育研究センター准教授

一般社団法人レインボーフォスターケア（代表理事 藤めぐみ）

（3名・1団体）

3. 調査の目的

性的マイノリティ児童は、修学旅行などの集団行動の際に大きな困難を抱えており、文部科学省でもその対応について「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015年）という通達を出し、2016年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」という教職員向け周知資料を出しているところです。

（参考：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf）

ところが、児童養護施設で過ごす児童は学校のみならず入浴や就寝などの生活自体も集団生活であり、その中で過ごす性的マイノリティ児童は大きな困難を抱えていると推察されます。「毎日が修学旅行」（※）のような団体生活を強いられている性的マイノリティ児童もいるのではないのでしょうか。

※ 上記周知資料では、学校生活での各場面における支援の例として、修学旅行で「1人部屋の使用を認める」「入浴時間をずらす」などが挙げられています。

そのような現状を調査し、児童養護施設としてどのような対応をとっているかを聞き取り、全国の職員に好事例・好対応を伝え、処遇の改善に活かしていくことをその目的とし、本調査は実施されました。

また、複数の児童とともに集団生活を行う環境は性的マイノリティ児童のみならず、施設で暮らすすべての児童に負担となる可能性があります。ユニットケアや小規模型でも、養育者の入れ替わりで、子どもと長期的に関係性が築けないこともあるかもしれません。入浴環境や就寝環境がどのような環境か、職員がどのような対応を行っているか、対応に困る点はあるか等を調査し、全体的なQOL（生活の質）の改善に役立てることもその目的としています。

その他、職員自体の性的マイノリティへの理解、他の児童の理解を深めていくために性教育の実態も調査し、相互の深い人間理解と尊重に基づいたより温かい集団生活が営まれるような改善につなげることも目的としています。

4. 調査の方法

2016年11月、社会福祉法人全国児童養護施設協議会 HP に掲載されている「全国児童養護施設一覧」（<http://www.zenyokyo.gr.jp/list/list.htm>）に基づき、掲載の全601施設に調査票を郵送（メールアドレスが記載されている場合はメールも同時に送信）し、220施設より回答をいただくことができました（郵送・メール・FAXで回収；回収率36.6%）。

回答は原則として無記名とし、回答内容についての今後の聞き取りにご協力していただける場合にのみ、施設名を記載していただく形をとりました。

なお、調査票に加えて、資料として、

(1) 「性的マイノリティ」に関する用語の詳しい説明（1ページ）

(2) 「LGBTの学校生活実態調査」（2013年「いのちリスペクト。ホワイト・リボンキャンペーン」調べ）の概要

(3) 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015年文部科学省）の抜粋（(2)と(3)で1ページ）

を同封し、性的マイノリティの定義や性的マイノリティ児童を取り巻く問題について回答者が共通の基本的知識と理解をお持ちいただいたうえで回答して下さるよう、お願いしました。

5. 調査結果

- 自由記述には、誤字脱字の訂正など最低限の修正等を加えている場合があります。
- 「男児」「女児」については、生物学的性に沿った表記としています。

施設情報について

【回答施設の情報（規模・所在地）】

220 施設（うち民営 90.0%、公営 6.4% 無回答 3.6%）

規模

大舎制 30.5%、中舎制 10.9%、小舎制(ユニットケア、小規模グループケアを含む)32.7%、グループホーム(地域小規模児童養護施設を含む) 1.4%、それら 2 つ以上の複合形態 23.6% 無回答 0.9%

児童定員： 平均 50.0 人 最小 11 人 最大 124 人

在籍児童数： 平均 43.1 人 最小 9 人 最大 133 人

職員数： 平均 25.2 人 最小 3 人 最大 90 人

所在地

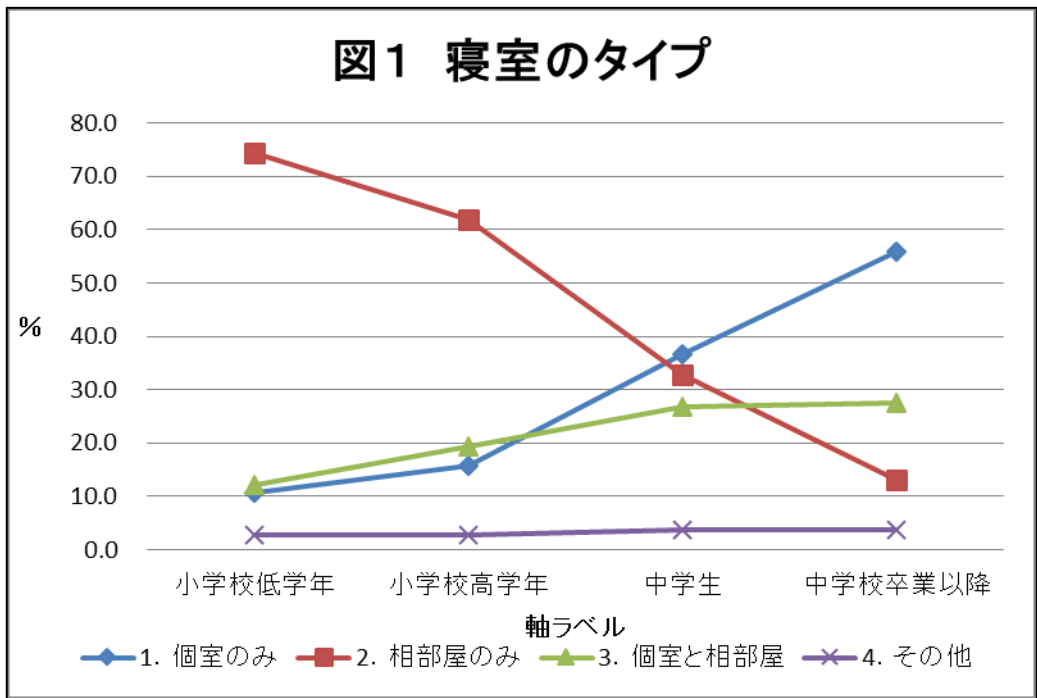
北海道 3.2%、東北 4.1%、関東甲信越 34.5%、中部（東海・北陸）17.3%、近畿 12.3%、中国 5.5%、四国 5.0%、九州・沖縄 17.3%、無回答 0.9%

施設の環境について

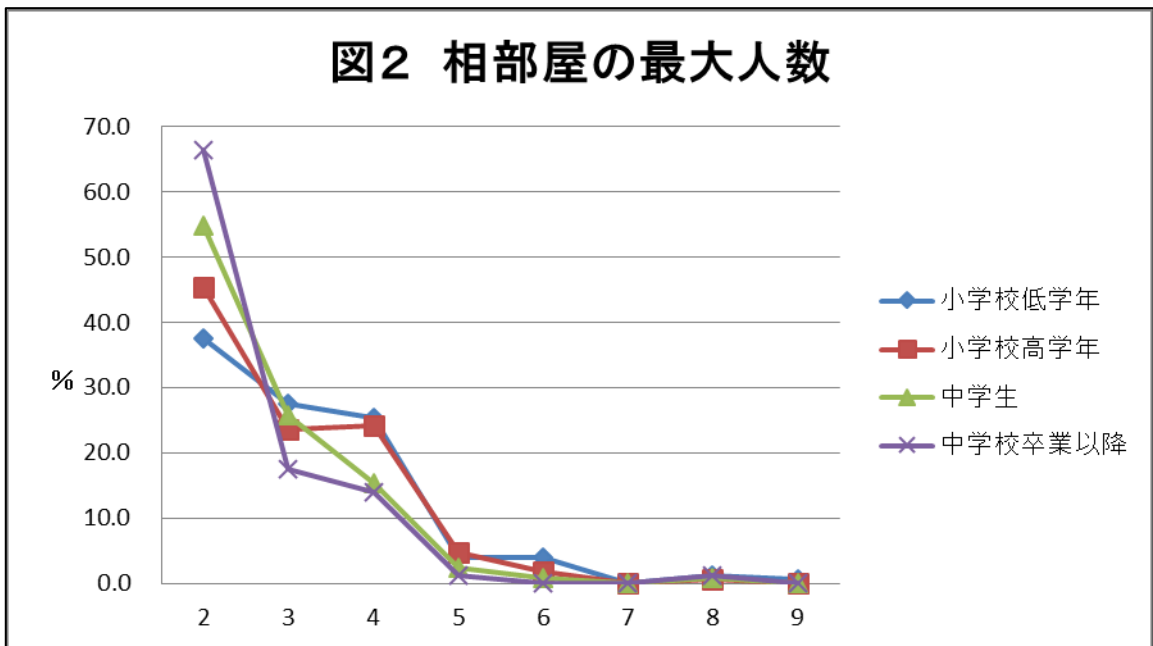
【寝室のタイプについて】

低年齢では「相部屋のみ」が多く、年長になるほど、「個室のみ」または「個室と相部屋」(の両方)、という施設が増える。小学校低学年では、「相部屋のみ」が 74.4%と圧倒的で、「個室と相部屋」は 12.1%、「個室のみ」は 10.7%と少ない。高学年では「相部屋のみ」が 62.0%、「個室と相部屋」は 19.4%、「個室のみ」は 15.7%と少ない。中学生になると、「個室のみ」(36.6%)が「相部屋のみ」(32.9%)を上回り、「個室と相部屋」も 26.9%に増える。中学校卒業以降では、「個室のみ」が過半数(55.8%)で、「個室と相部屋」(27.4%)がそれに次ぎ、「相部屋のみ」は 13.0%と少ない。

複数寝室の場合に、同室の最小人数は、「2 人から」の施設が小学校では 8 割以上、中学校以上では 9 割以上を占めるが、「4,5 人から」の施設も少数ながらある。同室の最大人数は、2 人から 8 人まで幅がある。したがって、施設によっては、他の人に邪魔されない時間・空間やプライバシーの確保が困難な児童も少なくない。どの年齢層も 2 人の頻度が最も高いが、小学校低学年では 3 分の 1 (37.6%) しかなかったものが、年齢が上がるにつれ、中学校卒業以降には 3 分の 2 (66.3%) まで増加する。逆に 5 人以上は 9.6%あったものが、2.4%まで下がる。



* %は 220 施設中、無回答・非該当を除いた割合を示す。
 (N=小学校低学年 215、小学校高学年 216、中学生 216、中学校卒業以降 215)
 「その他」には、低学年・高学年などこの表での区分でなく年齢等で区分している場合を含む。



* %は 220 施設中、無回答・非該当を除いた割合を示す。
 (N=小学校低学年 178、小学校高学年 170、中学生 124、中学校卒業以降 86)

【衣服の購入形態について】

性的マイノリティ児童の中には、その子どもの生物学的性に典型的な服装を希望しない児童や、そういった服装が苦痛だという児童がいる。そこで、児童が着る服の選び方を尋ねた。その結果、「本人が店で選ぶ」場合が70.6%と圧倒的に多かった。それ以外も、「本人が店で選ぶ」と施設で購入したものを併用している。幼児や小学校低学年は、衣服を買いに行く際に職員が付き添うことが多いが、年齢が上がるほど、特に中学生・高校生は子どものみで買いに行く場合が多い。施設で購入する場合もお仕着せでなく、職員が個々の児童の好みを聞いて購入している場合が多い（幼くて自分で選べない場合は除く）。施設で購入したもののから男女別サイズ別にして選ばせるだけの施設は、例外的に0.5%のみであった。施設で購入したものを分類せずに本人に選ばせる施設はなかった。

表 1 児童が着る服の決め方

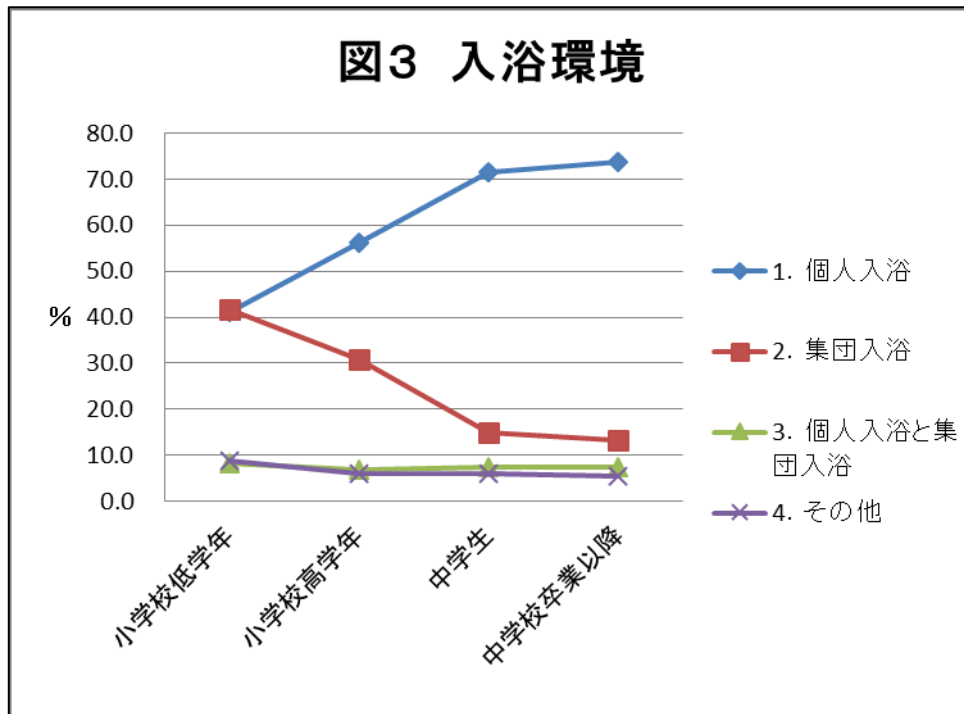
	%
1. 本人が店で選ぶ	70.6
2. 施設で購入したもののから本人が着たい服を選ぶ	0.0
3. 施設で購入したものを男女別サイズ別にして、選ばせる	0.5
4. その他	2.8
5. 上の1と2~4の組み合わせ	26.1
合計	100.0

* %は無回答2施設を除いた218施設中の割合を示す。

「その他」は、低年齢等で本人が選べない場合には職員が購入する場合が多く含まれる。

【入浴環境について】

性的マイノリティ児童の中には、同性の児童とともに入浴することが苦痛だという児童がいる。児童養護施設においては、施設の規模によっては集団入浴となるため、入浴環境について尋ねた。小学校低学年では、個人入浴と集団入浴がともに約 4 割で同数である。高学年になると個人入浴が半数を超え、集団入浴は 3 割に減る。中学生以上では、個人入浴が 7 割まで増え、集団入浴は 13~15% に下がる。どの年齢層も、個人入浴と集団入浴の両方の施設は 7~8%、その他は 6~8% であり差はない。「その他」には、きょうだいで入浴、同性の職員と入浴、(同性の) 仲良しで入浴、などが含まれる。



* %は 220 施設中、無回答・非該当を除いた割合を示す。

(N=小学校低学年 216、小学校高学年 215、中学生 215、中学校卒業以降 216)

「その他」には、きょうだいで入浴、同性の職員と入浴、(同性の) 仲良しで入浴、などを含む。

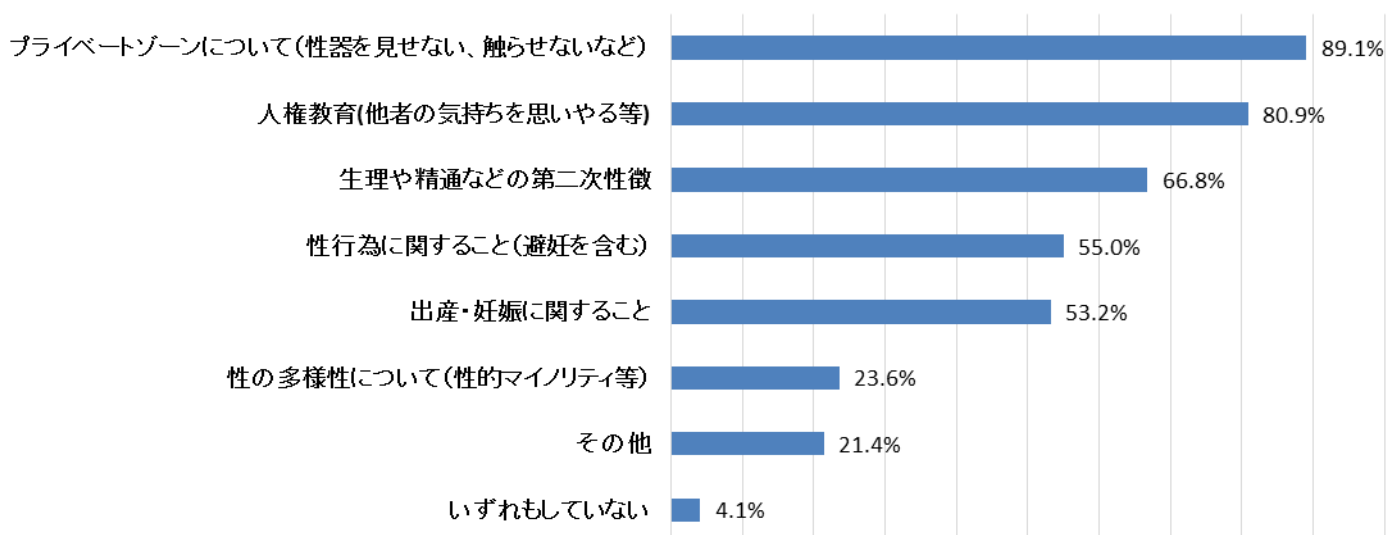
教育・研修について

【児童向けの性教育について】

施設において実施されている児童向けの性教育で最も多かったのは、「プライベートゾーンについて（性器を見せない、触らせないなど）」で、回答施設の内 89.1%であった。次いで、「人権教育（他者の気持ちを思いやる等）」が 80.9%、「生理や精通などの第二性徴」が 66.8%、「性行為に関すること（避妊を含む）」が 55.0%、「出産・妊娠に関すること」が 53.2%、「性の多様性について（性的マイノリティ等）」が 23.6%、「その他」が 21.4%となっている。具体的には、境界線、パーソナルスペース、対人距離感、性情報リテラシー、様々な家族、デートDV、CAP受講、妊娠・出産、いのちの大切さ、いいタッチ・悪いタッチなどがある。児童向けの性教育を「いずれもしていない」施設は 4.1%であった。総じて言うと、加害・被害の防止や、妊娠・性感染症予防のための教育の必要からか、性の多様性に関する教育については、割合が小さいことがわかった。

また、性教育の形式としては、発達段階に合わせたグループ学習や、個々のニーズに合わせた個別相談、介入指導の形で行われているもの、その併用などがみられた。

図4 施設で実施している性教育について(複数回答)

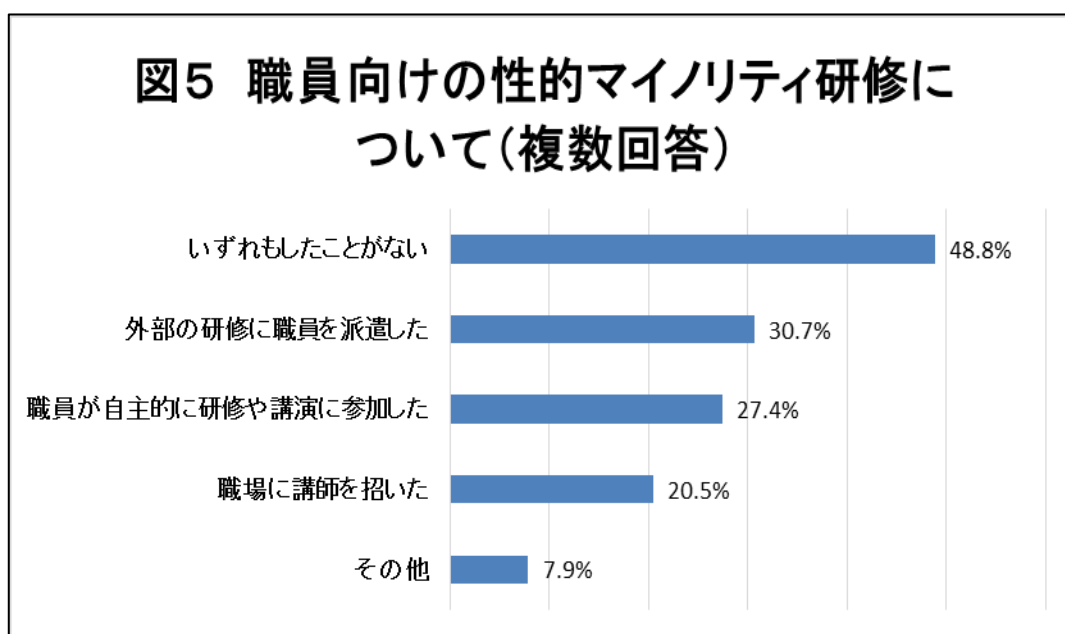


※ %は回答した 220 施設に占める割合を示す。

多くの施設では、プライベートゾーンや他者の気持ちの尊重、二次性徴などを内容とした性教育を実施しているが、性の多様性については、明示した内容項目の中では最も低い実施率となっている。学校教育では、小学校 3・4 年生で初経や精通、異性への関心の高まりなどについて、中学 1 年生で思春期の発育・発達（身体機能の成熟、性衝動、異性への関心の高まり）、中学 3 年生で性感染症予防について学ぶこととなっており、「性の多様性」は学習内容に含まれていない（学習指導要領）。したがって、8 割弱という多くの子どもたちが「性の多様性」について学習しないままになっている。この中には性的マイノリティの子どもたちも含まれており、自己の性について学習することによって自己肯定感を育む機会が保障されていない状況にある。

【職員向けの性的マイノリティ研修について】

職員は、性的マイノリティに関する知識や情報を得る機会を持っているだろうか。たずねたところ、回答施設における約半数におよぶ 48.8%の施設が、職員向けの性的マイノリティについての研修を行っていないことがわかった。「外部の研修に職員を派遣した」のは 30.7%、「職員が自主的に研修や講演に参加した」のが 27.4%、「職場に講師を招いた」のが 20.5%であった。研修等を行っているところ（「その他」含む）では、具体的には、性教育の研修内で話題にあがったり、すでに学習している職員を中心に施設内で学習会を開いたり、啓発 DVD や児童相談所職員を迎えての研修などの事例があった。



※ %は回答した 220 施設に占める割合を示す。

約半数の施設で性的マイノリティや性の多様性についての職員研修が行われていないこと、施設（職場）内で学習の機会をつくっていないのが 2 割ほどしかない実情が明らかとなった。学校教職員に対しては、2012 年に制定された「自殺総合対策大綱」において、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」とある。また、2017 年に改訂された「いじめの防止等のための基本的な方針」でも「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」と明記された。校内研修等、性の多様性に関する学習の機会を求める声もあがっている（渡辺大輔『性の多様性』教育に関する調査報告『季刊セクシュアリティ』(No.74、エイデル研究所、2016 年)、日高庸晴「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります」2015 年）。性的マイノリティや性の多様性については、一部の職員だけではなく、すべての職員の理解が必要である。施設全体での研修機会の創出が喫緊の課題である。

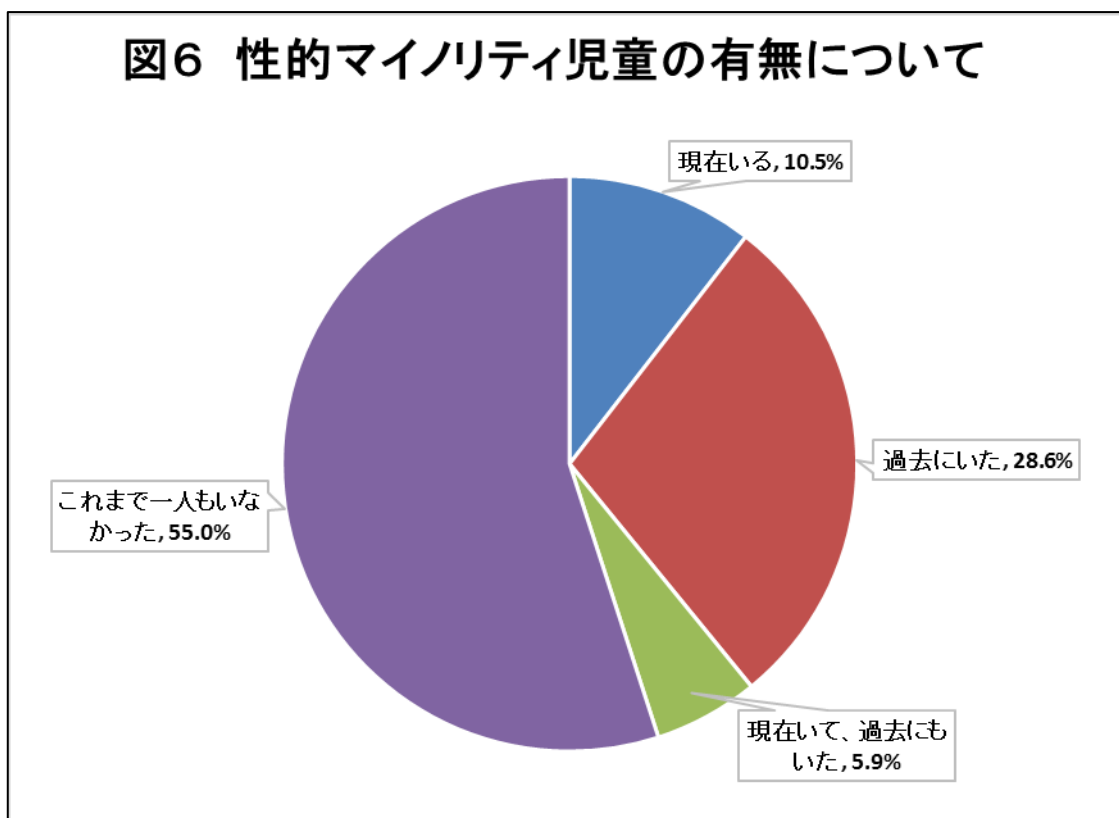
性的マイノリティ児童について

※子ども時代に性的マイノリティの傾向があっても成長とともに性的マジョリティと自覚する場合や、その逆のケースもある。本調査においては、児童が現在感じている生活上の不都合や悩みなどについての対応に焦点を当てることを目的とし、「現時点で、性的マジョリティと異なる傾向が見受けられる児童」について質問し、「性自認・性的指向が“一般的”“典型的”な形とは違う『性的マイノリティの児童（もしくはそうだと推察される児童）』はいましたか」という表現を用いて質問した。

【性的マイノリティと思われる児童の有無について】

「現在いる」（過去にいたとは回答していない施設）が 10.5%、「現在いて過去にもいた」が 5.9%で、合わせて 16.4%（※）の施設に現在いる。「過去にいた」が 28.6%、「これまで一人もいなかった」は、55.0%であった。職員が把握しているだけでも、半数近い施設で現在いるか過去にいたと職員が把握している。※「15.4%」→「16.4%」（2017.6.20 計算ミスを訂正）

また、ひとつの施設に 2 名以上いる（いた）施設もあり、在籍のべ人数は 144 名（現在 40 名、過去 104 名）となっている。



※ %は回答した 220 施設に占める割合を示す。

過去と現在を合わせると、回答した 220 施設中、45.0%（99 施設）という高い割合となる。本調査では「職員が把握している」ケースについて質問していることから、まだ把握されていない児童を含めると、実際は、さらに多くの性的マイノリティ児童が在籍していると予想される。

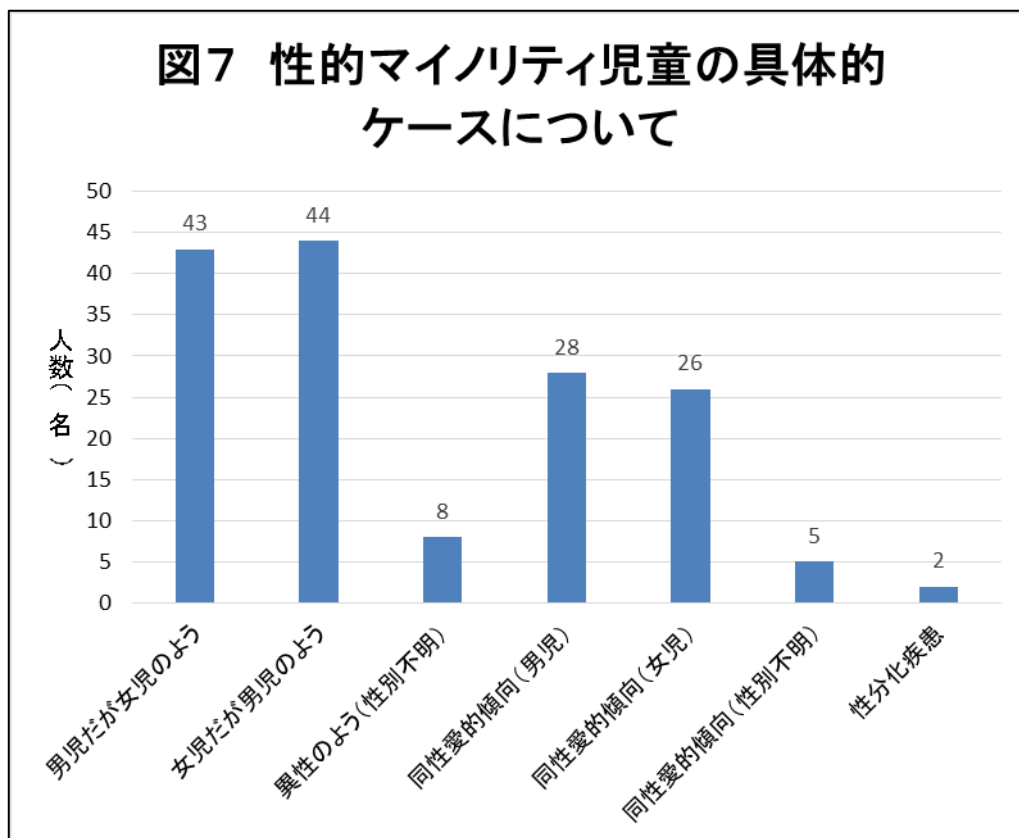
【性的マイノリティと思われる児童について、具体的にどのようなケースだったか】

具体的なケース回答人数は 133 名となった。

内訳は以下の通りである。

※「性自認」「性表現」「性的指向」について明確に区別できるものではなく、「男児で女兒のようなふるまいをして男児を好む」など、重複する場合がある。

- 男児であるが、女兒のようなふるまいをする（服装、話し方、好み等）・MTFと思われるケース：43名
- 女兒であるが、男児のようなふるまいをする（服装、話し方、好み等）・FTMと思われるケース：44名
- 異性のようなふるまいをする（性別不明）、トランスジェンダーと思われるケース：8名（性別不明）
- 同性愛（両性愛）的な傾向がある男児のケース：28名
- 同性愛（両性愛）的な傾向がある女兒のケース：26名
- 同性愛（両性愛）的な傾向がある児童（性別不明）のケース：5名
- 性分化疾患と思われるケース：2名



●男児であるが、女児のようなふるまいをする（服装、話し方、好み等）・MTFと思われるケース：

43名

◇集団生活に関するケース

- ・男の子だが着替えや風呂で裸を見られるのを極端に嫌がる。
- ・男子で、着替えを見られる事・温泉等の集団入浴・プールを嫌がる。
- ・現在、小4男児。年長～小1、2にかけての時期に女の子の遊びや女兒用の衣服、女の子同士との遊びを好む傾向が強くなり、入浴の際も自分の裸を見られるのを恥ずかしがる発言があり、他の男児と一緒に入浴させることに配慮が必要かどうか困った。
- ・男子が他の児童と入浴したがる。担当職員（男）を意識し、無断外出等がある。

◇女の子が好みそうなおもちゃを好む・女性用の服を好む・女性的な表現のケース

- ・男子だが女子の服を選び、おもちゃは女子が好むキラキラの指輪セットで買っていた。
- ・幼児期を中心にではあるが、女の子が好むアニメキャラクターの衣装を好む。言動も女の子のようなふるまいをしていた。
- ・タオルを長い髪に見立て、プリキュアごっこをする男の子。女の子が好むものを好んでいる。女の子のフリをして遊んでいる。
- ・小1男児が入所時、2歳年長の姉のプリキュアの靴下を履きたがったり女性物の服を着たがったりした。園内では良いが、学校では着ないように話した。その後はドラゴンボールに興味を持ち、女性物は着けたがらなくなった。
- ・本児から本当は女の子っぽいのが好きと話。プリキュアに興味を示す。「身体は男、心は女」のページ（紙芝居）で自分はこれだよ！と発言があった。
- ・見た目にもかわいらしい児童。成長するにつれ、紅茶やお菓子作りに興味をもち没頭する。女性ものの指輪や、ネックレスを好みつけたがる。しゃべり方やしぐさが女性っぽい。第二性徴の体の変化（声変わり、ひげ、毛が濃くなる）に嫌悪感を抱くなどがある。本児から自分は昔女だったかもしれないという言葉が出たこともある。
- ・性別は男だが、幼少のころから女子と遊ぶことが多く、話し方や動作、思考も女性傾向にある。
- ・幼少時は女児のスカートやドレスを着たがる傾向あり。
- ・入所中は女っぽいくらいであったので職員も本人も特に気にしていなかったが、卒園し2年ほど経ってSNSを利用し、自身が性同一性障害であるとカミングアウトした。
- ・男児であるが、ハイヒールを収集する。明言はしないが、一部の職員には男性のことが好きだと相談する。
- ・男の子だけど、ピンクの髪飾りをつけたり、女の子のサンダル、ひざ上ハイソックスをはく。
- ・幼少期からスカートを履きたいと職員に訴えてくることがあった。女の子らしいしぐさや友人関係を作るのも女の子が多かった。

●女児であるが、男児のようなふるまいをする（服装、話し方、好み等）・FTMと思われるケース：

44名

◇女性用の服装（スカート）・女性用制服を嫌がるケース

（制服はズボン・体操服着用）

- ・性別は女子が、自分自身「男になりたい男好き」と言っている。女子グループで生活しても男性が好きなので、支障が出た事はない。服装も男性よりで、ブラジャーをつけずスポーツブラを着用。毛の処理はせず、周囲の目も声も気にしていないよう。学生服はズボン着用。
- ・中学校の制服を嫌がりズボン登校していた。ただ、違っていたのは、その点だけで他は同じだった

ので聞かないようにしていた。

- ・中学生女兒がスカート履きたがらず、髪も短髪にしていた。性虐待ケースであった。ズボンを履いて通っていた。(制服は体操服などを着用)
- ・中学生に進級し、セーラー服着用を拒否し続け、学校とも連絡をとり合い、体操服での登校を認められるも不登校となってしまった。
- ・幼いころから男性っぽく(言葉遣いも所作も)中学生になる前に制服を着用することを拒み、精神科に受診したところ、性同一性障害と診断。学校にも協力してもらい、体操服登校をした。卒園後はジェンダーマイノリティ(ママ)の人たちと飲み屋をして生計を立てている。
- ・中学の制服(スカート)着用を着たくないと言え、スカートの中に常に体操服の半パンを着用していた。冬はスカートの下に長ズボンを着て「スカートのみ着用」というのを頑なに嫌がっていた。
- ・女の子だけどスカートの着用を嫌がり中学の制服もスカートの下に常にジャージをはいていた。(その他)
- ・女子でスカートが嫌がる、服の色がピンクやオレンジが着たくない等の主張。身体の変化で不安定になる。
- ・女の子だが、男の子用の服を買いたがる。生理を受け入れない。
- ・高校生女兒。「男になりたい」「男に生まれたかった」。スカート・タイツ・ストッキングへの嫌悪。一人称が「オレ」。「女子が好き」という発言。
- ・元々ボーイッシュな女の子だったが思春期になり男物の服を選ぶ。制服(スカート)を嫌がる。下着やナプキンの使用を嫌がる。ムダ毛処理をしない等の様子が見られた。また、好きな子が女の子という話もあった。
- ・スカートを嫌い、中学の制服はずいぶん抵抗しました。現在20代後半。本人もはっきり言いませんが、現在、女性と暮らしているようです。
- ・女の子だけど女性的な服を好まず、男性的な服を好む。ただ、制服はスカートをはくことができる。男の子の友達しかいない。
- ・女子だがスカートの着用は嫌がったが、中学の制服は女子のものを着用していたのでそれほど違和感はなかった。

◇男性的表現(一人称・下着など)のケース

- ・女の子だけど、自分のことを「オレ」と呼び、ズボン着用。ブラジャーをつけない。
- ・女子児童でスカートを嫌がり、一人称も「オレ」と男子のような行動、発言がある。コスプレが趣味だが男装のみ。心理面接では心と体の不一致を訴えることもあり、園内でのケース検討会を行った。
- ・女兒でありながら洋服の嗜好が男児服のようなものを好み、大学生となってからは男性の下着をつけ、女性であることに拒否感を持つ。
- ・女子なのに、男子もの下着をつける。女の子が好き。女の子であるが心は男。
- ・小学生高学年女兒。女の子らしい服装を嫌がり、体の成長で下着(ブラジャー)の着用が必要であったが拒否していた。

◇性同一性障害の診断・性別変更のケース

- ・入所当初より男らしい歩き方や話し口調で、当時では珍しい女子なのに柔道を好んでやっていた。男になりたいと言っていたが、卒業後、本当に男に性別変更した。
- ・髪型を短くし、行動も男の子っぽくする仕草が見られた。制服(スカート)を嫌がり無理に着て登校をしていた。退園後に自分の性に違和感があり、病院に通院し性同一性障害と診断をされた。その

後性別変更を行い、男性として生活を送っている。

- ・制服のスカート以外ははかなかった。卒園後、数年してから性同一性障害の診断を受け、身体的治療を受けた。戸籍の名前の変更は済んでいるが性別変更は条件を満たしていないため、していない。

男児と女児の人数はほぼ1対1であったが、事例は、非対称的な部分が見受けられる。

男児は、「集団生活が困難である」事例が見られ、女児は「服装において困難を訴える」事例が見られた。

男児は「女性のようなふるまいを積極的にしたがる」という事例が多く、女児は、制服や服装において「スカートを嫌がる」事例が圧倒的に多く、「スカートを嫌がる」「ズボンしか履かない」などの記載は24名にのぼった。「制服はズボン着用」が3名、「制服は体操服着用」が4名となっており、学校との調整を行っている施設もあった。

男児の場合は幼少期の記述が多く、女児の場合は中学生の記述が多かった。

女児の場合は制服において困難を訴える際に性的マイノリティと推察したり判明するケースが多いことが原因と考えられる。

また、卒園後、性別変更などの状況を把握しているケースは、4名（FTM3名、性別不明1名）だった。

●同性愛（両性愛）的な傾向がある男児のケース：28名

- ・男子児童が男子職員に対しての強い思いがあり、その職員が結婚したことがわかるとショックを受け、落ち込む等の姿が見られた。他児との距離感がとても近かった。
- ・男児であるが、時折見せる仕草や発言が女性のように。男性職員への距離感が近い。
- ・男子職員の布団のそばに来て一緒に寝ようとしたことがあった。
- ・中学生の頃、野球部の男子に告白をしている。そこから心理面談が始まり、「女性よりも男性が好き」であることを話している。
- ・男子児童だが、男性しか好きにならないと本人より職員に告白。
- ・自ら女性には興味がなく、対象は男性であると話していた男の子がいた。
- ・男の子（中学生）が男の人のヌードを見ていた。女の子が好むキャラクターを好んでいた。
- ・男子小学生高学年であり、同学年の男子のことが気になる旨の発言がある。
- ・男子だが、自分よりも年下の男子を好み、施設内・外にお気に入りの男子がいた。

●同性愛（両性愛）的な傾向がある女児のケース：26名

- ・高校生女子生徒、交際相手が社会人女性だった。
- ・高1女児。性自認は女性、恋愛対象も女性。
- ・高校生女児。男性とも女性とも交際があった。いわゆるバイセクシュアル？
- ・本人（女性）が同性愛者ではないかと相談しにきていた。
- ・高校生になると女の子を「彼女」と言って職員に紹介する様子があった。
- ・高校生3年女の子。女子高に通う。高3の時、同級生を好きになり、他の生徒に知られる。部活に参加できなくなり、その後退学した。
- ・学校の同性の先生に好意を抱くことがあった。また、異性・同性の子と交際をしていると職員に話があった。
- ・高校生女子生徒、交際相手が女性（一見男性風）

男児と女児の人数はほぼ 1 対 1 であった。性的指向は外見からわかりにくいいため、性自認・性表現のケースより数が少なくなったと推察される。

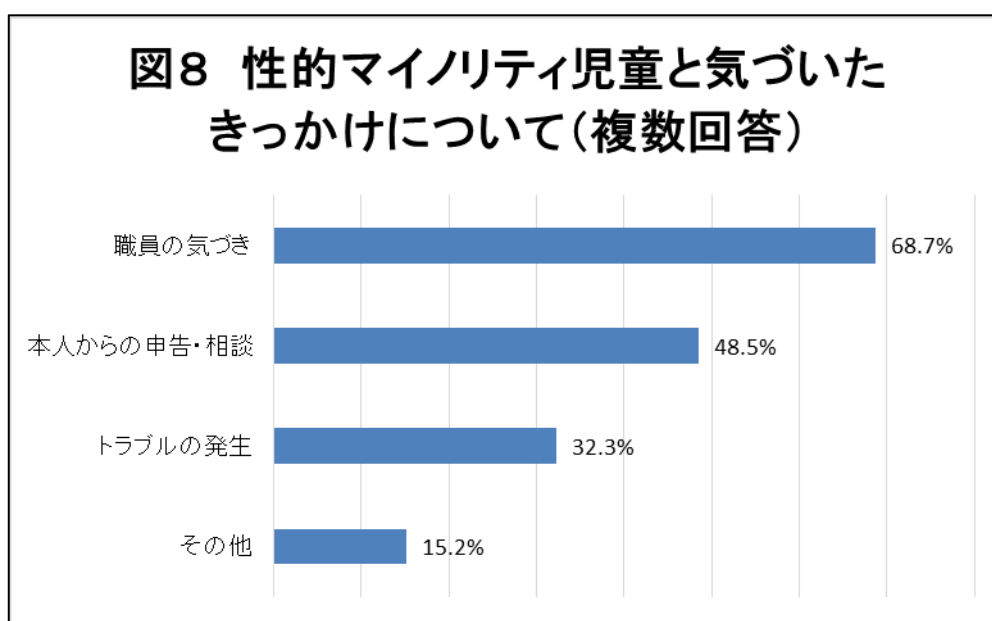
同性愛的傾向については、職員への相談や恋人の紹介によって判明することがある。

男児の場合、職員との関係性に関する記述が見られた。家族ではない大人と児童が集団生活を行う児童養護施設ならではのケースである。

女児の場合、高校生で判明した事例が多く見られる。

【「性的マイノリティの児童」かもしれないと気づいたきっかけ】

施設職員がその児童を性的マイノリティの児童かもしれないと気づいた最初のきっかけは、性的マイノリティ児童が「現在いるか過去にいた」と回答した 99 施設中、「職員の気づき」が 68.7%、「本人からの申告・相談」が 48.5%、トラブルの発生が 32.3%、その他が 15.2%となった。



※ 性的マイノリティ児童がいる・いたと回答した 99 施設に占める割合を示す。

●職員の気づき

男児

- ・男児だが女性的なしぐさが目立った。距離が近かった。
- ・小学校低学年時代より極端に同性の男の子の前での着替えや風呂に一緒に入ることを嫌がりだした。他児と遊んでいる際、年下の男児に対し「○○ちゃんかわいい」と言ってほっぺをなでたり、異様に距離感が近い時があった。
- ・本児が遊んでいたり女の子好みのものが好きな様子を見ている。
- ・高い声で話す。女の子と一緒にいたがる…等の様子から性的マイノリティの子かもしれないと思っていた。
- ・言動が女性的だったため、本人に「そういうものが好き？」と聞いたところ、認めた。
- ・他児からも「女の子みたい」「おかま」などの発言も出始めていたことで注目するようになった。本人はその時は特に自分の言動、他児の言動に疑問を感じている様子はなかった。

- ・しぐさが女性っぽい部分。第二性徴への顕著な嫌悪感。文具や雑貨など女子向けの物を好む。アイプチや化粧への興味がある。
- ・男の子（中学生）が男の人のヌードを見ていた。女の子が好むキャラクターを好んでいた。
- ・言動が女性化傾向。女子と遊んだり、気が合うことが多い。一度、押し入れに隠れて他児のスカーートを履いていたところを職員が発見する。
- ・お化粧品や女性物グッズに興味を示していた。また、女性と話すことを好んで男性職員にベタベタしていた。
- ・職員が見つけた性的な本の内容が男性が好きな人向けの本だった。

女兒

- ・幼少期からスカートをはかない。絶対にズボンを着用していた。
- ・小学生高学年の頃から『俺』と言ったり、明らかな女の子らしい格好を嫌がっていた。スカート・フリルなど。
- ・小学校の頃より男の子用の洋服を好み、髪型も短髪にしていた。中学生となりセーラー服着用を頑なに拒否し、不登校となっていく。
- ・服装・態度から少々心配していたが退園して出会った時、女性といっしょでその関係が見ていてそう感じました。
- ・男兄弟による影響とばかり思っていた。当時は LGBT の認知度が今よりも低く、職員としても、あまり重要視しておらず、高校卒業後に、本人から色々話を聞き、考えるようになった。
- ・女子だが、女子への距離が近い様子があった。
- ・女子児童であったが、男性用下着の着用があった。
- ・風呂を一人で入りたがる。男物の服を着たがる。
- ・男児へのあこがれ（体のつくりなど）があり、男の子になりたいと発言。

具体的なケースと重なる記述が多かったが、より詳細な記述が多かった。

●本人からの申告・相談

男児

- ・「男の子の服イヤ。女の子の服がいい。かわいいから」との話があった。
- ・母から「スカートをはいている」「女の子のようだ」との話があったため。
- ・「自分は昔、女だったかもしれない。性転換したのかな」という言葉がでた。
- ・本人が不登校となり、学校の先生よりピアスや香水をつけている件指導してほしいと言われ、話している中で「ジェンダーレス男子」と自ら言ってきた。
- ・男の子だが「男の子が好きだ」との発言があった。
- ・本人からの申告。「私（一人称が私の男児）、男の人が恋愛対象なの」と言ってきた。
- ・本人が自分から、普通じゃないかもと言ってきた。

女兒

- ・「スカートを絶対にはかない」と宣言してきた。
- ・中学に入ったときに制服（スカート）を着たくない嫌がる。「同性の子が気になる」と話したり、高校生になった時には、オープンに好きな女の子の話をするようになった。→入所しているあいだに性的マイノリティであるかもという相談を職員が受けたことはない。

- ・高校の既定のスカートの制服を嫌がり、ズボンにできないかと訴える。就職・手術等のため、医師の診断（性同一性障害）を受けたいと求める。
- ・高1のときに本人よりカミングアウトがありました。高校の制服に違和感を覚え、ズボンで登校できるか相談してみようかというもの。
- ・ブラジャーを着用したくない。男物の洋服を着たい。第二性徴（月経、胸のふくらみ等）がくることを認めたくない。
- ・心理士との面談の中で「心と体が違うみたい」「男だったらよかったのに」と発言。
- ・中学入学時にセーラー服の着用を強く拒み、かねてから受診していた精神科にてドクターに相談し診断名がついた。
- ・小学生のころからボーイッシュな格好を好む。女性としての生理的な問題には嫌悪感をもっている様子。しかし、女子に対する好奇心は見受けられない。
- ・男の子になりたいと相談があった。
- ・本人自身から将来男性になりたいとの話があった。
- ・普通の会話の中で「今お付き合いしている人が女性」との話があった。
- ・女性に対してしか興味（性的な）を感じない。退所後も相談あり。

本人からの申告が48.5%と半数を占めた。具体的なセクシュアリティのカミングアウトというよりも、生活するにあたって支障があるために相談する事例が多かった。

●トラブルの発生

(性的トラブル、盗みなど)

- ・同性同士でのマスターベーションの手伝い。
- ・他児からAより胸を触られた、体を見られる、キスされたなどの相談があった。
- ・女性物のタイツや制服を居室、保管場所から持ち出す。
- ・同じ寮の女子児童の部屋に入り、性的な行為に及ぼうとしたことがあった。
- ・女性の衣類を盗んで持っていた子どもに可能性の一つとしてトランスベストイトを教えたときに開示があった。

(他児・同級生との関係)

- ・セーラー服着用拒否と共に、他児と折り合いもあまりよくないためトラブルが度々あった。
- ・ある女の子を好きだと告白し、「気持ち悪い」と避けられるようになる。
- ・同級生を好きになり、他の生徒に知られる。部活に参加できなくなり、その後退学した。
- ・同性に好意を抱くことを疑問に思い、異性と同性と交際を繰り返し情緒が不安定になっていた。他児からのからかいの対象になってしまい、イライラし物にあたることや、飛び出すことがあった。
- ・(同級生の男子に告白したことが)学校でうわさとなり、登校しにくい期間があった。
- ・他児から距離を置かれた。

(その他トラブル)

- ・「男の子だが着替えや風呂で裸を見られるのを極端に嫌がる。」←この時に泣いて嫌がる。
- ・スカートの下にはいている長ズボン着用を教諭に注意され、反抗ということがあった。
- ・スカートを嫌がる。同性に興味があるようだが、逆にいつも異性と話をしている。
- ・大きなトラブルはなかったが周りから変わり者とは思われていた。
- ・児童自身は特に「自分は人と違うのかもしれない」という意識はないようで、困り感は見られない。単なる興味関心としてとらえており、それが周囲から少し変な目で見られてもそのこと自体に気づいていない。
- ・母親が女性的な女子を好んでいたため母親から嫌われたくない思いと自身のギャップに悩む。
- ・女子の制服が嫌だから、と登校拒否（その他にも理由は多々あり）。女の子というくくりをされると嫌がる。

性的トラブルにおいては、性的マイノリティ傾向に関係なく「性を支配の道具として用いる性加害行為」なのか、性的虐待をはじめとする虐待と関連した表れなのか、性的マイノリティ傾向によるものなのか、あるいはその複合的なものなのか、見分けがつかない事例が見受けられた。また、「異性の服の持ち出し」については、異性への関心によるものか、性自認の結果によるものなのか、見分けがつかない事例もあった。

実際に、児童養護施設では、性的虐待を受けた児童が不適切な性的関心や性的行為を示すという「性化行動」が見られるケースも多い。すべての性的な行動の原因が虐待とも限らないのであるが、施設職員が性的マイノリティ児童の何らかの行為を虐待経験と結びつけた分析をしてしまう場合も少なくあるのではないかと推察される。

うわさとなったことやからかわれたことからストレスを抱えている児童の様子も見受けられる。また、制服の着用に悩んで周囲とうまくいかない事例も見受けられる。

文部科学省が出している教員向け周知資料（2016年）の「学校による支援の事例」によると、「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」という事例が示されており、学校はスカートを嫌がる児童を「ルールを守らない児童」として注意するのではなく、自認の性別にあった制服着用を認める対応をすべきである。また、児童養護施設職員も、学校に積極的に児童の自認する性別の制服着用を学校に求めていくことが必要であろう。

また、同性に裸を見られるのを極端に嫌がる児童がいれば、同資料の「学校による支援の事例」にあるように、「1人部屋の使用を認める」「入浴時間をずらす」などの対応が必要である。

「制服を嫌がる」「同性との着替えや入浴を嫌がる」自体は、その児童に起因する「トラブル」というよりは、周囲の無理解やそれを強制するような不適切な対応によって「トラブル」となるものではないだろうか。学校が不適切な対応をしているようであれば、児童養護施設としては、上記のような資料を示して学校に適切な対応を求め、児童が過ごしやすい環境作りを行ってほしい。

また、周囲の生徒の無理解は、性教育で「性の多様性」を学んでいないことにも起因するものである。マイノリティ児童が学校生活を快適に過ごすためにも、学校で生徒たちに性的マイノリティに関する知識を教える必要性は高い。

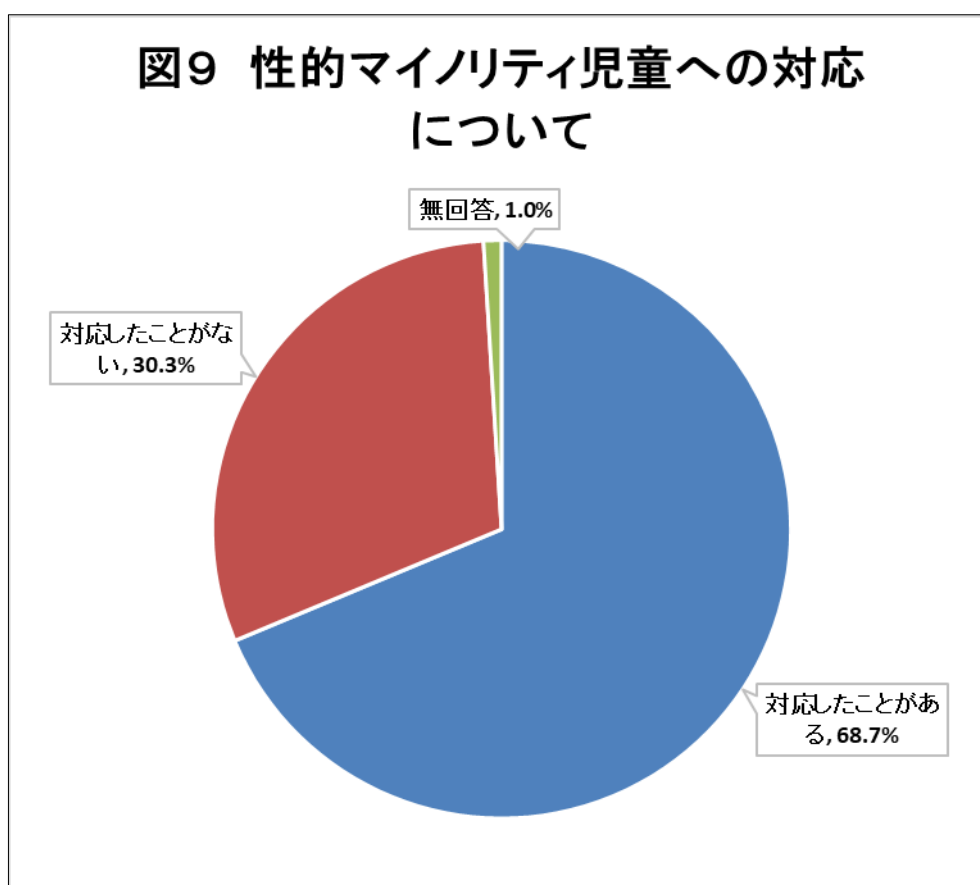
●その他

- ・学校でも A さんが「オレ」と言い、行動も男っぽいことからそれを受け入れられない児童との関係が悪くトラブルになりやすい。「スカートの制服を着たくない」との申し出があり、学校が対応に困っている。
- ・学校では男子生徒との交流が少なく、女子生徒との交流が多い。同世代の友達から陰で「おかま」「おねえ」と呼ばれていることもある。
- ・卒園後、2年ほど経ち、SNS でカミングアウトしているのを他の卒園生から聞いた。
- ・退園後は地域の方（支援者）より情報。

性的マイノリティへの対応について

【対応の有無について】

「現在いるか、過去にいた」と回答した 99 施設中、対応したことがある：68.7%、対応したことがない：30.3%、無回答：1.0%となった。

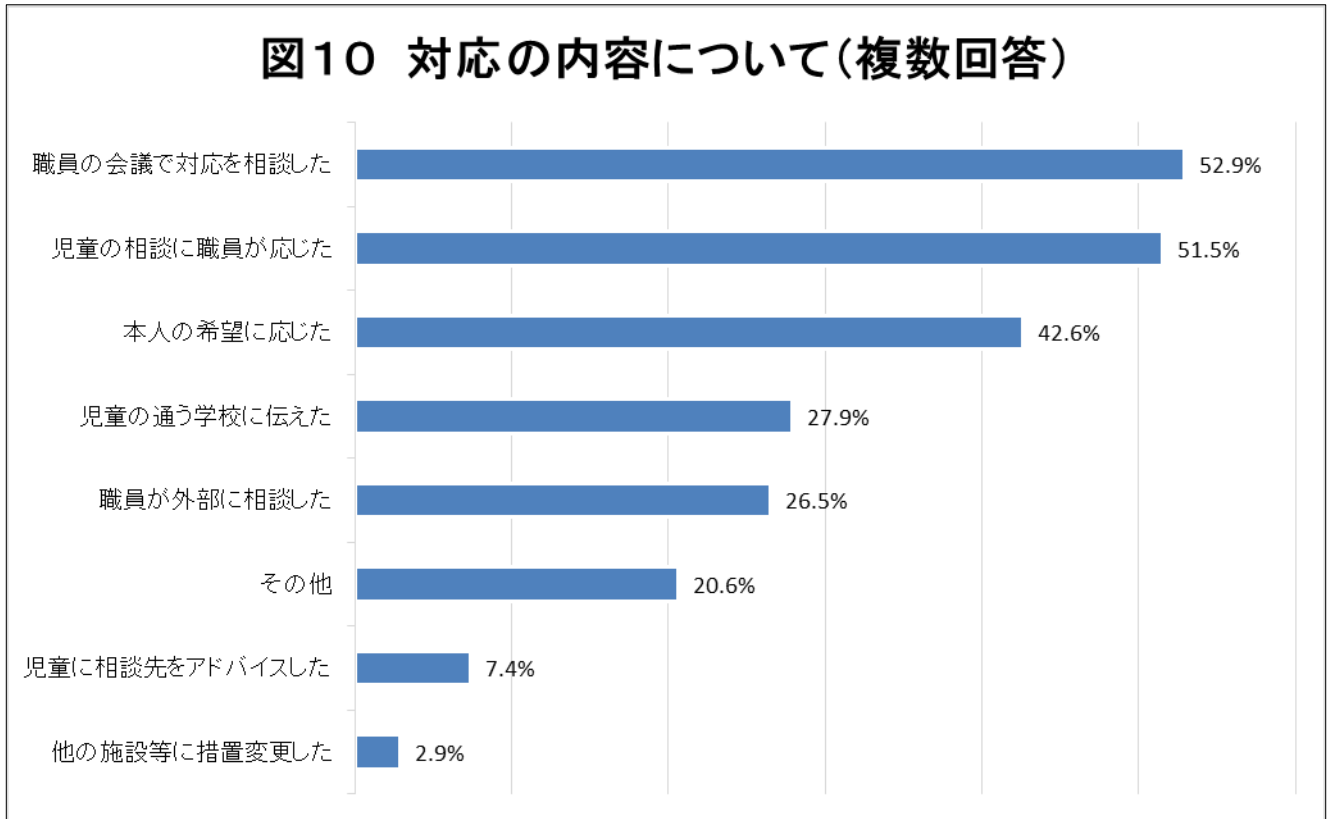


※ 「対応したことがある」には「対応したことがないことがある」1施設を含む。
※ %は性的マイノリティ児童がいる・いたと回答した 99 施設に占める割合を示す。

【対応の内容について】

対応したことがあると答えた 68 施設中、「職員の会議で対応を相談した」52.9%、「児童の相談に職員が応じた」51.5%、「本人の希望に応じた」42.6%、「児童の通う学校に伝えた」27.9%、「職員が外部に相談した」26.5%、「その他」20.6%、「児童に相談先をアドバイスした」7.4%、「自立支援施設など他の施設等に措置変更した」2.9%となった。

図10 対応の内容について(複数回答)



※ %は性的マイノリティ児童に対応したことがあると回答した 68 施設に占める割合を示す。

●本人の希望に応じた 29 施設

(下記の件数は重複する場合がある)

【部屋・入浴の対応】 6 施設

- ・一人部屋にする。興味のある話に乗る。
- ・年齢的に対象にならない子どもとの相部屋。
- ・個室対応、本人の意思を尊重。
- ・入浴、着替え等個別に行えるよう徹底した。
- ・個室の提供
- ・旅行の入浴時の配慮。

【服・好み】 16 施設

- ・本人の嗜好や好みを寛容に許容した。
- ・希望する服装を配布した。
- ・男女差の感じない服（フリルなどのない服）を自分で選ばせた。
- ・服（下着含）を自分で購入させる。

- ・本人の希望する服装や髪型をさせた。
- ・希望する服装（男物）の購入、制服（スカート）着用しなくてもいいよう学校と調整。
- ・セーラー服登校ではなく、体操服登校にした。
- ・服装などは本人の意思を尊重した。
- ・リカちゃん人形購入。髪を結わく。話を聞く。プリキュアのテレビを見る。プリキュアの本を購入する。
- ・遊びたいおもちゃや着たい服をあてがった。
- ・小1時に青とピンクの中からピンクのピアニカ購入を希望したためピンクの物を購入した。

●職員が外部に相談した 18 施設

児童相談所：10 施設 その他：大学病院、心理士など

●児童に相談先をアドバイスした

相談先：心療内科、他の職員等であった。

●その他 14 施設

- ・何気なく本を見せて話をしたことがある。
- ・本児と相談の上、あまりその事に触れないようにした。また、本人と相談の上具体的な対応はしないことにした。
- ・具体的な相談はなく、他児と同じように偏見を持たずに関わってきたが具体的に相談してきた場合に対応に困っていただろうと考える。
- ・セクシュアルマイノリティのボランティアサークルの人へ相談。
- ・本人が開示していない時に不必要な刺激を与えないよう環境を整えた。（個室の提供を含む）
- ・ありのままのあなたでいいんだよ、と日ごろから伝えるようにした。

「児童の相談に職員が応じた」「職員の会議で対応を相談した」「本人の希望に応じた」の対応が半数前後となった。児童の希望をきちんと聞き取り、より過ごしやすい環境づくりを行っているのは、非常に好ましい対応といえる。

また、「その他」の記載には、「何気なく」「日ごろから」といった、職員の日常のなかでのきめ細かい気遣いが見られた。

【対応の結果、どのような変化があったか】

56 施設の回答があった。

●児童の変化

- ・変化はないが、安定して生活できていたようだ。
- ・職員に対して、前よりオープンに話をするようになった。
- ・本人が自分自身について考えるきっかけとなっていた。
- ・本人はカミングアウトによって周囲に否定されなかったことで気持ちが楽になったと話す。よりオープンに同性の男子への好意を表すようになった。
- ・職員は本人のことを理解した上で見守っているということがわかっていたので問題は解決した。
- ・自分の好みを隠さず話すようになった。
- ・そうであっても良いことや安心感が本児の中に生まれた。

- ・何を話しても大丈夫という安心感もてるようになってきたと思います。
- ・これまでと変わらず女性的な言葉づかいやしぐさ、女装を楽しむ行動がある。認められたことによって逆に生き生きしているよう。
- ・本人も受け入れられたようでほっとした表情も見受けられ安心して生活できているようだった。
- ・チームとしては、本児の言動に対して最初に否定しないようにすること、変だと決めつけてしまわないように声掛けを徹底しました。まずは本児の気持ちを受け止め、そのうえで、周りから見た時の客観的に「女みたい」と思われる可能性があることも伝えてきました。否定しない声掛けのおかげか「～してみたいんだけど」「～はどうか」と本児から意見を求められることも多くなり、メリット・デメリットを両方伝えることができています。施設心理士とも協力し、連携しています。また学校とは気になる行動・言動があった際にはお互いに情報共有できるようにしています。
- ・元々自分の気持ちを語る子ではなかったが、この件をきっかけにして自分の気持ちを語るようになった。(特定の職員の前で涙を流し話すことがあった)
- ・子どもが職員に相談する機会が多くなり、職員と話をすることで子ども自身も落ち着いた。学校側にも子どもの様子を伝えたことで、先生側も距離を置いてくれた。
- ・特に変化はないが、ジェンダーについて話題にする機会が増えている。
- ・職員と性的マイノリティの話をできたことで、児童はスッキリした感があった。その上で、性的マイノリティとどう向き合っていけばよいのか、少しずつだが整理できたように感じる。
- ・自ら話しやすくなったようで口にするのが度々あった。

●周りとの関係性

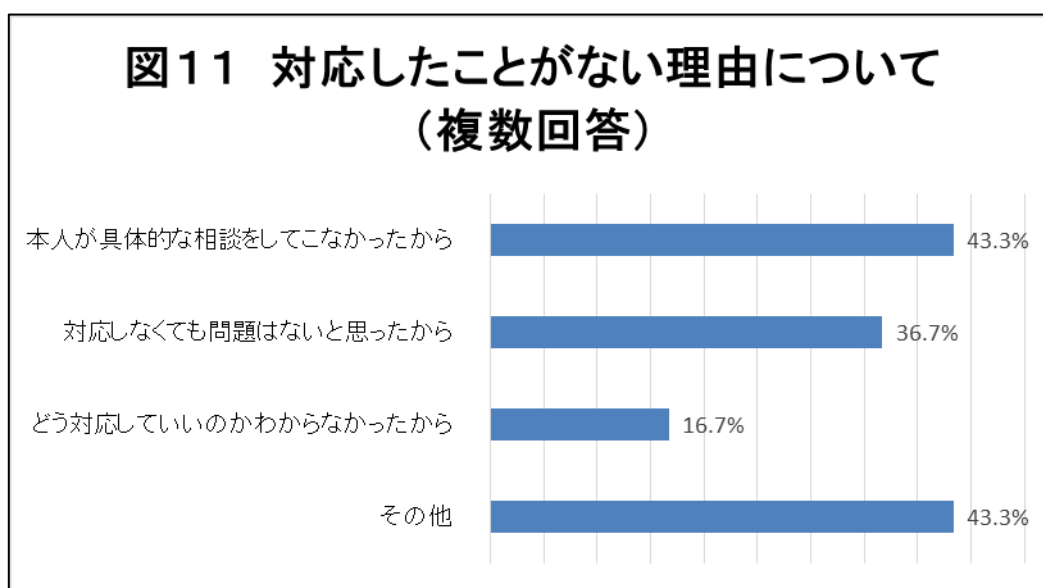
- ・職員が理解することで、対応にゆとりを持てたと思われる。
- ・学校側の理解を少し得られた感はある。
- ・適度な距離感を保てるようになった。
- ・目に見えてわかるような変化はなかった。ただ、こちらの意図としては自分自身を否定するような事態にはなかってほしくなかったなのでそこは伝えられたと思う。
- ・入所時に本人から申告があったため、本人が不快にならないよう周りから浮いてしまわないよう対応しました。
- ・職員間の連絡、施設と学校との連携が強まった。
- ・幼少期には本児の性について説明し否定的な言葉がけをしていたが、小学生以降になっても異性への憧れを持っていたため本児の気持ちを受け止めるようにした。話をするときには穏やかに話げできた。
- ・周り（児童）も理解してくれた。
- ・職員間・教員間での共通理解ができ、児童も通学等で服装について配慮された。
- ・本人は大人（職員）に認めてもらえるが、同級生に認めてもらえないのが苦しい。バカにされるといふ苦しさがある。
- ・心と体の違いを間違いとして捉えることはしなくて良いことを伝え、ジェンダーについての児童向けの話を職員から行う。→現在は周囲の人との関係を自分で調整できている。
- ・当時は LGBT についての告白はなかったが、卒園後に職員に告白してくれた。本人のありのままを受け止めることで、相談できる関係ができていたと思われる。

児童の変化としては、「安心」「安定」「オープン」「スッキリ」といった前向きな言葉が並んだ。対応することの大切さ、対応次第で、性的マイノリティ児童が過ごしやすい環境を整えられることがわかる。また、児童へ適切な対応をすることで、周りとの関係も改善されている様子が見られた。施設内の職員間の連携、施設と学校との連携が深まる様子が見られた。

退所後のカミングアウトの事例も見られた。親へのカミングアウトが難しいという当事者が多い中、当事者が施設職員に退所後にセクシュアリティを告白するということは、職員と児童の間でしっかりした信頼関係を築いてきたということであろう。あるいは、セクシュアリティについて、親よりも相談しやすいということがあるのかもしれない。

【「対応したことがない」理由】

対応したことがないと答えた 30 施設中、「本人が具体的な相談をしてくれなかったから」43.3%、「対応しなくても問題はないと思ったから」36.7%、「どう対応していいのかわからなかったから」16.7%、「その他」43.3%であった。



※ %は性的マイノリティ児童に対応したことがないと回答した 30 施設に占める割合を示す。

●その他

- ・育ちの中でいろいろな面は変わってくるものなので様子を見ていた
- ・自然の流れにまかせた。

性的マイノリティ児童かもしれないと思いつつ、対応していない場合で「相談してくれなかったから」という理由が 43.3%を占めている。しかし、本人の相談を待たなくても、施設内にさりげなく LGBT 関連の図書を置いたり、職員がふだんから児童に対して個性や多様な性について肯定的な発言を意識的に行うなど、相談しやすい環境は整えることができる。

児童養護施設内の寝室や入浴空間の環境や、性的マイノリティの児童への対応についての苦勞や悩みについて

寝室や入浴空間という生活環境構造に関する回答が多かったが、幅広く回答が寄せられた。何らかの記述があったのは220件中119件(54.1%)だった。

●居室・浴室などのハード面について

- ・部屋割や入浴など、男女で分けており、ハード面からの問題も含めて個別対応が難しい。個別対応を取る場合、他児へどのように説明するのが難しい。
- ・1部屋を2人で使うため、入所の人数に限界があると思われる(性的マイノリティの受け入れに)。
- ・施設の都合上、個室がとれないのでプライバシーの配慮が難しい。浴室についても大浴場で女子に関しては中高生も複数で入浴することになり、職員の把握できない空間となる。
- ・現在、性的マイノリティと思われる児童はいないが、仮にいたるとなると男女で生活スペースを分けているので、受入が難しいと感じる。
- ・男女混合の生活の場で現状があまり性的マイノリティに配慮した対応はできていない。
- ・個室の数や居住スペースを考慮すると定員に満たなくても入所希望者の年齢、性別によっては受入困難な場合がある。性的マイノリティ児童への対応については、このアンケートを機にLGBTについて研修し、施設として検討し、準備しておくことが大切だと考える。
- ・ユニット内の個室には鍵をつけていないため同性に性的指向を持つ児童に気付かないうちに性的接触がいつ起きてもおかしくない現状であり、今まで性的マイノリティに対応した経験がなく、早急な対策の検討が必要と感じる。
- ・小学生以上の児童に関しては男子棟、女子棟と生活する場が身体の性別で分かれているため、トランスジェンダーの児童が入所した場合、どちらの棟に配置すべきか。本人のためには心の性別の棟に配置した方が良くはわかっているが、他児やその家族へはどのように説明すればよいか、説明しても納得してもらえないかはわからない。
- ・死角が多く、把握する事が難しい。性的マイノリティの児童の対応は知識が薄いため不安な一面がある。中高生は中高生のみで入浴しているため把握は難しい。
- ・寝室や入浴空間については個別対応ができるので今のところ悩みはない。
- ・現在いないが、将来的に可能性もあるので児童相談所、県含め、話し合っていく必要があると思っている。またハード面での施設整備の部分も考えていく必要性はあると思っている。
- ・物理的に配慮が難しい状況にあるので、入所の打診の際、受け入れについてかなり判断を迷うと思われます。

●職員側の課題について

- ・性の多様性について職員全体の意識が低い。また、性差に関しても重く捉える人、軽く流してしまう人がいる。昔ながらの感覚(?)で、性別は「男と女」しかないと思っている受け入れきれない職員がいる。子どもは職員のそういった雰囲気を感じとるので開示しにくい状況になっていると思われる。
- ・各職員のスキル上昇が課題(気付けるかどうか)だと思います。
- ・施設内に性を考える委員会があるが、活動の主旨が浸透していない。異性の居室の出入り、入浴を個別か、同性で職員付き添いならOKかなど話し合えないまま、職員一人一人の裁量で判断してしまっている状況。

- ・ 職員の何気ない言動に傷つく子がいるかもしれないので研修の必要性を感じています。
- ・ 子どもの対応より職員への意識付けと適切な対応を話し合う土台作りが難しいと感じる。現場ケアワーカーの「性的マイノリティ」の知識と意識の差がある。
- ・ 最も難しいことは、職員や子どもたちがこうした性のかたちがあることを「理解」は難しくともその子を受け入れ存在を認めることができるかどうか、またそれが可能な職員、子どもを育てていけるかどうかであると考えます。物的環境や、人の工夫と思いやりの気持ちである程度はどうかになる。人的環境が重要。
- ・ 性的マイノリティに対する職員の知識が薄く、今後、より深めていかねばならない事案の一つと考える。

●判断の難しさについて

- ・ 性的マイノリティの児童なのか、生い立ち等の環境要因や、発達的な課題が原因なのか判断がつけがたく、対応が難しいと感じます。
- ・ 同性間での性被害・加害の問題と混同してしまっているところがある。
- ・ 性被害のケースが多いのでマイノリティと区別がつきにくい。
- ・ 思春期を迎える前の子どもは、そもそも性的マジョリティか性的マイノリティなのか、当の本人にも明確な判断がつけられない。
- ・ ハッキリとしないことがもどかしい。

●その他

- ・ 入浴介助に入る際、性的マイノリティの児童もいるかもしれないと考えると「男児だから男性職員」「女児だから女性職員」というわけにもいけなくなり、その辺りの判断が難しい。
- ・ 職員も児童も性的マイノリティへの理解が深まっているかと問われると、まだまだ理解できていないように感じる。当施設では男児、女児でフロアを分けていることもあり、性的マイノリティへの児童の生活場所等、課題は山積みだと考える。
- ・ 現在は性的マイノリティの児童を把握してないが、存在が確認された時に集団生活の中でどのように対応できるのか不安であります。
- ・ 今後年少児童への性加害は心配。入浴中、就寝中など職員の目の届かない時間は多いので。
- ・ 中高生になり、寮の中で恋愛に発展してしまったときの対応。
- ・ 他の児童への理解を求めることが難しく、からかいの対象となってしまうこともある。そのため、対象となる児童のいない時から性的マイノリティの教育が大事になってくるのだと思う。
- ・ 自己領域の確保・徹底が生活内における性教育実践の重要な1つと考えていますので、児童の居室への入室や入浴介助など職員側の配慮も大切にしています。その他、実習生やボランティアには入浴介助はもちろん排泄介助なども行わせていません。子どもの暮らしにおいては幼児についても寝具の柄なども変えるなどの自己領域醸成の配慮を行っています。
- ・ 他人同士が集団で生活していることには変わらないのでできるだけ個別性にも配慮していけるようにしたい。
- ・ 知識がないので、自分の対応が合っているのか不安になる。

児童養護施設は男女別の生活環境であるため、性的マイノリティ児童の対応への不安の記述が多く見られた。

まず、「トランスジェンダー児童を男女どちらの棟に配置すべきか」という配置の悩みが見られた。また、『男児だから男性職員』『女児だから女性職員』というわけにもいなくなり」という担当職員の性別の悩みはトランスジェンダー児童のみならず、同性愛的傾向のある児童への対応も含んだ回答と言えるかもしれない。

空いている部屋がない、入浴が男女別集団別で対応ができない、建物が分かれているなどの理由から、性的マイノリティ児童の受け入れはできないという回答もあった。

ただ、「個室がとれないのでプライバシーの配慮が難しい」「ユニット内の個室には鍵をつけていない」といった問題は、性的マイノリティ児童のみならず、施設で過ごす児童全体の生活に関わる問題といえるだろう。性的マイノリティ児童に関わりなく、「自己領域醸成の配慮」の実践について紹介する施設、「他人同士が集団で生活していることには変わらないのでできるだけ個別性にも配慮していけるように」と集団生活そのものの中での配慮について触れる施設があった。

ところで、生活空間が集団の男女別になっていた場合、当該の児童の対応に苦慮するのは、性行動の管理という側面からでもあるようだ。「年少児童への性加害は心配」「死角が多く、把握する事が難しい」「中高生になり、施設の中で恋愛に発展してしまったときの対応」など管理に対する不安の記述が見られた。

性的マイノリティ児童の受け入れに関して、「LGBT について研修し、施設として検討」「早急な対策の検討」「ハード面での施設整備」などの準備の必要性の記述、性的マイノリティ教育の重要性に言及するものもあった。

職員側の課題に関する記述もあった。職員間にスキルや知識の差があることを挙げる記述があった。大人は理解できて他児への説明は困難という記述もあった。

また、児童養護施設で生活する子どもたちの背景から、性虐待との関連と区別がつきづらいという回答、性的多様性の複合性や可変性から、「クエスチョニング」のつかみづらさに関する回答など「判断の難しさ」に関する記述があった。

ただ、原因が何であれ、明確なセクシュアリティが確定しなくても、職員が児童が実際に抱えている困りごとを聞き、生活しやすい環境を整えていく部分での対応は可能であり、施設にはより柔軟できめ細やかな対応が求められるといえるだろう。

最後に付言すると、下級生への性加害や児童同士の恋愛、男女混合の場合の性的トラブル、性的接触など、現在の課題をうかがわせる記述もあつたり、「知識が足りなくて対応が不安」「男女混合の生活の場で現状があまり性的マイノリティに配慮した対応はできていない」などのように、何が「配慮」かつかみかねているような記述もあった。

以上、調査の結果概要をまとめた。よりよい環境づくりのため、今後もさらに精査していくとともに、ヒアリングを通して深めていきたい。

最後に、お忙しい中、子どもたちのために、調査に協力して下さった施設職員の皆様に、調査メンバー一同、深く感謝申し上げます。

※一般社団法人レインボーフォスターケア HP 内に掲載している「児童養護施設における性的マイノリティ (LGBT) 児童の対応に関する調査」報告書 Ver.2 (発行日: 2017 年 10 月 1 日、著作: 一般社団法人レインボーフォスターケア、岩本健良、白井千晶、渡辺大輔) を再掲した。

第 2 章

児童養護施設の性教育と職員研修

先行調査において、「児童養護施設における性教育」については「いずれもしていない」と回答した施設は 4.1%にとどまり（14 ページ参照）、ほとんどの施設で性教育が実施されていた。しかし、項目別では、性教育で「性の多様性」を教えている施設は 23.6%と少ない割合であった。また、性の多様性を教えるためには職員がその知識を獲得するため、研修などを受けることが必要であるが、職員向けの性的マイノリティ研修については、半数近くの施設（48.8%）が「実施していない」にとどまっている（15 ページ参照）。性教育の実施・性に関する職員研修は、厚生労働省から出されている「児童養護施設運営指針」（※）で明文化されており（49 ページ参照）、本調査ではその実態を聞き取った。

第 2 章では、児童養護施設の性教育の進め方、「性の多様性」の伝え方、実施の理由や、性的マイノリティ研修の進捗などについて紹介する。

（※） https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_04.pdf

1. 児童養護施設の性教育について

1-1 性教育の進め方について

性教育については、日ごろの声かけ等も「性教育」に含めると、聞き取りをした 35 施設すべてで実施されていた。集団プログラムを組んで実施するという施設は 21 施設であった（個別実施や日常の声かけのみの施設は、14 施設）。また、施設内に「性教育委員会」など性教育の内容を討議するための担当チームを作っているという施設は 10 施設であった。

集団プログラムを実施する場合の進め方や内容、今後の課題については、以下の通りであった。

《集団プログラムの内容・課題》

- ・年に数回。年齢別で実施。幼稚園の未就学児の男の子には「プライベートゾーンが大切」ということを教えている。中高生には、性教育支援団体に依頼し、性交とか妊娠に関することを教えてもらう。
- ・**CAP**（子どもがいじめや虐待など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム）…年に 1 回、3 日間のプログラム（幼児 4～5 歳）。食べる権利、寝る権利、安心して暮らす権利。安心と自信と自由（振り付きの歌がある）。安心を取られそうになった場合、「嫌だ」と言えること。安全な距離など。**セカンドステップ**（世界中で 30 年以上の歴史をもつコミュニケーション能力を培う教育プログラム）…CAP を日常に落とし込むやり方。表情カードの使用。男女の違いや、プライベートゾーン。子どもから大人に「フェアじゃないよ」と指摘したり、表情カードで「さっき怒っていたよ」と指摘されることもあり、**コミュニケーションにつながっている**。
- ・施設で「**2 分の 1 成人式**」を実施している。担当の職員が、「あなたに出会えてよかったよ、ここまで大きくなってくれてありがとう」「いろいろあったかもしれないけど、ここまで大きくなってくれありがとう、あなたのこれからの成長を楽しみにしているよ」というメッセージを送り、子どもは「自分の将来の夢は、何々になることです、頑張ります」というようなことをみんなに発表してもらう。
- ・年に 4 回、年齢別（幼児、小学生、中学生、高校生）で実施。体の二次性徴、時事問題、性病・妊娠のリスク、SNS の危険性を伝え、**高校生にはコンドームを渡す**。一番楽しかった授業は異性の性について調べて発表。**女の子が包茎の話をして、男の子に月経痛の緩和というテーマを与えた**。「付き合うパートナーが生理痛で苦しんでいたら、あなたはどうするの」と。非常におもしろい発表になった。
- ・「**ジェンダーフリーチェック表**」をやっている。**DV 家庭の子はジェンダーが固定的な子が多いけれど、施設に入ってきて柔らかくなった**。
- ・月に 1 度、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生に分けてざっくばらんに話ができる機会を設けている。半年に 1 度、子どもたち個別に一人一人から権利侵害がないかという聞き取り調査をしている。**性の話は「生」とリンクし、性的な部分を相談できるためには、職員を信頼できる関係性が重要だ**と思うので、関係づくりに力を入れている。

- ・学期ごとに実施。幼児、小学校低学年・高学年、中学校、高校生（幼児以外は男女別）。自分を大事に、と命の大切さを教えている。ライフストーリーを生まれてきたときから振り返って、**母子手帳とかを見て産院を訪ねたりすることをやっている子もいる**。乳児院から来た子たちに、乳児院と一緒にいたり、乳児院のアルバムをもらってきて一緒に見たりして、「そういうところから大切に育てられてきたんだよ」と伝えようとはしているが、**なかなか一朝一夕では児童の心に染みてはいかない**。避妊の話も中絶の話も全部込めて、人生設計の話も全部順番にやっけていこうかと、現在、プログラムを組んでいる。児童たちは「え～」と言いながら興味を示して聞いている子もいれば、後から「私はこうだった」と話してくる子もいる。**親への想いについて、客観視できるようになった児童もいる**。
- ・年に8回。幼児、小学校低学年・高学年、中学生、高校生（高校生のみ男女別）。11年前から同じ県内の児童養護施設とともに話し合いながらプログラムを作り上げてきた。今、施設で性教育委員会を立ち上げ、プログラムを実施している。『**子どもたちと育みあうセクシュアリティ**』（**クリエイツカもがわ、2005年**）という本を参考にしながらプログラムを心と身体に分けて、テーマ別に実施している。プログラムも大切だが、**日常生活の中で性教育をいかに作り上げていくか**というところに重点が変わってきている。性教育の効果としては、大人がアンテナを張り視野が広がることもある。また、プライベートゾーンについては子どもたちにだいぶ浸透していて、幼児も水着で隠れるところは駄目、人に見せちゃいけないとわかっていて、それを日常会話で、「駄目だよ」「あ、そうだった」と確認したりできるようになった。
- ・性教育の今後の課題は、性の現状をいかに知るかということだと思う。経験年数の多い職員が増えるほど、新たな職員が入ってきていないので、実際の性の情報や現状を得る必要がある。最近、**性に関する職員アンケート**を実施した。例えば、「中学生で性交渉するのはどう思うか」と聞くと、「当たり前」「早過ぎる」など、**意見に幅があったので、施設の考え方をきちんとさせる必要性を感じた**。今、コンドームの配布について議論し意見をまとめている。
- ・年に1回。幼児、小学校低学年、高学年、中高生などに分ける。内容によって、男女は一緒に受けることもある。職員が講師を担当。うちの施設は「**銭湯体験**」をさせているのが特徴。施設では児童は単独で入浴するので他人の裸を見る機会がなく、職員とともに銭湯へ行く（幼児は異性の銭湯にも行く）体験をさせる。
- ・年に2回。幼児・小学校低学年・高学年・中学・高校で男女別に行う。他の施設やうちの施設内で異性間や同性間の性の問題があり、数年前から取り組み、ここ2年くらいで年間計画を立ててしっかりと取り組んでいる。プライベートゾーンなど、施設で独自の教材を作成して教えている。幼児には「**生まれてきてくれてありがとう**」という内容を伝える「**生**」教育を実施している。性虐待被害者などには、個別のプログラムを実施している。
- ・年最低1回。原則として幼児・小学校低学年・高学年・中学・高校（男女別）に分けるが、理解度によって縦割りのグループに分ける。高校生は個人に行う。その性教育とは別にCAPも行う。幼児向けには絵本を用いてプライベートゾーンを教える。水着で隠れるところが人に見せちゃいけない、触らせちゃいけないとこだよ、ということや、体の洗い方を教える。成長に合わせ、性行為や性病に関して伝える。性教育をしていたのに、過去に高校生が妊娠したことがあった。ただ、性教育において、「万が一本当に避妊がうまくいかなかったり、避妊をし忘れたとか

で妊娠してしまうようなケースもなくはないだろう。でもそのときには、**すぐに相談してくれ**と伝えていた効果があって、**すぐに妊娠を伝えてくれた**。

- ・性教育マニュアルは15年前からあるが、最近、児童養護施設職員、保健指導、看護大の先生が集まって、性教育研究会を立ち上げプログラムを作り、それをもとに性教育を実施している。年に3回。担当職員と児童1~3名で組んで実施する。幼児には絵本で生まれてきたときのことやプライベートゾーンなどを教えている。生きることの「生」というところも重要視していて、生活面や気持ちの部分で自分の成長を振り返るプログラムもある。また、自分のいいところを探そうとか、逆に職員からそういうことを伝えてもらうようなプログラム、実際にペットボトルで妊娠中のお母さんが感じているおなかの大きさを体感し、お母さんは大変だったけど大事に出産までいったことを確認するプログラムがある。高校生に避妊について教えたいが、そのプログラムについては現在製作中である。**性教育の時間は、担当職員と時間を過ごせる時間なので、子どもたちはうれしそうだ**。また、そういう特別なプログラムをして、内容的にもあなたは大切だよっていうようなことを基本として作られているので、**子どもたちからは「またやりたい」という声が多く聞かれる**。

プログラム実施の施設の多くが年齢別で各年齢に応じた性教育を実施しており、テーマによって男女別、男女混合と分けている施設も多く見られた。また、集団でのプログラムだけで性教育の成果が浸透するものではないとして、日常生活での個別フォローに言及する施設があった。性教育を「生きる」ということを主眼に置いた「生教育」という学習プログラムをして位置づけている施設も複数あったことも特徴的である。

学習内容としては、「2分の1成人式」「異性について調べて発表」「ジェンダーフリーチェック」「産院訪問」「銭湯体験」などのユニークな取り組みもあった。ただ、養育者への感謝を無理に求められやすい「2分の1成人式」や、自己や他者の身体を意識しなければならない「銭湯体験」を嫌がる子どもも中にはいるので、子どもの様子を見て判断していただきたい。

性教育の実施によって児童と職員のコミュニケーションが深まったという事例があり、信頼関係の構築にも役立っている面があるようだ。

性教育の集団プログラムがない施設は14施設であった。その理由としては、プログラム作成中という理由もあったが、児童の個別性を重視するために集団プログラムをあえて実施していないという意見もあった。実施していない理由や、実施していない施設の性教育の進め方は以下の通りである。

《集団プログラムのない施設の意見・進め方》

- ・性「教育」ではない、というのが当施設の考え方。課題に対する「支援」であり「教育」ではない、という考えである。ソーシャルワーカーとして専門職は、教師や医療関係者ではない。子どもに支援したり援助したり、一緒に問題解決を行うのが仕事であって、教育が仕事ではない。子どもたちは、成育歴上いろんな性の問題を抱えて入所してきている。性の問題以外の生活課題（整理整頓ができない、盗みをするなど）も抱えている。それらは、家庭環境によってつくられてきた問題。私たちは生活の中で、一緒にその問題を起こさなくて済むような支援を、成育歴の修正・課題の修正を行うのが仕事。子どもたちを一堂に集めて性の知識だけを伝えるのは仕事ではない。どの子どもも同じ問題を抱えていれば、集めてやればいいが、**個のニーズはみんな違う**。個のニーズに応えることが、ソーシャルワーク。

- ・今は個別に性教育を実施しているが、性教育委員会を立ち上げ、現在、外部で受けた研修の資料をもとにシステムを作っている。性トラブルなどの対応が後手後手になっており、**きちんと全体としてシステムとしてやる必要性を感じている**ところだ。今は、職員が、子ども一人一人に、性教育のマンガを一緒に読みながら、毎晩毎晩、1項目ずつクリアしていく実践をしている。
- ・プログラムでやらなければ、という話はあるがまだ実施していない。性被害に遭っている子もいるので、配慮しなければいけない部分がたくさんあり、検討し手順を踏まないといけない。そうすると、しっかりしたプログラムを組むために時間がかかっている状況。**集団で性教育をすると、ある話をどんなふうにもその子が受け止めてしまうだろうか**というような心配もあるので、やり方については慎重に考えている。
- ・全職員に「**自分の担当の子どもの性をどこまで知っているか**」というアンケートをとった。男性なら、精通の有無、マスターベーションについて。女性なら生理はあったかとか、周期は知っているかについてなど。共通では、好きな人はいるか、性交渉の経験はあるかなど把握しているかどうか調査をしてみた。私たちは**生活指導が基本なので、生活の中で性の変化をつかめるようになりたい**。
- ・日ごろの性教育は、気になる子（最近、恋人ができた子など）を対象に、個別に語り掛けている。場合によっては避妊の話もしている。集団の性教育を実施しても、**個人個人によってとらえ方や理解力が違う**ので、個別で話すほうが効果があるように思う。
- ・基本的には、その子の状況に応じて個別対応がベース。**お子さんによって発達が違うので、能力的に異なる子たちを一緒にして教えたり、個別フォローもしないとしたら乱暴だ**と思う（全体に夏休み前に注意喚起などは行っている）。すべての子どもに「性の支援の保障」をすることは義務だが、気になる子には非常にアプローチしやすいものの、目立たない子が置いていかれる可能性があり、そこは子どもたちを見ながら、意識をしながらやっている。例えば、性化行動や大人との距離感を見ていると性虐待の可能性が出てくることもある。そこは大人が早めに気付いて修正をかけてあげていかないと、2次被害、3次被害になってしまう。

以上のように、集団プログラムにおける個別性の把握の困難ゆえに、個別の児童の様子を見ながら、日常において個別に性教育を進めている施設があった。なお、集団プログラムを実施している施設においてはプログラム実施とともに個別対応も重視しつつ進めている施設も多く、児童個人に寄り添えるようにという両者の理念は対立するものではなかった。

なお、学校の性教育との関連において悩む声があったので、以下の通り、紹介する。

《学校の性教育について》

- ・子どもたちは学校で性教育を受けているが、学校では性感染症や妊娠には触れても性交について触れないので、**子どもたちは学校で聞いてもわからないまま施設に帰ってくる**。学習指導要領では性交に触れてはいけないので、一生懸命性教育に取り組みたい先生はいるけれど、非常に教え方が難しい。

現在および 2020 年度以降に全面実施になる新しい学習指導要領において、性に関する学習は、小学校の「保健」の第 4 学年で思春期における「体つき」の変化、「初経」と「精通」、「異性への関心」を、第 5 学年の「理科」で「動物の誕生」として「人は、母体内で成長して生まれること」を学ぶことになっている。しかし、後者については、「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」という記述がある。また、第 6 学年で学ぶ「人の体のつくりと働き」で扱う「主な臓器」に性器は含まれていない。そのため、「卵子」と「精子」については学び、胎児の成長は学んでも、そこを結びつける性交（性的接触）については学習内容に含まれていない。

中学校では第 1 学年で「思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること」を、第 3 学年では HIV/AIDS と性感染症について学ぶこととなっているが、第 1 学年の内容については、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする」という記述がある。小学校では、胎児の母体内での成長を扱うにもかかわらず、中学校では、妊娠（受精卵の着床以降のこと）の経過を扱わないという、発達段階を無視した齟齬や、「妊娠の経過」を「受精に至る過程」を含むものとして解釈し、第 3 学年の性感染症の学習においても「性交」を扱わない（「性的接触」とする）ことが求められたりするといった問題がある。

また、小学校、中学校において（高校、特別支援学校も同様）、「異性への関心」のように、異性愛が前提となっていることは、他のセクシュアリティの子どもの学習権が保障されておらず、子どもの権利条約の「教育への権利」に照らしても、大きな問題である。

ユネスコによる「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（2009 年、2018 年）では、性交や性の多様性を含む包括的な性教育を 5 歳から段階的に行なう必要性を示している。日本の学校でも子どもたちの性の実態（性をめぐる環境）から出発する包括的な性教育が求められる。

※ただし、「小学校学習指導要領解説体育編」（2017 年）では、「異性への関心も芽生える」ことについて「だれにでも起こる」といった記述が削除され、「個人差がある」と記載されました。これにより、個人によっては同性や両性に関心が生じることや、だれにも関心が向かないことなどにも言及できるようになります。

1-2 「性の多様性」について

前述のように、先行調査においては、性教育で「性の多様性」を教えている施設は 23.6%と少ない割合であった。本調査において、性教育において「性の多様性」について「まだ取り組んでいない」施設は 11 施設（本質問に回答した 32 施設中）で、以下のような意見があった。

《取り組んでいない施設の意見》

- ・性の多様性については入れたほうがいいのだろうと思いつつもまだ入れていない。どう伝えるのかわからない。

- ・性的マイノリティに関して、子どもたちに「こういう人たちもいるんだよ」と紹介はできると思うが、それを受けて、**子ども同士でそれをはやし立てたり差別したりすることは絶対嫌なので、正しく伝えたい**と思っている。私たちが多分勉強不足なので、今後学びたい。
- ・そのうち実施したいが、**職員が学ぶことが先**だと思う。
- ・できたらやりたいと思うが、まだそこまで職員の知識がなく、**知識を標準化**していくことが先だ。

このように、取り組みの必要性は感じながらも、職員側の学びの必要性を挙げる意見が見られた。すでに「性の多様性」を何らかの形で児童に伝えている施設は21施設で、以下のとおり、どのように伝えているのかを聞き取った。

≪「性の多様性」の伝え方≫

●日常会話において

- ・「恋愛は、相手が同性であろうと異性であろうと、別に**相手との相互関係でお互いが好きなら、それでいい**」と言っている。
- ・ゲイと思われる児童に個別に性の多様性についてさりげなく伝えた。
- ・現在、子どもたちには「**こういう人たちがいる」「いろんな在り方があっていいよね**」と伝えている。もともとその通常の性教育については、指導的というより、「子どもと一緒に考える機会を」と考えており、子どもたちと楽しく学んでいくスタンスを取っている。正しく教えているかどうかというと苦しいが一緒に考える機会を持つようにしている。
- ・今の性教育は、「男の子の成長」「女の子の成長」と分けていて、一貫して性が男の子・女の子ということが前提の性教育になってしまっている。「誰が誰を好きになるというのは個人の自由なので同性愛についてはまだ偏見はあるけど悪いことではない」という伝え方はしている。
- ・児童が小さいころから「自分と他人とは違うよ」という話をし続けている。「興味を持つことだったり、好きになる人だったり、好きになる容姿、好きな色とか好きな柄とか、そういうものは男の子だからとか女の子だからとか関係なく、**みんなそれぞれ好きなものがあって違うんだよ**」ということを理解できるように話している。
- ・子どもたちに性の話をするとき、「いろんな人がいていいよね」と伝えている。具体的には、好きな子がいるという話の中から、「でも男の子が〇〇ちゃんを好きなんだ、じゃあ〇〇君のことを好きにならない？」というふうにあえてふってみる。「いろんな形があっていいんだよ」「**男の人を好きになる人もいるし、両方を好きな人もいるし、どっちでもいいじゃん**」「人を好きにならないって**選択肢もあるよね**」「いろんな形があるから、決めつけるのは良くないよね」と伝えている。

●プログラムにおいて

- ・未就学児に対して「いろいろな家族がいる」と家族の多様性について教えている。一般的にはお父さんとお母さんが今一緒に暮らしているのが普通にみえるけど、離れて暮らすのも一つの家族の在り方。お父さんとお母さんがそろっている人もいれば、シングルでお母さんだけしかいない家庭の子どももいる、と。「中には同性の人同士で結婚する人もいる」と言ったら、ふーんという感じの反応だった。
- ・性的マイノリティについては、一般のプログラムでは実施しないが、心理士が特に気になったときに個別に実施している。
- ・外部講師が性教育を実施しており、その中に性的マイノリティについて教えている。児童からは「知っていた」「気持ち悪いけど差別はいけない」「関わりたくない」といった感想があった。

●児童の言動から

- ・男の子同士がキャッキョとじゃれているときに、「その子はもしかしたらそっち系かもしれないね」と言った子がいたので、「恋愛は自由だからね」というような形で伝えたことがある。
- ・同性愛は気持ち悪いってよく言っているお子さんに対して、「じゃあ君は異性愛者なんだけども、あなたおかしいから明日から同性愛になってと言われてできる？」と聞くと「できない」というので「だから同性愛の人が言われてるのってそういうことだよ」というように置き換えて説明している。
- ・男の子同士で友達が帰っているのを「それホモじゃんか」とからかった子がいた。職員からは「ホモとは言わず、ゲイって言葉を使うんだよ。その子たちはそうじゃないかもしれないし、仮にそうでもいいんじゃない？」という話をした。
- ・ぬいぐるみを持っている男の子がいて、甘えん坊さんでなよなよとしてるような感じがあり、他の男の子とかに、「おまえ、女か」などとからかわれていたため、言葉によっては「それは暴言だよ」と注意している。
- ・以前、ある小学校2年生の男の子がかわいいハートのキラキラしたコップを選んだことがあるが、年上の女の子が「そんなかわいいの、使ってるの」みたいなことを言ったので、職員から「でも、それは今、彼の好きな柄だし、気に入っているものだから、いいねって言ってあげよう」という話をした。
- ・子どもたちが、男らしくない男の子に対して、「気持ち悪いよね」「おかしいんじゃない？」とざわつき始めた時期があった。そこで、職員から「人の好みっていろいろある。バナナを好きな人もいればそうではない人がいる。例えば好きになる対象が、自分が女だから、男の人って決まっているわけではない。それが女の人だってありなんだよ」と伝えた。また、男っぽい服装したがる女の子がいてもそういうのは全然不思議なことじゃないと伝えている。子どもたちは、すんなりと「そうだよ、いろんな人いるもんね」と受け止めてくれた。
- ・オネエのテレビタレントを見て皆が笑った時、「あなたは自分を女の子と思う？じゃあ、女と思っているのに違う身体で生まれてきたら？」などと話しかけたりしている。子どもたちはこういう話をすると真剣に聞いている。

●本によって

- ・『おれたちロケット少年（ボーイズ）』（子どもの未来社、2003年）という漫画をプログラム内で見せるのだが、そこに恋心の説明があり、「同性を好きになることもある」との記述がある。
- ・性の多様性について書かれた性教育の本は、さりげなく置いている。各ユニットで読めるように本をシャッフルしている。
- ・研修で、**そうかもしれない子がいたら何気ない所に本を置いてあげてそれをきっかけにして会話にしたらよい**、と聞いたので、LGBTの本を買って事務所の後ろに並べている。

●職員の知人の話

- ・きちんと本人に許可をとったうえで、友達のMTFトランスジェンダーについて話をした。「いろんな性があるといいよね」と伝えている。
- ・職員にFTMトランスジェンダーの知人がおり、子どもの認識の程度に合わせて、「先生の知り合いにもいるんだよ」と知人の話もしている。

「性の多様性」については、教え方に悩みつつも、日常のやりとりや、児童の言動をきっかけとして話している事例があった。また、性教育プログラムの中で取り上げる場合でも、「LGBT」をテーマとするというよりは、プログラムの一部でマジョリティと並列させる形でマイノリティを取り込んで、さりげなく伝えているものがみられた。性教育で使っている本については、83ページ掲載の「性の多様性を学べる本」を参照してほしい。

1-3 児童養護施設で性教育を実施する理由

児童養護施設で「性教育」を行うことは「児童養護施設運営指針」に定められているが、現場の職員は、「そもそもなぜ児童養護施設で性教育が必要なのか」という点について、どのような考えを持っているのだろうか。聞き取りをした結果、以下のような回答があった。

《性教育を実施する理由》

●不適切な養育ゆえの誤った知識の是正

- ・家庭で不適切な性情報にさらされたりとか、不適切な性的な関係を見たりとか、性の対象にさせられたりとか、そういう経験をした子どもがいるので、性教育をあらためてやる意義はかなり強い。これから健全な成長の方向にもっていくためには必要。
- ・施設の子を見ていて感じるのは、生命誕生とか、性のコミュニケーションを、プラスに見ることのできる子がほとんどおらず、気持ち悪いという捉え方をする。そういった思いを払拭するためにも、**スタートは、そういうことを「いいものだ」というところから始めたい**というのが本音だ。また、以前、性教育の先生から聞いた話で、予期せぬ妊娠の場合にも、「子どもができちゃった」と思うか、「子どもができてよかった」と思うかで、全然、その後が違うということも聞いた。その辺りの刷りこみ、刷り直しはしてあげたいと思う。
- ・児童養護施設に入所するお子さん達は、入所するまでに様々な家庭環境で育ってきている（例えば身体的虐待を受けて育ったお子さんであれば、「悪いことをすれば殴られて当然」「殴られても

泣いてはいけない」等という価値観を持っている。フィルタリングの無いインターネット環境で性的な動画や写真を見たり、成人誌等が子どもの手の届く範囲に置いてあったりした環境で育っていれば、誤った性情報を獲得し、それを他者に向けてしまう危険性もある)。これらを「家庭」という単位で見た場合、社会一般的に許容される範囲であれば、その家庭の価値観や養育方針という形で完結することがあるが、最近私たちのもとに来る子どもたちの大半が虐待等、法的にも社会的にも許容されない環境の中で生き抜いてきた背景を持っている。こういった環境の中で培われてきた「価値観」を持った子ども達が集団で生活をすれば、そこに様々なトラブルが起こるのはほぼ必然である。私たちが施設内で「生教育」を行うのは、こういった**社会的、法的に許容されない価値観（むかついたら殴って良い、被害を受けたら暴力で返す等）を子ども達と共に意識化し、これからその子自身や他の子どもたちが、安全に安心して生活するための「新たな価値観」を共有することが目的の一つでもある。**

- ・施設の子は親がいてもいなくても、**愛情飢餓状態**になっている。愛着関係（アタッチメント）が欠けている部分が多く、性のトラブルが起きやすい。また、家庭で性被害を目撃していたのを施設に持ち込んできたり、もちろんここで上の子から（性的なものを）植え付けられたりする。根底はアタッチメントの部分が一番大きい。人恋しいとか寂しいとか、誰かとつながっていたいとか、あと、優位に立ちたいという力関係もある。
- ・性虐待を受けた子の中には、別な意味で特別に親にかわいがられたと思っている子もいる。**ご褒美のように、いい子だから、と言われて性的な虐待を受けていた。**性教育の中で、「そうではないんだよ」と伝える必要がある。
- ・施設の児童は多種多様な家庭から入所してきていたり、措置変更で施設から施設へ来る児童もいる。そういう中で、本当にそれぞれの性に関する知識や距離の取り方も個人それぞれだ。**児童たちが当たり前、そういうものだ」とらえていることを、「そうじゃないんだよ」とただしていく作業は、とても大変だが、一般家庭や学校で一概に概論だけ教えるだけではただせない**ので、施設ならではの性教育の必要性があると思う。
- ・「自分が生まれてきてよかった存在」「いろんな人を好きになってもいい」という気持ちが虐待によって歪められてしまう。そのように**性に対してマイナスなイメージを持ち、拒否感がある子どもに寄り添って改善していく必要性**がある。

●性加害被害防止

- ・中には、性的な虐待を受けた子、暴力的に身体的な虐待を受けて、**コミュニケーションとして暴力をふるうことでしか人と関係性を築けない**という子がいることに関しては理解しなければならぬ。それをきっかけにして、性加害、被害、性的な加害者、被害者というような問題が起きやすい。それを理解して、早期発見をして、予防をして、対応するためには、性教育が絶対的に必要。
- ・児童養護の研修会で、よく話に出るのは、同性同士の支配被支配の性の問題。**施設はどうしても男の子と女の子を分けてしまう施設が多いので、同性同士で支配被支配の関係性ができやすい。**今年度の職員研修に性の問題を入れようという案があり、児童相談所でも性の研修をする計画がある。

- ・性教育をしておかないと、偏った性の理解のせいで今後誰かとお付き合いするときに知識のなさが障害になったりする子どもも多い。正しい知識を教えないと被害に遭うことが多い。また、被害者にもなり得るけれど加害者にもなる可能性も高く、どちらかといえば、**加害を防ぎたいという理由で性教育は必要だ**とを感じる。そういう加害の観点も話せる先生を探している。
- ・いろいろな家庭背景を持った子ども、虐待を受けてきた子どもが多く、距離感や境界線が崩れやすく、**再被害に遭うこともあるので、性教育が必要**。例えば、性虐待被害に遭った子は相手を引き込んでしまうという再現傾向などがある。
- ・施設内の性加害被害は、性的なことに関心があるからそういう問題が起こるのではなく、**力関係、支配関係で動いている**。その関係の部分改善していかないと問題がなくなる。

●施設内が集団生活だから

- ・施設では他人同士で生活する。特にうちの施設は一つの寮に2歳から18歳まで男女混合で生活するので、**距離感を保ってもらうために性教育が必要だ**。
- ・施設は集団だから性教育をする。**学校も集団だから性教育をするし、施設もやらないわけにはいかない**。
- ・本施設が大舎ということもあり、児童と一緒に生活する空間になり、**パーソナルスペースや境界線が曖昧になる**ときがある。そういうときに、話をするキーワードとして、パーソナルスペースとか境界線、プライベートゾーンという言葉があると子どもも大人も共通認識ができて、「そこはプライベートゾーンだから触っちゃいけないだよ」と話がしやすくなる。
- ・家庭と違って、**他人同士が集団生活**しているので性教育は必要。
- ・中高生の男女が**一つ屋根の下で暮らしている環境**の中で、他施設では男女の性トラブルがあり、危機管理的な意味で実施している。担当職員が日々の生活の中で、男女交際の部分から関わりを持って、お互いに隠さずに伝えあう関係性を築いていくことも性教育だ。

●家庭生活の埋め合わせ

- ・家庭で育つ中で**自然に学ぶことの埋め合わせ**のような意味がある。施設間の中でもその意義はぼんやりしている部分ではあるが、当施設では必要だという結論。
- ・**親からちゃんと教えられてない部分を補う**意味がある。おしりの拭き方を知らない子もいるかもしれないので、トイレに職員が作成した（おしりの拭き方などを書いた）新聞を貼っている。
- ・**精神の部分で大事にされている思いのある子は大きく踏み外さない**。これをやったら、きっとお母さんが悲しむか、お父さんが嫌がるかなとか、そういうところで自分の行動のストッパーになる（例えば早すぎる性交渉にはならないとか）。施設にいる子どもたちは、どの年代に入ってもここで大人との信頼関係を作っていくことは、本当に長い時間がかかり、これをやったらきっとこの人が悲しむんだろうと施設職員の顔を思い浮かべてもらえるかという自信がない。そこで、転ばぬ先のつえではないけれど、性教育の中で、こういうことを気を付けてちゃんとやっていこうねとメッセージを伝える必要がある。

- ・施設では職員とお風呂に入らない。家だと親と入ったり、親が風呂から裸で出てきたりするけれど、**施設では他人の裸を見る機会がない。**
- ・児童たちがどういう人生になるかわからないけど、そばにいる大人として、在籍中も退所後も相談できたりわからないことを聞けたりする、**近くにおいて応援している大人でいれたらいいな**と感じる（性の話もその一環である）。
- ・大人数の施設の中では、**家庭の中で自然に学ぶもの、見て感じて覚えていくものが少し欠ける**のでそれを補う意味がある。

●退所後のため

- ・結局、**性について教えてもらえない責任は職員にある**と思う。セックスしたら子どもができるということを教えずに退所した場合、その児童が妊娠して仕事を辞めたり、高校辞めたり大学を辞めたりしなきゃいけない。
- ・性にすごい興味がある子がいる。また、**退所後、1人で過ごせない子ども**というのは、割と異性とすぐにくっつく傾向になる。そういう中で、いろんな知識もないまますぐ子どもができて、生活できないというような状態もあるので、性教育は必要。
- ・施設を出た後に頼る所がないので、**退所後の生活のため**、というのもある。「自分を大事にしてほしい」と思って性教育をしているが、実際は、退所後、ネットでつながってすぐ結婚とかいって、大学をやめる子もいる。

●自己肯定感

- ・子どもたちが虐待を受けているという背景の中で、生い立ちを見直し、**自尊心を身につける**ことが必要だ。また、生きていくために必要なことは、生活だけでは伝えられず、性教育の中で、いろいろ違う職員が話をしたり、日常的に関わってない職員が子どもと話す中で何かきっかけを作ることができる。
- ・自分自身を大切にされてきた感覚がない分、**自分を大切にできない子**は多い。将来、自分も人も大切に生きていけるようになってほしいなという思いで性教育を実施している。絶対、生きるほうの「生」と、りっしんべんの「性」は切り離せないなので、まずはそこからだと思う。
- ・「選ばれて生まれた」という意味で誕生日が一番大切なので、最初は集団で誕生日会をしていた。しかし、集団よりも、「その子1人が生まれてきたその日が大切」という意味を込めて今は、**職員と一対一でお祝いをするようにしている**。そのようにして、生きることは大切、自分を守ることは大切というメッセージを伝えている。

●その他

- ・小学生から高校3年生までという年齢層の中で、知らなくてもいい情報を子どもたち同士が共有し合っている状況を止めて**年齢層にあった情報を届けたい**。情報だけがどうしても先に子どもたちになってしまうので、それを正す意味もある。

- ・親ではない大人だからこそ話ができるし、親がそばにいないからこそ性教育が必要なのかなと思う。職員は、この人に聞いていいんだ、この人だったら話せるなという立場になれるのではないかと思う。

以上のように、「児童養護施設で性教育を実施する理由」を、回答の内容から7項目にまとめた。いずれの回答も、児童養護施設で生活をする子どもたちの家庭環境などの生育に関する背景から、そういった子どもたちが自己を肯定し、他者との関係の中で性をめぐるリスクを回避できるような知識や価値観を身につけることを目的としていることがわかる。それゆえ、多くの回答がそれぞれの項目に留まるものではなく、「不適切な養育を受けた子が集団で生活するため、性加害・被害関係になりやすい」「不適切な養育ゆえに家庭で学ぶべきことを学んでおらず、欠けた知識を埋め合わせながら自己肯定感を取り戻す」といったように、各項目が相互に関連しあうものとなっていた。

不適切な養育から回復するための支援として性教育が必要とされることは、児童養護施設に特徴的なことであろう。「児童養護施設運営指針」に「性に関する教育」（性教育）の目的と方法が明記されていることは、各施設がそういった性教育を実施する根拠として大きな意味をもつ。

一方で、集団生活ゆえのトラブル防止については、ハード面で改善される場合も考えられる。次章で示すように、小規模化のメリットや効果に言及する施設は多く、集団生活ゆえのトラブル防止については、ハード面の改善を同時に進めることが必要だろう。

2. 職員向け性的マイノリティ研修について

先行調査において、職員向け性的マイノリティ研修は半数が未受講との回答であったが、本調査では、聞き取りをした 35 施設中、未受講の施設は 11 施設にとどまり、24 施設で、何らかの形で職員（一部または全員）が研修を受講しているとの回答だった。

研修については、以下のとおり、外部研修・施設内研修で学ぶ、外部で学んだ職員が施設内で研修を担当するなどの方法があり、「外部」にはさまざまな形の学習の機会が見られた。

《研修の方法》

- ・担当職員が**教職員向け**の性的マイノリティ研修に行った。
- ・**自立支援コーディネーター**として参加が義務付けられている「**リービングケア委員会**」で性的マイノリティがテーマとして必ず上がっていて、当事者に話を聞く機会があった。
- ・**思春期保健相談士**の資格を取った職員が職員向けに性的マイノリティの講義を行った。
- ・**性教協（“人間と性”教育研究協議会）の児童養護施設サークル**の研修で学んでいる。
- ・最近、**施設職員研修**で当事者の方がお話ししてくれる機会があった。性の3要素（性自認、身体的性別、性的指向）を知って、簡単なことではないということや、性にはいろいろあるんだなということがわかった。トランスジェンダーは心と体が別な場合がすごくしんどいんだと理解した。施設内でも実施したいが、職員に当事者がおり（オープンにしていない）、他にもマイノリティと思われる人がいる。**研修をするならば、その人を傷つけない形、「私たちここで働くのがいいんだ」と自信を持ってもらうよう形でやりたい**と思っている。自分自身も「普通の」などの適切でない言葉を使いがちなので、そのあたりをきちんとできる大学の先生にお願いしようかと思っている。
- ・以前、施設では、外部講師を呼んで職員らで性教育について学んでおり、その中で性的マイノリティについて勉強した。5、6年前から施設内に**セクシュアリティのプロジェクトチーム**を作り、現在は、チームのメンバーが外部研修に行き、他の職員とその内容を共有している。
- ・外部研修で学んでいる。職員は性的なものをタブー視しているわけではないのだけれども、研修を受けてみると、よく勉強しているつもりでも、そんなに勉強しなかったんだなということがあり、他の職員が研修会に行ってきた話を聞くと、**目からうろこが、ぼろっと落ちるような気持ちになる**。
- ・**県の児童福祉施設連盟**で、他の児童養護施設職員を外部講師として呼び出した研修で性的マイノリティについて学んだ。
- ・年に1回、**他の児童養護施設の先生に来てもらって、性教育の研修**をしていただくので、その中で学ぶ機会がある。研修を受けると、職員自身の性に対する価値観がまずはどうあるべきかということを考えるきっかけになる。例えば、自分自身、女性同士には何も思わないけれど、男性同士に

なると違和感があるといったように、自分自身が無意識のうちに苦手だというセクシュアリティはあることがわかる。**そういう違和感を自覚し、自分で変わらないといけないと感じる**ようになる。世代間の差や、多様な性を認めない人も当然いるけど、児童養護施設の子どもたちはいろんな背景があり、いろんなセクシュアリティがあるので、職員側に備えがあればいい。虐待を受けた子どもたちもマイノリティであり、社会的養護はそういうお子さんの代弁をするところであるので、学んでいく必要性がある。

- ・**県内の当事者グループ**の方が性教育研究委員会を立ち上げていて児童にも職員にも講義をしてもらっている。

上記のように、施設の全職員が対象となる研修を行っている施設もあれば、外部研修等で学習する機会を得ているのは一部の職員で、その職員が中心となって施設内で情報を共有しているところもある。このように、外部研修で学ぶ職員、性的マイノリティのテーマに関心の強い職員は限られていることがある。しかし、「性の多様性」をめぐる課題は、全職員にかかわるものであるため、職員間での情報の共有や問題理解等は重要な課題である。以下では、職員間の情報や意識の差、情報共有や意思統一の工夫についてまとめた。

《情報共有・意思統一の難しさについて》

- ・**LGBT と聞いてすぐわかる職員と、聞いたことあるけどあんまり意味がわからない職員**とがいて、きちんと知識を身につけてもらうために、施設内で詳しい職員が職員向けに研修を実施した。
- ・職員によって**性的マイノリティの受け止め方が違っており、あまり自分ごととして捉えていない者が多く**、研修で聞いてきたからといって対応を変えようという意識はないようだ。テレビの女装家を見て、気持ち悪がる職員もいる。身近にいたことがないと、なかなか理解が難しい。職員には、性的マイノリティ児童に対して気持ちをくんであげるような声掛けなどのフォローをしてくださいと言ってはいるが。
- ・児童養護の現場では、子どもの権利を主体とした権利条約等々に基づいた流れがあり、性別等に関してもそれは妨げることがないのが基本的な考えである。しかし、そういった建前と、実際に性的マイノリティのお子さんに対してわれわれ職員スタッフがそれを果たして首を縦に振ってやれるかという判断基準は、**職員個々によってかなり違う**と思う。そもそも性的マイノリティに特化した形ではなくても、**子育てそのものに職員の価値観がぶれている**。児童養護の養育の中で、子育ての中のさらにコアなところを追求していくものだから、施設の職員全体が足並みをそろえていこうというのは、かなり大変な作業だと実感している。
- ・性的マイノリティについて許容する施設長がいたとしても、現場職員全体にこれを共有させる手法がそもそもない。**一部否定的な見方をする職員サイドの意見**も全くわからなくもない。例えば、施設を退所した当事者がゲイバーという職業を選択することもある。職員が子どもの進路を考えると、この子はこういった性格なのでこういう就職先がよいのではと考えていたのに、実際は児童養護施設を出た後に、夜のお店、しかもゲイバーで働くというのは、世間的にどうなのか…などと戸惑ってしまうのは仕方がない。
- ・「そういう人もいて、全然いいんだよ」という職員もいれば、「そんな子うちにはいないよね」とい

う職員もいるかもしれない。**差はあると思う。**

- ・研修に行って学んできたことを伝えたり、施設内の研修会を開いたりはその**温度差**（知識の差）がある。

《情報共有・意思統一の工夫について》

- ・外部研修については、**しっかりと共有する**。研修に行った職員が報告して周知することで、施設で何を取り入れていくか、どういったところに気を付けて子どもを見ていかなきゃいけないのかを考える。
- ・研修会に一人で行かせても知識が広がらないので、**講師に施設まで来てもらい**、皆に話してもらうようにして知識の共有化をはかっている。
- ・自分から職員に、「自分の考えは考えとして施設に入ってきた以上はもう切り替えなさい」と伝えている。例えばプライベートで性的マイノリティの方が苦手なのは全然構いません、と。しかし、**一歩、施設に入ってきたら、その考え方は捨てなさい、仕事場に合わせなさい**という話を意図的にしている。性的マイノリティが苦手だという場合、そういう子がいるときつく当たる可能性があるので、「それは違うよ」という話をしている。

児童養護施設の業務は多岐に渡り、職員は多忙である。そのような日常の中で、研修に参加したり、研修内容を他の職員に共有すること自体に困難を感じることも多い。そのような中で、性的マイノリティについては、元から職員間の知識や関心に差があり、このテーマを熱心に学ぼうとする職員と、偏見を抱えてきた職員の間には意識の差が開きやすい。また、たとえ研修等で学習したとしても、施設を含み、職員自身の周りに性的マイノリティが目に見える形でないかぎり、すぐに対応しなければならない課題として認識されないこともある。その中で、研修の情報を共有しても、施設全体での意思統一は困難である。

一方で、そういった課題であるからこそ、情報共有や意思統一のための工夫が必要であることがわかる。上記の回答のように、職員個人の感情と、施設での子どもたちとの関わりは切り離して理解させている施設もあった。

研修の方法についての回答でもあったように、この課題は、施設の子どもたちだけではなく、施設を職場とする職員にも関わってくる。つまり、施設には性的マイノリティの子どもたちだけではなく、職員もいる（もしくは親や保護者、連携機関の職員等にも）。さまざまな背景を持った人々が安心して共に生活できる場を、率先してつくっていく責任が、職員一人ひとりにある。

職員一人の対応いかんで、性的マイノリティの子ども（や職員）が追い詰められるケースも起こりうる。子どもたちがこれからの人生を安心かつ安全な環境の中で展望できるように、職員一人ひとり、および施設全体としての責務と実践が求められる。

「コラム①」

児童養護施設の性教育について

山口修平

児童養護施設で性教育が広がるようになった経緯とその意義

児童養護施設では、児童間における性に関する問題が表面化しています。ここ数年、児童の権利擁護や暴力防止に向けた取り組み（こどもへの教育・職員研修）によって、過去から起きていた性問題に対し、児童からの被害開示や職員のアセスメント力の向上により、表面化してきたと考えます。

平成 20 年頃までは、施設内での性暴力が発覚した施設が、発覚をきっかけに発生要因や再発防止に向けた取り組みを独自で学んでいました。また、以前から、こどもへの性に関する学習の提供に必要性を感じていた、ごく一部の施設が性教育に取り組んでいました。そこから数年、平成 20 年度に入った頃から徐々に、入所児童間における性の問題が、全国各地の児童養護施設で頻発し、発覚した一施設の問題から各都道府県の所管課、更に今年度は厚生労働省が全国の児童養護施設に性問題に関する実態調査を実施するなど、児童養護施設全体の問題となっています。

そのような現状の中、平成 24 年に示された「児童養護施設運営指針」では、項目の一つに「性に関する教育」が盛り込まれ、性教育の実施・性に関する職員研修等が明文化されました。

このように児童養護施設で表面化した性問題を背景に、再発防止を目的とした性教育が急務となり、実践するための職員研修や子どもへの性教育実践が広まってきました。最近では、運営指針に基づいて、各施設では、性教育実践に着手するために教材の検索・作成・実践する職員の育成（性に関する研修会）への確立に試行錯誤しています。

実践内容や効果、今後の課題

児童養護施設で暮らす児童の中には、これまでに自分の大切な「体」「場所」「時間」「物」への虐待者からの侵入を受けています。落ち着ける時間や場所が担保されていない生活では、安全・安心感、保護感を実感することができず、常に危機的な状況に置かれていたこととなります。

様々な侵入を受けた結果、その影響の一つに「バウンダリー（境界）」の混乱が生じ、後に他者との間にある境界を越えた侵入、すなわち暴力として表出する傾向があります。安全で安心な環境であるべき施設では、施設内で起こる性暴力への予防・防止への対策が急務です。

具体的な性暴力防止への取り組みは、自分の安全・安心な基地を再確認すること、そこへの侵入があった場合、①相手に「NO」を言ってよい、②その場からはなれてよい、③そのことを職員などに相談してよいことを伝えます。まず、自分に安全で安心な生活が保障されることその権利を再獲得することから学びます。そして、自分の大切な時間・場所・物は、他人にもそれぞれ存在し、それを侵害してはならないことを理解します。

児童福祉施設では、「境界」の課題を抱えた児童の治療・養育の場として位置づけられ、自他の境界について体得することが回復への第一歩となります。しかし、施設における生活の実態は、集団による生活であるため、自他の境界が曖昧な環境にあります。たとえば、家族ではない人との集団生活、個室ではない居室・共有物が多い（マイコップ・マイお箸がない）、実習生(ある日突然来た人)による着替え入浴介助などがあげられます。

施設での生活を「個別化」というテーマで自他の境界について見直す必要があります。生活場面の工夫により、「個」一人ひとり大切な存在が実感できる環境、個に注目した支援の工夫が、個々の大

切さの実感に繋がります。「一人ひとり大切な存在」は、教育と実生活との両輪によって、大切さの体得へと繋がります。今一度、施設での生活について「境界」の視点で見直し、集団養護から脱却し、個別化の実践を確立しなければなりません。

「性の多様性をどう教えるか」

児童養護施設における性に関する学びは、児童間における性問題への防止を目的に始めた施設が多くを占めます。勿論、先駆的な施設では、包括的な性教育の中で、ひとつのテーマとして、「性の多様性」に触れています。

暴力防止が目的になった性教育では、「性の多様性」について触れることなく進められてきました。「男らしさ」「女らしさ」という言葉を使い、あるべき姿を強要（教育）する状況が現場では根深く残っています。

対人援助職は、個々の状況を個別にアセスメントして、その対象者にある個別ニーズに対して、具体的なサービスを提供することが基本にあります。子どもへ性の多様性を伝える前提として、まずは集団養護パラダイムから脱却し、個々に対して個別具体的な対応が結果的に個々の性に関する多様性に対応しうる状況になると考えます。

限定的な性暴力防止の性教育から包括的性教育の視点で、性を「科学・人権・自立・共生」（“人間と性”教育研究協議会）をテーマに、性の多様性を学ぶ機会を確立しなければなりません。

本調査をきっかけに、児童養護施設では、施設職員の視点に留まらず、多様性の研究者・団体との協働により、「どう教えるか」についての検討ができることを願っています。多角的な視点による検討がなければ、「多様性」について限定的な内容になると考えます。

<プロフィール>

山口修平（やまぐち・しゅうへい）：社会福祉法人児童愛護会一宮学園副施設長。性教育研究会事務局長。“人間と性”教育研究協議会全国児童養護施設サークル副代表。平成12年より、児童養護施設一宮学園に勤務する。施設入所を余儀なくされた子どもとの生活を通して、心身のケア・親子関係支援に従事する。その中で子どもの「性」に関する学びを深め、全国各地の施設職員・里親・警察・民生委員・NPO団体などを対象に講演を重ねている。

第3章

児童養護施設の現状と今後のあり方

本調査においては、「新しい社会的養育ビジョン」(※)(以下、「ビジョン」)が発表され、社会的養護のあり方が大きく変化する現状の中で、「児童養護施設のハード面」「今後の児童養護施設のあり方」「性的マイノリティ児童の受け入れ」について、ヒアリングを実施した。

第3章においては、テーマごとに現場の施設職員の意見を紹介する。

※「新しい社会的養育ビジョン」

2017年8月、厚生労働省に設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」がとりまとめた。乳児院入所の停止、里親委託率のアップ、特別養子縁組の推進、フォスタリング機関の創設などを提言している。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf>

1. 児童養護施設のハード面について

1-1 男女の生活空間について

児童養護施設は集団生活であることから、男女別の生活空間を設けていることがある。男女別の生活空間とは、具体的に、20名以上の大舎制では男女別の建物（棟）、13人以上の中舎制では男女別の建物（棟）や男女別のフロア、それ以下の人数の小舎制(ユニットケア)やグループホーム（地域小規模児童養護施設）では、男女別のユニットや住居といった形である。しかし、男女ともに同じ建物やユニットで暮らすといった男女混合の生活空間を設ける施設も存在し、施設ごとに対応が分かれる。児童養護施設で暮らす性的マイノリティ児童にとっては、男女別空間が本人にとって辛く感じることも多く、本調査では「男女の生活空間」について聞き取った。

回答のあった29施設中、生活空間が**男女別の施設は13施設、男女混合の施設は8施設、両方を組み合わせている施設**（例：本体の大規模施設を男女別、グループホームを男女混合）が**8施設**だった。以下、それぞれの分類に関する意見を紹介する。

《男女別施設の意見》

- ・男女混合は怖すぎてできない。男女分けていても職員育成がきちんとできていないと、大きな性的事故が起こる。**施設内で妊娠でも起こしてしまった場合、取り返しがつかなくなってしまう。職員の力量がないと男女混合には進めない。**
- ・大舎制の中で、男女混合のグループを作ると、**職員の目が行き届かなくて、問題に発展しやすいのではないか。**小規模であれば男女混合は可能だと思う。
- ・建て替えのときに視察に行き、男女混合パターンについてもお話を聞かせていただいたが、ハードルが高かった。建て替え後は壁の多い仕組みになっており、**玄関から全て別のユニットになる。そこに男女混合というのは怖過ぎる。**
- ・数十年前は男女混合。性の問題が起こり、**児童相談所から「男女別にしないのか」と言われたりして、男女別になっていった。**しかし、**同性間でもトラブルは起きるので解決にはならない。**性のトラブルは性教育委員会や暴力防止委員会をたちあげて取り組んでいる（同性間の性のトラブルは性的マイノリティの問題とは別で力関係によって引き起こされるケースが多い）。
- ・施設が家族的といってもやはり赤の他人が集まってきているので、**家族というのはいさよ哉部分があり、きょうだいなどの事情を除き、男女別**にしている。また、中学高校の子だと生活パターンが出来上がっている子が来ており、そのように背景が違い過ぎる子たちで男女混合にすると危ないことが多くなる。
- ・最初は男女混合の縦割りだったが、トラブルが出てきて、現在は男女別。同性間でももちろんトラブルが多いものの、**リスクは少し減るのではないか。**私たちは、施設を、基本的に他人同士の集団と考えている。家族であれば男女一緒であっても家族であるが、**あくまでも施設は疑似家族であり、きょうだい間だと通常は止められることが止められなくなる。**そういったリスクを減らすためにも男女別になっている。ただ、**職員に力量があれば男女混合にしてみたい気持ちがある。**

「男女混合施設の意見」

- ・施設長が、「男女が一つの所で協力し合って生きるということを教えたい」という考えだったこともあり、あえて男女混合の棟にしている。男子同士の性の加害被害はあるので、**男女を分けたからといって性の問題がなくなるわけではない**。男女だろうが同性だろうが、性のマナーというか、相手が嫌がるのに行くのはおかしいよと教えている。相手に同意を求めて行くべきだし、人前で、男性であれ女性であれ距離感が近過ぎるのはよくないよねと教えている。**男女一緒にすると妊娠の危険性があるというが、性行為をしようと思えば外でもするわけで、そういう究極の話ばかりしているのはどうかと思う**。
- ・男女混合は、確かに性的問題が起きやすいという指摘もあるが、**性的問題も暴力的問題も男子だけにしても女子だけにしても起きる時は起きるので分けても同じだと思う**。うちの施設は、今までやってきた中で、**大家族という意味合いを含めて男女混合で継続してやっている**（県外の施設から見学に来られた方には「えー、男女混合なの、信じられない」と驚かれる）。同じ建物に男女混合ではあるが、内部は男女に分けており、風呂の前などお互いに入ってはいけない場所を作っている。子どもたちはそういう決まりを忠実に守っている。
- ・**男子ばかりで固めると暴力的で力関係が生じやすく、男女混合にしたという経緯がある**。
- ・建物内は男女混合。性のトラブルが起きるたびに切り離す議論になるが、**社会は男女一緒なのだから混合を続けよう**、という話になっている。
- ・施設での性加害の話を知ると、「男女別の建物に分けるべき」という意見も起きるが、当施設では男女混合を守ってきた。**同性同士を固めたところで性加害を防げるものではなく、分ければよいという話ではない**。**男女ともに生活していく良さを守っていく方針**でやっている。

「両パターンを組み合わせている施設の意見」

- ・男女別のユニットと男女混合ユニットがある。もともとは中舎制で男女混合だったが、ユニットに切り替える時に男の子と女の子が一緒の棟にいるのはリスクが高いということになり、男女別ユニットを導入した。ところが、今、男女別ユニットのほうがギスギスしており、**混合ユニットのほうが非常にバランスが良いので、また混合に切り替えようという話になっている**。結局、男女別ユニットにしても、**同性同士のほうがむしろそういう危険が多かったり、そこに性的指向というよりも暴力的な支配があるので、一概に男子と女子を分けたところでリスクを減らすことにはならないと思う**。
- ・男女別の場合も男女混合の場合もある。男女別にしたところで、**性の問題は力関係が原因なので同性間でも起こるし、外側から他人を招き入れることもできるので異性の問題も避けられない**。ただ、役所は監査の際に「なぜ男女に分けないんですか」と男女別にするように迫ってくる。
- ・男女混合は絶対に考えられない。職員の目が完全に届かないうえに、いろいろな育ちの背景がある子が多い中では難しい。ただし、**地域小規模施設は、小さい時から一緒に住んでいて兄弟的な関係であり、男女混合にしている**。

男女別にしている理由は、目が届かず不安だという意見が大舎制や中舎制、小舎制からもみられた。「男女別にさえしておけば性的事故が防げるとは限らない」ということは認めつつも、男女間の性トラブルでは「妊娠」が最も大きなトラブルととらえて、「取返しがつかない」といった意見があった。児童相談所や役所が男女別にするよう提言している現状は、そのようなリスクを想定しているのかもしれない。また、施設の空間は通常の家計の空間と同じように考えられないという視点もあった。他方、男女混合の施設は、男女一緒にの良さを生かしたいという思いがあるようだ。そして、同性間でもトラブルは起き、男子のみの空間のほうが暴力的な支配が起こりやすい、といったように同性を一つの空間にかためるほうが危険だという意見もみられた。両方のパターンを実践する施設からも、男女別空間がリスク低減につながるという意見があった。

1-2 小規模化について

改正児童福祉法や「ビジョン」においては、児童養護施設の小規模化（最大6名）・地域分散化が謳われている。小規模化は、児童のプライバシー確保や過ごしやすい環境につながり、性的マイノリティ児童のみならず、すべての児童養護施設の児童にとって、重要な課題である。

大舎制や中舎制などの大規模施設から、小舎制(ユニットケア、小規模グループケアを含む)やグループホーム(地域小規模児童養護施設を含む)などの小規模施設への流れの中で、それぞれのメリットやデメリットについての意見を聞き取った。

《小規模化のメリット/大規模施設のデメリット》

●プライバシー確保

- ・たいぶ前は大舎制でプライバシーがなく、10人部屋もあった。子どもの目がつりあがっていて、殺伐としていた。児童同士、児童から職員へのかみ付きとか、髪を引っ張るけんかなど暴力的なトラブルが多かった。数年前に建て替えられて、**子どもの表情がかなり変わった**。
- ・ハード面が今のように小規模化して整っていたからこそ、当事者児童がセクシュアリティをオープンにできたのではないかと感じる。もし、ハード面が昔みたいな大舎制の施設でお風呂にみんなが入る状況だと、該当児童が抱えるしんどさはもっと大きかったと推測している。**小規模化によって、性的マイノリティ児童たちがプライベートを保護され、安心できる場所が確保されているのではないかと**思う。
- ・小規模であれば、自分のペースでゆっくりいろんなものにしばらくずらぬ、より家庭に近い感じでゆったりと過ごせる。煩わしい人間関係も少なくなる。大規模施設では、パーソナルスペースをそれぞれ皆がぬい合うように移動をして自分の居場所を探していく状態。小規模だと、**一人ひとりが自分の安定した場所、心の面で安定した場所を確保しやすいのではないかと**。

●職員と児童の丁寧な関わり

- ・小規模化したほうが、**子どもにもう少し目は届くだろう**。大舎制だと、小さい子にどうしても目がいつてしまうし、子どもが職員を独り占めしようと思ったら逆に問題行動を起こすこともあり、そういう**トラブルの多い子に対しての職員の関わりが多くなってしま**うので、結局、一番真面目というか、**おとなしい子に目に届かないことがあった**。

- ・小規模のほうが、少人数になることで目が届き、一人ひとりと話す時間が増える。**一人ひとりの毎日の記録も、掘り下げて考えることができ、記録の量も多くなる。**大規模だと人数が多く、職員が意識しないと全員と関われない。1日を振り返って、今日はこの子と話せなかった、ということが出てきてしまう。

- ・グループホームは職員が食事を作るので、「今日、何を食いたい？」と子どもの意見を取り入れやすい。**食事を含め、子どもがやってほしいと思う小さいことが何回も叶う環境だと感じる。**本園（大規模）では、子どもの好みを聞ける環境でないのご飯を残す子が多い。グループホームでは、職員と子どもが共に食事をしながら、「おいしい」「ありがとう」「また作って」といった会話が生まれる。

● 厳格なルールからの解放

- ・大舎制では、**大人の都合で一斉に大人数を動かす**ために、時間で区切ったり、みんなで行動しなければいけないし、お風呂も一緒に入るので、子どもたちも「なんで？」と疑問を持っていると思う。小規模化すれば個室にもなり、1人になる時間も作りやすい。

- ・小規模化すれば柔軟に対応できる。大規模だと固定したルールがあるが、小規模であれば、**その家の中で皆で話し合っているんな決まりを自分たちでつくり上げていく**ことができる。

- ・大規模施設だと集団になるのでルールが増えて、それが子どもの**能力の向上の妨げになっている**と思う。

≪大規模施設のメリット/小規模化のデメリット≫

● 職員の連携

- ・小規模化によって、職員が個々の体制になるので**協力体制が難しい**。また、先輩職員の子どもに関わる姿を見て勉強していく機会が少なくなっていく。

- ・大舎制なら他の職員の手があるから、ある職員が今困っているとSOSを出すと、誰かがすぐに助けに行けるというメリットがあるが、小規模ユニットだと、職員が一人勤務の時間が多く、**悩みを抱え込みやすく、悩みが大きくなってしまつと、あとが続かない恐れがある**。そういったトラブルを回避するために、施設では先輩が若手職員に教育をするプリセプター制度（新人職員一人ひとりにそれぞれ先輩がついて、一定期間マンツーマンの指導を行う方法）を導入予定だ。

- ・大規模の良さは、発達障害など特性のある子に対して、心理士や看護師などが**チームを組んで対応**できること。

● 労働環境、負担・責任

- ・小規模化のデメリットは職員の**労働条件がしんどくなる**ということ。3日から4日に1回の宿直というのは、社会生活を普通にできるような勤務状況ではない。あと、小規模になると、OJTと言われる現任訓練がしづらいので、そうならないように2人態勢を作っている。

- ・小規模化すると、**職員一人の負担が大きくなる**というのが最も大きな課題だ。今でも児童養護施設はどこも人が集まらない状況の中で、これから小規模化して、児童とより密な関わりになり、勤務

がより厳しくなるとすると、**人が集まらないのではないかと**危惧する。

- ・大舎では、常時、施設の職員と一緒に働いているが、小規模だと基本 1 人勤務であり、**他の職員にヘルプを求めづらい**うえに、子どもと向き合う機会がとても多い。個別の対応が手厚くできる反面、非常に**職員が疲弊することにもつながり、ある種の戦いのようなもの**となる。
- ・現実的に、小規模化や個別ケアを進めていくには、**圧倒的に職員数が足りない**。

●職員と児童の相性

- ・個別化は職員も子どもも孤立する。必ずしも担当者とうまくいくとは限らないのが、今の状態（大規模）だと、「むかつくことあった」と、主任室のところで**担当外の大人に話して解決できる**。個別化だと担当者以外の職員との関係性がちょっと薄れるのが心配。
- ・大舎制だと、ある職員と折り合いが悪くても他の職員のフォローがあるが、小規模化になって一対一になると、うまくいっているときはいいのだが職員との関係が崩れ出したりすると**職員も子どもも逃げ場がない**ので、それがちょっと心配だ。
- ・お互い相性が良ければいいが、お互いどっちかが不具合を感じたときにしんどいと思う。大規模だと、**子どもが職員を選べるメリット**がある。
- ・小規模では**職員のカラーが出すぎる**し、子どもと職員の相性が悪かったら逃げられない空間になってしまう。
- ・小規模化のデメリットもあり、けんかした場合に、今までだと、大舎であるからこそいろんな所に行けば誰か職員がいるから聞いてもらえたりする。この子とけんかしたから、こっちの子と話をするとか、話す相手の子どもも使い分けができる。それが小規模になると、その中でやらなきゃいけない。ユニットの職員とけんかでもしたときは、そこが**本当の家族の部分とは違って、「やはり他人だから」というふうになってしまったときは大変なことになると**想像している。また、衝突したときに職員のほうもどうしようかと不安になるだろうし、全責任は自分で負わなければいけない。

●死角

- ・部屋を個室化できれば被害加害の可能性は減るかもしれないが、**個室化は死角が増える**ため、その可能性が増えるともいえる。
- ・（見学した）小規模のユニットでは職員の宿直室が児童の空間と別のところにあり、目が行き届かないリスクがある。プライバシーが守れるというメリットがあるものの、**子どもが何をしているのかわからない**。大舎だと誰でも簡単にどの部屋への行き来もできてしまうというリスクがあるが、常に子どもはいろんな人の視線にさらされることになるので目が行き届く。

小規模化のメリット（大規模施設のデメリット）は、子どもたちのプライバシー確保への言及が多かった。大舎制の時代と比較し、心の安定につながっているという意見があった。また、人数が少なくなる分、丁寧に子どもたちと関わるとい意見、関われるゆえに子どもの要望を叶えられるといった意見、厳格なルールから解放されるという意見があった。他方、小規模化のデメリット（大規模施設のメリット）は、個別化が進むことで連携や OJT が難しくなる、職員一人当たりの負担など、

職員の環境に言及する意見があった。そのデメリットを補う制度や体制に言及する施設もあった。また、個別化ゆえに、担当職員と児童の関係性が良くない場合を懸念する声もあった。もちろん、実親と過ごす家庭も相性が悪ければ逃げ場がないことは同じなのだが、施設の場合は家族ではないので、「本当の家族の部分とは違って、『やはり他人だから』というふうになってしまったときは大変なことになる」という懸念があった。

小規模化のデメリットとしての「死角」に関しては、個室化するほど子どもに目が届かずリスクが増えるという意見があった。しかし、「死角」に関しては以下のような意見もあった。

≪「死角」に関する意見≫

- ・施設の建物が大きかろうが小さかろうが、どうしても死角はできてしまう。物理的な死角も時間的な死角、職員がいない時間ができる。しかし、その**死角を全部封じてしまうとやはり施設っぽくなってしまふ**。そこに入れなくするとか、それを取っ払ってしまうとか、鍵をかけるということを安易にしてしまうと、施設くさい。先代の施設長が「子どもは鍵のかからない場所からは何も取っていかない。鍵がかかっているから、そこに興味を持って、何とかして中の物をとるんだ」と言っていた。**死角を死角として認識しているというメッセージを発しなさい**という、他の施設の教えもあったので、とにかく、例えばこの建物は構造上、使う頻度の高い階段と低い階段があるが、用がなくても頻度の低い階段をあえて使ったり、常に清掃したりして、職員がここを通るんだとか、ここを職員が掃除しているんだなというメッセージを発する工夫をしている。
- ・個室化すると死角が増えるという意見があるが、**死角という考え方自体が管理しようという考えで北風のようなものだ。施設が太陽にならない限りはうまくいかない**と思う。死角をつぶしてもまた次の死角が生まれるだけ。結局、**職員と児童の信頼関係が一番大事なのだと思う**。

このように、「死角」を完全になくして児童を監視・管理しようということ自体に疑問を感じている施設もあった。

今後、個人のプライバシーを確保でき、子どもの育ちに良い影響を与える小規模化は進めていくべきであろう。現場ではさまざまな工夫をすることでデメリットを補っていくことが必要だが、子どもを管理するという視点自体の見直しははかられていくことも求められるだろう。

2. 今後の児童養護施設のあり方～社会的養育ビジョンに関して～

「新しい社会的養育ビジョン」においては、社会的養護は里親委託中心へと転換され、施設養育は高度専門化し、子どものニーズに応じた個別的ケアを提供できるような環境をもとめている。現場の職員らは、この変化の中で、どのように児童養護施設が変化していくべきだと考えているのだろうか。「ビジョン」の感想を含め、現場の率直な意見を聞き取った。

≪職員学び・力量、連携≫

- ・もちろん職員自身が勉強しなければいけないけれど、自分たちだけで解決するのはなかなか難しい。いろんな専門の先生、**いろんな機関との連携**が重要になると思う。

- ・職員のスキルアップをめざしている。職員みんなで勉強して、**職員が同じようなこと言えるようになる**ことをめざす。
- ・一人ひとりの児童にきちんと対応するということは、職員が大変になってくるが、職員も専門的になっていかないといけない。**経験が大事な仕事なので、職員が辞めないで続ける環境**が大切。
- ・**多くの専門家が必要になる**。専門的な養育者が育っていかないといけないが、ユニット化のように分散ばかりを急ぐとそうした養育者が育たないのではという不安がある。
- ・現在、トラウマの治療などは心理士が中心となっているが、**直接ケアの人がもっと学んで児童に対応できるようにしていくべきだ**。生活の中で治療的な関わりができるといい。
- ・施設としては、「子どもたちのケアをするためには、**職員のケアがとても大事**」という考えを大切にしている。職員に余裕がないと、それこそ、性的マイノリティ児童への気づきもできない。一人ひとりの表情や行動への気づきにつながらない。職員のケアが子どもたちへ個別ケアに自然とつながっていくため、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の考え方を大切にしている。具体的には、人間なので一緒に仕事をしていると愚痴や不満は当然出てくるものだが、若い職員はそれを出しにくい。そこで、不満を抱えた時、困った時、その意見はどうなんだろうって思った時に、段階を踏んで上司に伝える仕組みを構築している。また、現場経験者のスーパーバイザーを置いて、貴重な経験を若い職員に返してもらっている。

《里親への期待や不安》

- ・子どもの養育を考えると、**里親を増やしていくという国の方針には賛成**。児童養護施設の現場を考えると個別ケアはできない。個別ケアというのは、一定の大人がその一定の子どもをずっと養育するということ。施設の担当職員が一定時間、スポットで個別の養育をやっているとしてもそれは個別ケアとは呼べない。
- ・里親やファミリーホームへの流れが、とても現実味を帯びていると感じる。しかし、あまり慌て過ぎても、特に里親やファミリーホームは、スキルのある方のところであれば問題ないと思うが、**新しい里親やファミリーホームが増えていく中で、それがあまりにも急激に行き過ぎると、子どもにとってマイナスになる部分も結構ある**と思う。実際、里親とのマッチングを急ぎ過ぎてお互いにしんどくなって、また施設に帰ってくるケースが多い。年齢が低ければスムーズに行くケースはあるのかもしれないが、小学校の低学年くらいになってくると、心の傷が深く子どもたちはいろいろな状態をはっきりと見せてくる。それを受け入れていくというのはなかなか難しいのではないかな。
- ・地域小規模児童養護施設を出そうと思っており、本来的には、この施設がファミリーホームを持てるような形になっていけばいいと思っている。施設職員で里親になりたいという人もおり、実際に、里親登録した職員もいる。職員が里親になることに関して多様な意見があるが、**施設職員経験者の里親が、施設と一緒に研修受けたり、レスパイトできる体制づくりを今後やってみたい**。里親ケアといっても、遠く離れていると難しいので、この形から里親ケアをやりたいと思う。
- ・ゆくゆくは、地域の里親と協力して、**季節里親や週末里親**をしてもらおう計画だ。
- ・子どもたちのためには、**里親ともっと関わりたい**が、施設から里親に出している子もほぼおらず、

登録前研修で施設に来られたときくらいしか関われない。

- ・「ビジョン」に関しては、数値目標と現状に大きな乖離がある。里親家庭も困難を抱えているので、**施設と里親が連携、協力してチームとして子どもを見守る必要がある。**
- ・「ビジョン」には賛成している。なぜかという、今、児童は環境を選べない状況だから。取りあえず空いているところに行きなさい、という形になってしまっている。**施設の環境を標準化したうえで、施設の中で三つ四つある中で子どもが見学をして、里親家庭にも行き、本人が選べるようになればいい。**
- ・里親家庭に行けば全てが万事うまくいくかという、そうではない。里親家庭から施設に戻るとひどくなっているケースがある。これは里親家庭が悪いのではなく、**フォローが足りない**からそうになってしまう。施設はお金がかかるから里親家庭が良いという話ではなく、里親家庭にも必要なお金はしっかり出さなければならぬ。
- ・施設では、**里親支援事業**を立ち上げて、精神科医や心理士に来てもらい、里親の相談窓口も設けているので、今後も継続していきたい。

《地域との関わり》

- ・現在、地域との関わりがあり、地域で児童を見守る体制になっているので、そういう関わりのある地域に小規模施設を出して、**地域全体で児童を支援したい。**
- ・**地域の理解**が必要。新設の場合、**地域住民の反対運動**が起こっている。
- ・地域には、施設に入ったほうがいいけれど入れないお子さんがたくさんいるので、そういうグレーゾーン家庭に対して外に出ていく仕事＝**アウトリーチをして支援**していく事が必要だ。施設に入の子を減らしていかなければいけない。
- ・性的マイノリティのお子さんたちも地域の中に点在をしているはずだが、親御さんに知識がないので、**そういう知識を職員が専門家として提供する機会**を設けていくべきだ。

《ヒト・カネの課題》

- ・今の児童福祉法の枠の中で、できるだけ小さな規模をめざしたい。地域小規模施設も、将来的にはやっていかなければいけない。ただそれを実現するには**職員数が必要**。実際は、地域小規模の場合、住み込みに近いような宿直回数をこなしたりしていると聞く。
- ・**人が足りない**ので増員してほしい。現在、1人で勤務をすることが多いので、他人のやり方を学べない。
- ・国は里親を増やすと掲げるけれど、**どれくらいのお金を出すのか**が疑問。
- ・**人材確保の問題**がある。養護施設の仕事はハードなうえに、いろんな子に対応していく学習が必

要。

《自立支援》

- ・次にやりたいのは自立支援。施設内のいくつかの部屋がワンルームマンション的な造りになっているので、**施設を出た大学生や就職した若者に使ってほしい**。国もアフターケアについて言及しており、このような支援をやっていきたい。
- ・退所後のケアに力を入れていて、施設から児童に「ここが実家なんだよ、いつでもお話に来なさい」と伝えていて、多くの児童と職員の間わりが続いているので、**その後の児童の記録に関しても、きちんとセーブしている**。

「ビジョン」に関しては、さまざまな方面から多様な意見が出ている（65 ページ参照）。現場の職員からは、さらなる学びの必要性や専門家との連携の必要性に言及する意見や、今後、社会的養護の中心となる里親養育に関して期待や不安の声があった。中には、施設職員が里親をしたり、施設がファミリーホームになることをめざす施設もあった。地域との関わりは施設養育においては不可欠であるが、施設から積極的なアウトリーチを試みようとする施設、小規模施設を通じて地域と関わろうとする施設があった。また、「ビジョン」の大きな柱の一つである自立支援に意欲的に取り組もうという施設がみられた。

本ヒアリングにおいては、「ビジョン」自体への反対や疑念の声というよりは、「ビジョン」実現のための課題をあげる施設が多かった。また、ハード面の改善やそれに伴う人材確保、里親増員のための「ヒト・カネの課題」についても意見があった。

3. 性的マイノリティ児童の受け入れについて

先行調査（7 ページ参照）においては、性的マイノリティ児童の受け入れに対する不安がみられた。本調査においては、施設のハード面を中心に受け入れの不安や受け入れるにあたって準備すること、受入の可否などについて聞き取った。

《受け入れの不安、準備について》

●ハード面（部屋割り、トイレ）

- ・トランスジェンダー児童であれば、部屋割りは悩むと思う。入ったユニットからそこで育ち上がるようにしており、**基本的にユニットは変えないので一度苦痛なユニットに入れてしまうとよくない**。そういう場合は、特例で変えるかもしれない。
- ・女の子のお部屋に「自分は男の子」というトランスジェンダーや、もしくは同性愛的な子がいた場合は、**その子自身も周りの子も守り切れない**。本当にそうなのかとか、外からはわからない。そこが見えない分、本人もつらいなと思うし、他の子は性的な対象になってしまっただけは嫌だなと思う。いっそのこと、**男女混合の施設のほうが本人もあまり違和感なくやれるのかな**と思う。

- ・現時点では、**男女というくりで分けざるを得ない**。例えば「体は男だけど心が女の子」がいた場合、どうすればいいのだろう。その子だけ女の子のフロアに入れることができるかということとても難しい。
- ・L (レズビアン) と G (ゲイ) は性的指向の問題なので、ソフト面である程度対応できるだろう (「近いから手出していいという話ではない」といった普通の恋愛のルールの話)。**トランスジェンダーだと、部屋、お風呂、トイレをどうしようとか、他の子にどう説明するかというところで非常に難しい**。部屋は誰と一緒にしようかという話にもなってくる。男子トイレは男子用の小便器が並んでいて男の子の性的マイノリティは抵抗を感じるのではないかと思う。
- ・トランス児童に関しては、どう受け入れていいのか正直わからない。FTM 児童の場合、女の子のフロアに入れて「もう無理」となった場合に、施設として特別何かしてあげられるかということ、多分、何もしてあげられない。「いや、あなたは女の子だから」とするしかない。

● 職員の理解

- ・性的マイノリティ児童については、**何か問題が起こって初めて問題提起して施設で考える**という状況だと思うので、多分ポツと問題が起こったときには、職員はあたふたしてしまう環境にある。
- ・私たちが勉強不足ということもあり、**当事者児童からはっきりとセクシュアリティについて聞いてしまったときにどう対応していいかわからず、そうかなと思っていても本人に質問や対話をするときには、躊躇がある**と思う。「はっきり言われたときに、どうする？」という悩みがある。
- ・**性的マイノリティ児童が出てきてから学びましょう、研修行きましょう、では、その子が苦しむ時間も延ばしてしまうし手遅れだ**。そういう研修はいろんな職員が受けられればいいが、性的マイノリティ研修自体まだ少ないように感じる。
- ・性的マイノリティだからダメだとか、受け入れないということはない。どうやったら受け入れられるかを考えたい。LGBT 児童がやって来るということがわかった場合、どういう学び、どういう受け入れが必要なのか、どういう対応が必要なのかということは、**その人に対する礼儀として学んでおかないといけない**と思うし、**学ばないのは失礼だ**と思う。
- ・受け入れるにあたっては、まずは職員が勉強して知識を得ないといけない。LGBT の知識を学び、ベースづくりをまずしたほうがいい。職員の固定観念などで受け入れがたかったり、厳し過ぎて、多様性が受け入れられなかったりするので、**まずは職員への教育だ**と思う。子どもたちのほうが柔軟で、「別にその人だからいいんじゃない？」みたいな感じで、いろんな子でも受け入れたりとかするので、大人の職員に教育が必要だ。
- ・過去に、スカートを嫌がる女の子がいたことはある。**その子はマイノリティなのかな、と少し念頭に置くだけでも、対応は違ってくる**と思う。そういう子に嫌がる服を強制的に履かすような職員が少なくなるのが一番だ。昨年、講師を呼んで性的マイノリティ研修をして、職員にそういった意識はできたと感じている。
- ・性的マイノリティ児童の受け入れを考えると、きちんと次の改築時に「次の建物は性的マイノリティに配慮して建てましょう」と新たな計画が必要になる。しかし、改築時に上層部の人たちの頭が固いと何も変わらない。**上層部にこそ性的マイノリティ研修が必要だ**。

- ・ソフト面は職員側の知識が一番。逆に子どもたちのほうがゲイという言葉を知っていたり、その高校に当事者がいたりするので、自然に日々の暮らしの中で受け入れられている。逆に、職員の私たちのほうがテレビの影響で、この間のとんねるずの番組の問題（※同性愛者を嘲笑的に脚色したキャラクターを番組内で復活させた）のように、**差別的な番組を子どもの頃に観ていた世代であり、誤った考えを持っていることがある。**

●他児の理解

- ・以前、性的マイノリティ児童には、個室対応をした。しかし、小学生であり、**性的マイノリティへの理解がない中で他の児童への周知というか理由付けが難しかった。**
- ・本人のセクシュアリティを認めてあげたい。ただ、それが施設の中では周りとの調和などに少なからず影響はある。それが原因で本人が苦しくなったら、それは意味がないわけで、**どうやって本人の気持ちと周囲の理解を保っていくか**が課題。
- ・可能な限りその子の個別化をしてやって受け入れようとは思いますが、実際にこの生活を共にする職員がどこまで対応できるか、他の子どもたちがどこまで許容をしていけるかは難しい。ただ、**いろんな子どもたちがいるということ、子どもたちもわかっていくことも必要だ**と思う。
- ・何か配慮するとしても、職員は365日ここで生活をするわけではなく、生活は子どもがするものなので、**他の子どもたちのある程度の同意は必要だ。**

●学校の理解

- ・学校とのやりとりが心配だ。**児童養護施設職員のほうが、いろんな子を見ているので、性的マイノリティの子もなじみやすいかなと思うけれど、学校とのやりとりは大変**そう。特にトランスジェンダーの制服の問題が課題になりそう。高校選びで男子校に行きたい、女子校に行きたいということも問題になるかもしれない。
- ・保守的な土地柄であり、**集団生活を重んじる学校のほうが性的マイノリティを受け入れるのが大変ではないか**と思う（施設職員のほうが、学校の先生より学んでいて柔軟）。

●当事者の複雑性（見極め）

- ・以前、小学校低学年の男児が女の子の下着を盗み、「どうして盗ったの」と職員が聞いたら、「はいてみたかった」と。「性的な興味ではきたかったのか、女の子になりたくてはきたかったのか」と本人に聞いても「わからない」と言うのでどういう対応をすればいいか悩んだことがある（その後、その児童の問題行動は二度と起きなかった）。**本人自身が理由をわかっていないことがあるので対応が難しい。**
- ・心が女の子といっても、完全に女の子であると言い切れるわけではなく、**どういう基準で判断すればいいか迷うケースもある**と思う。
- ・性的マイノリティかどうかの**見分けが難しい**。年齢が低いから今そういう兆候があるだけなのか、成長したらどうなのだろうというところがわからない。
- ・児童養護施設に入っている子は、一般家庭の子よりも違う課題があり、性的マイノリティだとさら

に複雑さが増すと思う。(現在、施設にいる子は) **愛着の話と性的マイノリティの話の絡み方の激しさを感じる**ので非常に難しい。

- ・当事者児童は、自分の何かが違うという違和感があっても、**なぜ違和感があるのかが気が付かない**という心境なのではないか。

●情報の入手

- ・性的マイノリティに関して施設が最もほしいのは、**相談窓口の情報**だ。ある NPO から「もし困ったら、当事者の会を不定期でやっているからどうぞ」と言われていたが、その時、当事者児童は自分一人で電車に乗って都内に行くことができず参加できなかった。
- ・職員に情報や知識が必要だが、**専門的な機関にどうつながればいいのか**わからない。

受け入れの不安や準備に関しては、ハード面に関するもの、特に、男女分けルールのもとでトランスジェンダー児童の部屋割りに悩む回答がみられた。「他者への理解」については、職員、他児、学校が挙げられた。職員に関しては、事前に学ぶ必要性が挙げられたが、他児に関しては、周知や同意の困難性が挙げられている。学校との調整に関しては、不安を示す施設があった。また、セクシュアリティの複雑性ゆえに、本人自身も他者も判断や見分けがつかないので、何を基準に対応すればよいか、という戸惑いがみられた。なお、適切な情報の入手に関しては、「相談窓口・関連情報」(93 ページ)を参照されたい。

また、前記のような不安ゆえに「受け入れが困難である」と回答した施設があった。

《受け入れが困難な施設》

- ・受け入れの時点で性的マイノリティであることがわかっているかどうか大きい。わかっていたら、「うちはハード面の都合上、難しいです」と言ってしまうかもしれない。**個室が完備されている他の施設を当たってもらったほうが早い**。後からわかった場合にはどうしようかという話になってくると思う。ただ、**施設が困るというよりかは、困っているのは本人**なので、どうにかしてあげたいと思う。
- ・基本的には性的マイノリティにかかわらず、児童を引き受ける/受けないについては、どういう環境があれば受けられるかという立ち位置に立って、入所の打診は考えることにしている。ケースによって、もう一人職員増やさないと無理だなとか、個室を用意しなければいけないのかなとか、**どういう環境を整えれば受けられるかを検討して、無理であればお断りすることもある**。
- ・戸籍が男だけど、本人は性別変更の手術をしたいくらいの違和感があるという感じならば、**今のうちの施設の体制**というか、**レベル**だったらお受けできないかもしれない。
- ・児童相談所から、MTF トランスジェンダーの傾向があるお子さんの依頼があったが、**うちではみられないということで断った(他の施設でも断られて最終的に家庭に戻るようになった)**。受け入れなかったのは、知識のない職員が安易に預かれぬし、他の児童が戸惑うこと。それに加えて、施設の児童全員に実親がいる状況なので、**実親が「そんな子どもと暮らしているのか」という可能性もあり、その点に配慮した**。LGBT 傾向のある子どもたちも含める専用施設だとすれば、受入可能になるかもしれない。

以上の施設は性的マイノリティ児童が暮らしやすい環境が整えられないゆえに「受け入れが困難」であると回答し、無条件に拒否しているものではない。しかし、他の施設でも受け入れられない場合、児童を家庭に戻している事例もあった。児童がマイノリティであることを理由として適切な保護が受けられないことはあってはならず、ハード面とソフト面の両方から、性的マイノリティの受け入れが可能な環境を早急に整える必要があるだろう。

他方、「受け入れの不安はない」と回答した施設もあった。

《受け入れの不安がない施設》

- ・うちの施設は研修も受けており、職員の意識も高い。施設にも心理士や看護師がいるので、性的マイノリティ児童を引き受ける場合、**引き受ける前に呼称などを含めて本人がどういう支援を求めているかを聞いて、皆で対応を図る必要がある**。ハード面は男女混合の空間があるので、どちらに分ければいいかは迷わないが、他児の理解は必要だと思う。
- ・まったく不安はない。**本人からハード面の希望を聞いて、その希望に添えるかを検討していきたい**。また、他児への説明は「こういう子が来るんだよ」とそのまま説明すればよい。「外見が女の子だけど、気持ちは男の子だから一緒に生活してやって」というような形で説明すると思う。

このように、性的マイノリティ児童を受け入れることを前提として、本人の要望を聞き取り他児に説明すると回答している施設も存在する。性的マイノリティ児童が過ごしやすい環境というのは、当事者一人ひとりで異なり、きめ細やかに対応する必要があるので、本人の意思確認や本人が求めている支援の聞き取りが最も大切になってくる。また、職員は、他児や関係者の理解が難しいと決めつけず、周囲に理解してもらおう努力をし、性的マイノリティ児童が少しでも過ごしやすい環境を作っていくことが必要だろう。

次章「性的マイノリティ児童の事例」では、現場の職員が性的マイノリティ児童を受け入れ、当事者に寄り添う事例を数多く紹介するので、ぜひ参考にしてほしい。

《コラム②》

今後の社会的養護のありかた～「新しい社会的養育ビジョン」について思うこと～

木ノ内博道

◆改正児童福祉法の成立

平成 28 年 5 月に改正児童福祉法が成立した。国会会期の終盤、これでは見送りとなるのか、と思っていた頃、成立した。成立の前日に国会に呼ばれて参考人として意見を述べたので、この改正には思いもひとしおだ。

これに先立つ平成 27 年 9 月、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置されて、児童福祉法を抜本的に変える作業が開始した。私もその委員の一人として積極的に発言した。半年ほどで報告書がまとまり、その報告書の内容を反映させた法案が、翌年、国会に上程されたわけだ。

報告書は、日本も批准している「国連・子どもの権利条約」を前提にしたもので、現状の社会的養護から考えるとハードルの高い報告書となった。社会的養護の関係者に聞くと、この報告書を前提とした改正児童福祉法なんて絶対無理、とコメントする人が多かった。

法律の理念に関連する、第 1 条から第 3 条までを改正する、いわば 70 年ぶりの大改革である。1 条では「すべて児童は」と、これまでの児童福祉法にはなかった児童が主語になっている。そして、子どもの権利条約を前提とした法律であることをうたっている。子どもが権利の主体者であることを示したものだ。2 条では「すべて国民は」として、改めて国民のなすべきことがうたわれている。子どもの意見表明を尊重することなどである。そして 3 条では国や自治体の役割を明確にし、家庭で暮らすことができなくなった子どもにはそれに代わる家庭を提供すること、としている。しかも「継続的に」とあり、一時的な養育である里親よりも養子縁組（永続的養育＝パーマネンシー）が重要であるとしている。そのうえで「必要があれば」家庭的な環境で養育することとしている。家庭的な環境とは小規模の施設のことをいう。こうして家庭養育推進の方向が強く示された。

◆「新しい社会的養育ビジョン」とその実現

このような改正児童福祉法を受けて、どのように現状を具体的に変わらしていけばいいのか。法律の成立とともに委員会方式で作業が始まった。「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」である。法改正の前の専門委員会が「子ども家庭福祉」、そしてこの委員会が「社会的養育」。従来の「社会的養護」よりも広い概念で問題をとらえようとする意図がある。

この委員会の 1 年あまりの検討の結果「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。これは平成 29 年 8 月に当時の厚生労働大臣、塩崎氏に答申された。

この提言では、社会的養護にとどまらず、養子縁組や妊娠期の女性の支援、要保護児童の自立支援、また市町村の役割などを含めた「社会的養育」のあり方について述べている。内容は多岐にわたるが、改正児童福祉法の理念部分をどう実現するか、その工程表として、委託率を 3 歳未満の子どもについては 5 年以内に、就学前の子どもについては 7 年以内に家庭環境での養育 75%の目標を達成することが示されている。この目標が暗礁に乗り上げている。

これまで、「社会的養護の課題と将来像」でも家庭養護を推進するための目標が立てられていた。

委託率を、15年をかけて施設、小規模施設、里親（ファミリーホームを含む）をそれぞれ3分の1ずつにしようというもの。法律の実効が15年をかけてというのでは長すぎる、というのがこの新ビジョンの指摘するところだろう。

児童相談所や児童養護施設などから、このような急激な変革は現場に混乱をきたす、計画として拙速すぎる、などの声が上がった。改正児童福祉法にうたわれたわけだし、反対の声を上げるわけにはいかないが、もっと時間をかけて取り組むべきだろう、という声である。

施設関係者は国会議員などに声をかけて、このビジョンを自治体などにおろして新たな目標とならないよう阻止したい考えのようである。そのせいか、平成30年3月末に厚生労働省から各自治体に発出するとしていた通知類が大幅に遅れて、7月の6日に自治体に向けて発出された。懸念された目標はそのまま示された。

◆どうしていくのが良いのか

確かに現在は施設養護が8割以上を占め、家庭養育は2割に満たない。それを一気に75%にというのは無理があるかも知れない。しかし、全体を75%に、というわけではない。乳幼児についてなのだ。目の前に赤ちゃんがいて「あなたに家庭を提供できるまで15年待ってね」と言えるだろうか。乳幼児期にこそ特定の養育者の存在が必要であり、家庭環境を提供することが大切であることが知られている。にもかかわらず、家庭養育は遅々として進んでいない。

養子縁組や里親など家庭養育の推進が重要であることは論を待たない。では、これまで担ってきた児童養護施設はどのようなあり方が求められるのだろうか。地域分散化、小規模化、専門化などが言われている。もっと療育的な受け入れが求められていくだろう。いずれにしても大きなリストラクチャリングが必要だ。それを可能にする柔軟性が求められる。

社会的養護を担う多くの人たちに会う機会が多い。そうした組織の上層部の人たちは新ビジョンに趣旨としては賛成するが重い腰を上げようとしなない。難しい、困難だ、拙速だと主張する。しかし現場の人たちは子どもたちのためにどうしていけばいいのか、真剣に悩んでいる。それは施設関係者でも里親会関係者でも同じだ。現場の若い人たちの思いがこれからの「社会的養育」を変えていくことになるのだろう。

<プロフィール>

木ノ内博道（きのうち・ひろみち）：昭和24年生まれ。平成5年に養育里親登録。平成14年に専門里親登録。平成20年にNPO法人千葉県里親家庭支援センターを設立、理事長に就任。公益財団法人全国里親会前副会長。厚生労働省の各種審議会などの委員を歴任。社会的養護専門委員会、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会などで、平成21年、平成28年の児童福祉法改正に関わる。

«コラム③»

「多様な児童をケアするために社会的養護はどうあるべきか」に対する8つの指摘

坂間多加志

はじめに

『新しい社会的養育ビジョン』などで個別ケアが重要視され、今後、児童養護施設でも性的マイノリティを含め、多様な児童を養育するが、児童養護施設、社会的養護はどうあるべきか」というヒアリングの回答を参考にこれからの社会的養護について考えてみたいと思ったが、回答を読んでいるうちに「社会的養護という特殊なくくりの中で、認識違いはなかったか」という疑問が生まれた。そこで、現在の私たちの認識を見つめ直し、この場で指摘をしようと思う。

①多様な児童のケア

児童養護施設や里親家庭において、「昔とは児童のタイプが違う。今はひじょうに複雑で難しくなった。」という話を聞くことがある。そう言われる理由は、被虐待による影響によるものや発達障害等の障害によるものなど様々である。今後は、今回の調査のテーマとなった性的マイノリティの児童を含め、多様な児童をケアできるようにならなければいけない。しかし、ここで考えていただきたい。私たちの目の前に現れたこどもで一人でも同じ人間がいたであろうか。そもそも人間は多様なものである。その中で、なぜ、私たちは「多様性」を認めようと努め、「多様な児童をケアする」ことの可否を議論するのであろうか。その理由は、私たちの中に意外と固く縛られた価値観があるだけでなく、私たちが何かしらの判断を下す際に、多様であることに対応するためのあらゆる可能性を模索するより先に、非常に強い強制力を持った「普通」という空気を守ることが優先されるからである。

「多様な児童」という発想を持つこと自体が不自然であり、すべての児童をケアすることは決して不可能なことではないと私たちは認識を改めなければならない。

②受け止める側

回答において目立ったワードは「職員の学び」であった。相手を知らなければ適切な対応はできないし、不適切な対応は傷を大きくすることを施設職員はよく知っている。このことから、「職員の学び」が特に大事であるのは当然のことである。ただ、気をつけたいところは、職員が「(性的マイノリティを)受け止める側」であるという意識である。かつて私は性的マイノリティの当事者から、『私は(性的マイノリティのことを)理解している』という人が、『性的マイノリティの人だっているけども良いよね』と言うけれど、私は誰かに『いても良い』と許可されなければいけないのか。違う！誰かに許可されなくても、私は既にここにいる。」という言葉聞いた。施設職員の「受け止める側」という意識は、感覚としてこの話に近いところがある。「受け止める側」とは、自分と相手の間に普通と異質との線が引かれており、異質が線を越えて自分のエリアに入って来ることを認めるために一方的に役務を担うという意識が見えないだろうか。ただ特徴や対応について学ぶだけでは、相手を知るということにはならないのである。

③ハードとソフトの整備

ハードとソフトの整備もよくある議論のひとつである。改築等を伴う建物の整備は難しいが、人

的支援で対応できるところから取り組みたいという話が一般的な着地点である。ここでは、ハードとソフトを整えば本当にこの問題を解決できるのかという疑問を投げかけたい。マイノリティが感じる苦しさは無理解・無配慮によって生まれる差別だけでなく、中途半端に行われた配慮により、「ここまでやってもらっているから、これ以上言うのは申し訳ない。」という特別な遠慮がブレーキになり、真実のニーズを表明しにくくなってしまっている状態がある。つまり、ハードやソフトの整備を行う際には、決して表面的な対応に止まらず、現在起きている権利侵害をどのように解消するかという視点を強く意識することが重要である。

④小規模化

小規模施設ではプライバシーが守られ、大規模施設では守ることができないと思われがちであるが、プライバシーの保護は小規模化によって達成できるものではない。小規模化という小さな空間だからこそ生まれる苦しみがあることを理解しつつ、小規模化によって解決できるものをよく理解しておかなければ、小規模化したところで悪い意味での「小さな施設」にしかならない。また、小規模化にあわせて家庭的な環境について語られることがあるが、小規模化と家庭的であることは違うことや、小規模化の目的が施設の中を家庭的にするためではないことを知らなければならない。これらを知る鍵は、新しい社会的養育ビジョンで示されたことの根拠となった考え方の中にあるはずである。

⑤インクルージョンとセグリゲーション

インクルーシブな社会とは、皆が同じ場所で生き続けられる社会を指す。インクルーシブな対応をするため、社会に選択肢を増やすという考え方は有効であるが、選択肢を増やすためにタイプの違う施設やグループホームを用意する場合は注意が必要である。それがインクルージョンではなく、セグリゲーションになるからである。知的障害のための施設、身体障害のための施設、情緒障害のための施設、性的マイノリティのための施設、そのどれもが施設を利用する対象者を定義づけしてしまいうため、当事者が診断を得ることを必要としたり、関係者が受診を強要するような働きかけをしたりする恐れがある。社会に選択肢を増やすということは、すべての人が同じ場所で暮らし、必要に応じてサービスを利用できる状況を作ることである。現在の福祉システムのように、福祉サービスの対象者を一般社会からくり出し、福祉の世界でしか生きられない状況に閉じ込めることがあってはならない。

⑥権利擁護と配慮、意思決定支援

個別ケアであっても集団ケアであっても、当人の意思を尊重し、それを支えることはとても大切である。私たちは人権擁護ではなく権利擁護と言う。人権という基本的な権利だけでなく、極めて個人的な権利も護らなければならないからである。性的マイノリティに対応する配慮にしても、ハードを整えて「私たちはこのような環境を用意しました。だから、配慮できています」というのは、間違いとは言えないが正しくはない。環境の整備や人的対応等の配慮は、私たちの目の前にいる個人のニーズにあわせてカスタマイズするものである。

現在の社会的養護下における権利擁護の実現のためには、①意思表示できる環境、②意思決定できるための適切な情報提供、③自己責任を押し付けないといった3点が重要であるように思える。意思表示できる環境として「訴えやすさ」は必要な要素ではあるが、「なんでも言えるように子どもとの信頼関係を構築してから」などと言う者はプロとして失格である。意思表示し、意思決定するためには、判断できるだけの情報が適切に提供されることが必要である。ただ目の前に情報を並べるだけではいけない。当人が判断できるような提供の仕方ができているか、また、当人以外の方が望む

答えを誘導するような提供の仕方をしていないかに細心の注意を払うことが大切である。そして、一番注意を要することは、個人の意思表示に基づく権利擁護の着地点が自己責任論になってはいけないということである。人が生きるうえで責任は生まれるものであるが、社会的養護下にあることやマイノリティ性を持つことは個人が一人で責任を負うべきではないし、負わせてはいけない。

⑦ナチュラルサポート

ナチュラルサポートとは、障害者の就労分野で重要とされている概念であり、障害者施設の支援員やジョブコーチが職場にいる人に働きかけることにより、障害者に対する職場におけるサポート体制を構築することを言う。職業的自立は、当事者のみが職業訓練や職場での技能習得の努力をして成し遂げたり、支援者がいつまでも当事者のそばにいて支援をし続けることによって成し遂げたりできるものではない。社会的弱者と呼ばれる者もマイノリティも、同じ場所で生きる人たちの理解と支援によって生きやすい世界を得る。

社会的養護を含む社会的養育という考え方をするようになった今、児童の生活上の支援や自立のための支援として、施設や里親が地域住民等に対してナチュラルサポートの形成に努めることを提案したい。

⑧後の人生を知り、今、行うべき支援を逆算する

施設職員も里親も、今、目の前にいるこどものことで精いっぱいである。今回のヒアリングの回答からも、そのことが十分伝わってくる。もちろんそれで構わないし、そうでなければ悲しい。しかし、こども時代の支援をする人が、発達理論やこども時代の実践から組み立てた養育論しか知らず、そして、その養育論が正しいかという検証をしていないことに気づいているだろうか。

現在はアフターフォローを行うことによって、措置解除後の児童とのつながりを継続することができる。私たちは、SNSなどの多様な通信手段を得たことにより、アフターフォロー後も長く付き合うことができる。また、言葉を持ったフォスターユースも増えてきている。多機関連携では、児童福祉分野以外の精神保健や障害福祉の専門職やマイノリティ団体との連携も可能である。活用可能なリソースにリーチし、社会的養護下にいたこどもたちが20代・30代・40代のそれぞれの年代において、どのようなことで心の不調に陥ったか、社会の誰によって苦しみを与えられたか、どのように解決することができたかを知ってほしい。そして、そこからこども時代に必要な支援を逆算してほしい。

おわりに

ここまで「多様な児童をケアするために社会的養護はどうあるべきか」について指摘ばかり述べてきたが、最後にまとめとしての提言をさせていただく。

人は常に変わり続ける。「人が生きる」ということをもっとシンプルに考えて、私たちが「あたりまえ」と思い込んでいることを常に見直し続けてほしい。

〈プロフィール〉

坂間多加志（さかま・たかし）：昭和54年生まれ。平成20年に養育里親登録。社会福祉士。一般社団法人レインボーフォスターケア理事。平成23年に静岡県富士児童相談所管内の里親会「ふじ虹の会」を立ち上げ、会長に就任。平成30年より静岡県里親連合会会長。児童養護施設の児童指導員や障害者福祉のソーシャルワーカーに従事する他、LGBTに関する活動や市民活動の支援に携わる。

第4章

性的マイノリティ児童の事例

本調査において、「性的マイノリティと推察される児童がいる（いた）」と答えた施設は35施設中31施設、のべ人数は58名だった。本調査は、事例とそれに対する対応や職員、施設の考えをヒアリングすることが目的であり、児童数を集約することが目的ではない。したがって、回答した施設職員が回顧した限りにおいてであり、総計ではないことに留意が必要である。

児童の内訳は以下のとおりである。

【性別の内訳】

●男児：32名

●女児：26名

※「男児」「女児」の表記は、児童養護施設在籍中の戸籍上の性別にしたがった表記とする。

【在籍の可否】

●在籍中：22名

●退所（措置変更も含む）：36名

第4章では、特徴的な事例を紹介しながら、論点ごとに、他施設での類似事例や対照的な事例なども併せて紹介する。

※幼少期から思春期にかけては、セクシュアリティが曖昧な状況の児童が多く、「男児で性表現が女性的で、男児を好む」など、性自認や性表現、性的指向のマイノリティ性が重複する場合がある。また、「MTFトランスジェンダー傾向がある（性自認は女性）男児で、かつ、恋愛対象は男性」であれば、性自認に従うと異性愛ということになるが、本調査の場合、在籍中の戸籍の性別をもとにして、「同性愛」にも含めることとする。

※本調査においては、児童を個人特定できる情報については聞き取りを実施していない。また、事例紹介においては、個人が特定されるおそれのある情報については、その骨子を損なわない範囲で加工している場合がある。

1. 性別違和のある男児の事例から

<論点>

- ・ 女児の服を着たがる男児の対応
- ・ セクシュアリティをどこまで尊重すべきか
- ・ セクシュアリティは明確に見極めることができるのか

・ 本件男児は、幼児の頃、児童養護施設に入所した。入所当時から、キラキラした指輪などをいっぱい着けており、ずっと女の子らしいふるまいだった。

・ 幼児期から、職員が男児用の服を買って与えていたが、年齢があがるにしたがって、徐々に「これは嫌だ」とぐずり始めた。小学校高学年になり、初めて本人が自分で服を買いに行った時、女の子用の服をずっと見ており、職員が「男の子のコーナーはこっちだよ」と声をかけても動かないので、職員が「こっち（女児用）のお洋服が欲しいの？」と聞くと、「そうだ」と答えた。**いきなりその男児にスカートをはかれても周りが困惑するだろうと思った職員は、男児と相談しながら、スカートではなく、かわいい模様の入った中性的なタイプのズボンを買うことにした。**

・ この施設では、小学校中学年ごろまでは施設職員が服を買い与え、高学年になってから初めて本人に服を選ばせて買わせるルールだった。しかし、本児の言動を見て、幼児にも好みがあると知り、今は幼児のうちから「自分の好きなお洋服選んで」と店に連れていき、**自分で買わせるルールに変えた。**

・ この施設では、児童が中学校に進学する前に、職員が中学校に出向き、入学予定の児童の情報を提供する取り組みをしている。本児に関しては、女の子っぽいことや、そのことに関しては本人がどうにかなるものではないこと、そのふるまいについて注意したところで余計に意固地になるかもしれないので**配慮してほしいことを中学校の先生に伝えた。**

・ 中学生の制服に関しては、詰め襟の制服を着づらいから嫌だと言っていた。現在は、職員は「着づらいと言うものの、男の子の象徴みたいな服だから嫌だったのではないか」と振り返っている。

・ 同級生たちは、「あの子はそういう子だから」とそのままの本児の様子を受け止めていて、いじめなどは起こらなかった。田舎っぽい土地柄で穏やかな空気であり、また、小学校1年からずっと一緒のクラスで過ごすので、その子が女言葉を使っても「この子ってこういう子だよ」と周りが何の違和感もなく接してくれていた。

・ 現在、本児は成人しており、都会で、女性として夜の仕事をしている。本児が都会に出る時に、知人を通じて施設職員に相談があった。**職員は、本人にとって違和感がなく仕事できる世界であることを確認し、知人には見守ってあげてほしいと伝えた。**本児にも「駄目だったらおうちに帰って来ればいい」「たまには施設に遊びにおいで」を声掛けした。そのような経緯があったので、今も本児の情報がきちんと入って来ており、知人からは、生き生きと働いていると聞いている。

・ 現在、本児はスカートをはいて、しっかりお化粧して、女性として生活している。今後、性別変更の手術をする予定と聞いている。

本件は、幼少期から女の子っぽいふるまいを見せていた男児を、児童養護施設職員が見守り、退所後も女性として働く本人と連絡をとりあっている事例である。

本件の施設では、この男児について、中学校に本人の生き方を尊重するように引継ぎをし、また、退所後も本人の状況を把握し、「いつでも帰っておいで」「遊びにおいで」と実家のような役割を果たしている。本調査では、在籍中と異なる性別で生活している退所者を施設が把握している事例は本件を含め 8 件だった。退所後も丁寧な関わりを続けているからこそ、後の状況が伝わってくるのだろう。また、本件の施設は、この児童の養育経験から、「幼児の頃から服を選ばせる」というルールに変えたという。ある調査結果では、トランスジェンダーの児童の中には幼児期に性別違和を自覚する者も多くいるという（※）。

（※）「学校の中の『性別違和感』を持つ子ども 性同一性障害の生徒に向き合う」（岡山大学大学院保健学研究科中塚幹也 2013）によれば、岡山大学病院を受診し性同一性障害の診断を受けた 1167 名を対象とした調査で、半数以上が小学校入学以前に性別違和感を持っていた（FTM 当事者のおよそ 7 割が小学校入学前に、MTF 当事者のおよそ 6 割が小学校高学年までに性別違和を自覚）。

本調査においても、児童養護施設で過ごした FTX 当事者は「小学校のころ、一時保護所や施設に入った時、女子の服から選べと言われて苦痛だった」と語っている（95 ページ参照）。幼少期から自らの性自認に合わせた服装を選べる環境というのは、トランスジェンダー児童にとって、また自らの性別と異なる性別のファッションをしたい児童も含めて、過ごしやすい環境になるだろう。

本件では、施設側が男児の様子に若干戸惑いを見せ、「中性的」な服装を勧めたという。

「女性の服を着たがる男児」への対応は、

- ・ 本人の好みを尊重する
 - ・ 中性的な服装などにするよう誘導（本件施設の対応）
 - ・ （人前での）女性の服装の着用を禁止する
- などに分かれた。

「本人の好みを尊重する事例」

①施設のバザーで女性用の衣類がなくなることがあった。ある日、ある男児が女性の恰好をしているのを偶然発見し、職員と本児が話し合うことになった。職員が「女性の服を着たいんだね。盗んでいた？」と聞くと「そうだ」と認め、「自分は異常だと思っていた」「一回盗んで着たら、すごく楽しくって、また着たくなり、盗んでしまった」とのことだった。盗み自体は注意をし、女性の服を身につけたい男性も世の中にいることを伝えると安心していた。**男児には寄付でいただいた女性用の服を与え、下着は被服費で女性職員に頼んで買ってもらった。**職員に隠す必要がなくなったので、その男児は安心した様子で、なんでも話してくれるようになった（この男児は女性用の服を自分の部屋で着たいとのことだった）。もちろん、盗むこともなくなった。

②幼児の頃から小学校低学年にかけて、女の子用のおもちゃやスカートを好んでいる男児がいた。本児の女性の服を着たいという願望をかなえるためにも、**クリスマス会の際の出し物として、男の子みんなで女装してファッションショーをやることにした。**女装願望のない男の子も、普段したことない格好をして楽しんでた。

- ③ドレスを着るのが好きな男児で、入所時にそういう服が好きだという引継ぎを受けた。職員は、本人の好みに、ドレスを着ることで本人が喜んだり満足するというのであれば構わないととらえている。ただ、それを他の子たちが、「なんで？」という空気になってしまうことがあった。施設としては、他児から傷つけられることなく本人のドレスを着る時間を保障してあげるために、1人の空間の中でドレスを身につける機会を与えた。それと同時に、**みんなで新聞紙やビニールテープを使ってドレスを作る遊びをした**。他の男の子は、めったにないことだからという理由でとても楽しんでいて、本児は、フリフリを付けたスカートを着て、着たい恰好ができたことで楽しんでいた。

《中性的な服装などにするよう誘導する事例》

- ④ある男児が、中学の頃、女の子用の服を着たいと言い出した。職員がたしなめると、女の子用じゃ駄目なのかと反発した。「否定はしていないけど、他の人には女の子用の服を着ていると思われる。そうと思われるということは知っておいたほうがいい」と話した。また、ネックレスを買ってきたが、女性用だったので、職員と他児で指摘したところ、鎖部分のデザインを自分で少し変えたようだ。本人も指摘のたびに妥協しているが、本人は「女の子がスポーツバッグを持っても男用だと言われないのに、男の子がレディース物を持っているといろいろ言われてしまうのか」と不満を漏らしている。職員からは、**女性物を着たいなら着てもいいが周りからいろいろ言われる可能性があることは指摘している**。指摘しなかったら「なんで指摘してくれなかったの」と後になって児童から言われるかもしれない。彼を否定したいわけではないけれど、**中身が完全に女の子であれば尊重したいと思うものの、性自認がグレーすぎてそのように対応している**。他方、自由に生きてほしいとも強く願っており、職員としての対応に迷いを感じている。

《（人前での）着用を禁止する事例》

- ⑤ある男児から職員に対し、「女性に近い格好をしたい」「女の子になりたい」と告白があり、それをみんなに理解してほしいという訴えがあった。職員らで対応を議論し、「そういうこともありといえばありだが、『もし自分の子どもだったら』と置き換えたときに、訴えを受け止められるかというところ」という話になった。施設職員は、その児童が施設を出ていった後に責任を取ってあげられないうえに、**「女性らしい恰好をしたい」ということはみんなが理解できるものではないということ伝えるのが職員として大事なのではないか**、という結論になった。性的マイノリティのコミュニティ内のような理解してもらえる人たちのところでオープンにするのはいいけど、マジョリティとマイノリティがいるところでみんなに理解されるのは難しいということを児童自身が知ること大事だ。よって、本児には「個人で楽しむことはOK」「しかし、他の子たちや他の職員にそれを理解してほしいと発信し、オープンにするのはやめよう」と説得し、スカートは履かせず、周りに言わないようにしてもらっている。
- ⑥在籍時は男児で、現在は女性として生活している退所者が施設に来ることがあるが、子どもへの影響を考慮して、「**施設に来るときには女性の格好はやめてほしい**」と伝えていて、本人は施設に来るときは女性的な格好を抑えている。

MTF トランスジェンダー児童の性自認は女性であり、女性の服を身につけたいという思いは切実で、本人にしてみれば性自認に従った自然なふるまいである。②③のように、イベントや遊びの中で

その思いを実現することは、施設ならではの工夫である。ただ、こういった対応は幼児期には有効だが、本人が成長し、実際の生活でスカート履きたがった場合は別の対応となるであろう（ただし、本調査において、男児から「制服をスカートにしてほしい」という要望はなかった）。

⑤⑥のように、女性の服装の着用を在籍中も退所後も禁止している施設があった。また、④のように中性的なファッションを勧める施設もあった。本人が周りから浮くのではないか、卒業後苦しい思いをするのではないか、といった理由からくる戸惑いは他の聞き取りでも見られた。施設職員がその児童の将来を考えるからこそこの対応だと思われるが、そういった対応は本人の性自認・セクシュアリティの抑圧にもなりかねない。また、④のように「中身が完全に女の子であれば尊重したいが（セクシュアリティが）グレーすぎてよくわからない」といった「見極めの困難さ」を挙げる施設がいくつか見られたが、後述するように、セクシュアリティは明確な基準で線引きできるものではなく、本人との対話を行い、丁寧に意思確認をすることが必要だろう。

ある施設職員は、性的マイノリティ児童に以下のように**励ましの声掛け**をしているという。

《励ましの声掛け事例》

⑦児童が、同性愛だろうが、異性愛だろうがなんでもいいと思っている。ただ、施設を出る前、性的マイノリティ児童には、「社会では、性的マイノリティへの見方が変わるからつらい思いをするかもしれない。何度も同性が好きなのと聞かれるかもしれない。でも、応援してくれる大人がどこかにいるよ」「**応援する大人は僕ら職員もそうだし、社会に出た後でも他にいるかもしれないし、そういう人を見つけてきな。言うやつに言わしときやいいんだよ**」と伝えている。

性的マイノリティ当事者を取り巻く社会環境は依然として厳しいものがある。しかし、⑦のように、在籍中も退所後も、常に施設職員が性的マイノリティ児童の側に立ち、本人の性自認や性的指向を尊重する態度であれば、当事者は自尊心を持って生きやすくなるのではないだろうか。

ここまで挙げた事例は、在籍中から女性的な表現をする男児の例だが、以下のように**在籍中にセクシュアリティが明確でなく、退所後に明確になった事例**もある。

《在籍中、セクシュアリティが明確でなかった事例》

⑧小さい時から遊ぶ相手が常に女の子で、中学生、高校生になっても女の子といることが圧倒的に多く、職員としてはその男児のことを「異性にモテる男の子」ととらえていた。また、**在籍中は、女の子になりたいと言ったり、スカートをはきたがることは一切なかった**。退所後、本人は「中学生で自分は男の人が好きだということがわかった」と話していた。現在は女性の服装をして店で働いており、性ホルモン治療をしているようだ。施設にいる頃は見たことのないような生き生きとした顔をしていて、職員からは本人に「今が一番輝いているよ」と言っている。

⑨退所後、数十年経った頃、男性から女性らしい雰囲気に変化していき、本人から複数の職員に MTF トランスジェンダーであるとカミングアウトがあった。**在籍中は、男子職員になついたり、スポーツも苦手で、言われてみてそうかもしれないと初めて思い当たることはあった**。元担当職員はカミングアウトを受けて、「本人は当時、女の子の気持ちだったと言っている。それなのに、男で扱ってしまった」と後悔しているようだった。

このように、児童は明確にわかりやすいサインを出すわけではない。また、本人に明確な自覚がなく、セクシュアリティ自体が変化することもある。職員の方々は、「同性愛か異性愛か」「トランスジェンダーなのか」と明確な基準を求めたり、線引きをして対応するのではなく、現在の児童の状況に寄り添い本人の意思を尊重しながら、その児童の生きやすさや暮らしやすさを共に模索することが必要ではないだろうか。

2. 性別違和のある女児の事例から

<論点>

- ・制服のスカートを嫌がる女児の対応
- ・トランスジェンダー児童のホルモン治療の要望（実親の同意）

・本件女児は、小学校の低学年から、スカートを嫌がっており、ずっとズボンを履いていた。男の子と一緒にスポーツを楽しむことが好きだったので、施設職員や小学校の先生は「ボーイッシュな女の子」と感じていた。

・中学生になり、制服のスカートについてイヤだとは意思表示しなかったものの、スカートの下にジャージのズボンを履いていた。高校は、女子高に行き、制服はズボンの選択肢があったので、3年間ズボンを履いていた。本児は女子高時代を振り返り、「(女子ばかりで) しんどかった」と言っており、施設職員は女子高に行かせて申し訳なかったと振り返る。

・高校生のとき、担当職員に対し、「**実は俺は男なんだ**」と告白し、付き合っていた女性の恋人を施設職員に紹介した。さらに、「親にも言いたい」「病院に一緒に行ってほしい」「性別を変えたい」などと言っており、病院に行きたい理由としては、「**生理が嫌だから止めたい**」「**ホルモン注射を打ちたい**」とのことだった。

・担当職員としては、悩んでいる本児と一緒に考えてあげたいという気持ちがあり、職員会議で本児の治療の希望について、情報共有した。「作り話じゃない？」という職員もいたが、施設としては、医者意見を聞いて方針を決めようということになった。最終的には、医者診断を受け、施設職員が本児に同行し、実親に話を理解してもらったうえ、治療に同意してもらった。その後、退所まで施設職員がジェンダークリニックへの通院に同行し、本児はホルモン治療を受けるようになった。

・高校生になってから、携帯電話を用いてネット上の SNS 等で仲間を見つけ、自分のセクシュアリティについて相談しており、ホルモン治療についても知ったようだ。

・本児は周囲に知ってほしいという気持ちが強く、新たに男性名を名乗り、周囲に「そう呼んでほしい」と言っていた。ずっと一緒に過ごしている他児らは、本児の様子を理解しており、あまり驚いていなかった。

・退所後、性別適合手術を受けたと伝え聞いている。

・職員は、「本児は在籍中ずっと言おうか言わないかを悩んでいて、やっとカミングアウトできたのが高校生になってからだった。ずっと言えなかったんだなと思うと、本児の苦しみを感じた」と振り返っている。

本件は、幼少期からボーイッシュな雰囲気だった女兒が、高校生になったときに、施設職員に性別違和についてカミングアウトをし、児童養護施設がホルモン治療をサポートした事例である。

前述のとおり、「性別違和のある男児」の場合、幼少期から女性用の服を着たい意思を示し、施設職員が困惑する事例が見られた。しかし、「性別違和のある女兒」の場合は、幼少期は男性用の服を着たがってそれは女性が着用することのある「ズボン」であり、施設職員に戸惑いは見られず（「ボーイッシュな女子」ととらえることがほとんどである）、中学校に進級するときにはじめて制服の問題が起り、児童の性別違和が表面化し、対応が必要となる事例が多く見られた。

FTM トランスジェンダー傾向のある児童の制服の変更や嫌悪について言及している事例は本件を含めて 7 件であり、学校と交渉して制服をズボンに変更したり、下にジャージのズボンを履く事例などがあった（男児の制服に関する事例は 0 件）。

「FTM 傾向のある児童の制服の事例」

- ① 女兒であるが、靴も服も男性用を身につける。靴のサイズは合わないが男物をはいている。「それ、男の子用だね」と言っても「別にいい」と言っている。お風呂は「一人で入りたい」と強く主張するので一人で入れるように配慮している。中学校は自転車通学なので通学時は体操服を着てもいいのだが、**学校で制服のスカートに履き替えるルールだったが、スカートを持っていくのを頻りに忘れて、学校から電話がかかってきていた。**今から思えば、わざと忘れていたのかもしれない。
- ② 中学校のときはスカートをはいていたが、高校生からは「ズボンがいい」と言い、ズボンで登校している（高校は女子もズボン可能）。制服のズボンの採寸に同行したが、お店の用紙が男の子用と女の子用で分かれていて、店員さんが男の子用の用紙に記載しているのを見て、とても喜んで**いた。本人は男の子として扱われることが大きな喜びのようだ。**
- ③ 高校の制服のスカートを嫌がり、それが理由で学校にあんまり行けなくなってしまったので、職員が対応してズボン登校を可能にもらった。

2015 年 4 月、文部科学省は、全国の自治体の教育委員会や各学校などに向け、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通達を出した。通達には、身体の性別と異なる性別を自認する生徒に対して、授業や修学旅行の各場面で配慮や支援を行うことが明記されている。また、2016 年 4 月には、同省は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」という教職員の理解を促進することを目的とした教職員向けの周知資料を作成し公表した。

資料中、支援の例として、「服装」の項目では、「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」とされている。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/__icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)

施設職員は、これらの資料を学校に示すなどすれば、児童の自認する性別の制服着用などの支援に役立てることができるだろう。

また、本件施設ではトランスジェンダー児童の希望を叶えるべく、施設内で職員会議を行い、実親の同意を得てホルモン治療を開始している。「**医療行為における実親の同意**」に関しては、社会的養

護のもとで暮らす児童の医療行為においては大きなテーマとなっており、本調査においても以下のような意見が寄せられている。

《実親の同意に悩む意見》

- ④インフルエンザの注射を打つのでさえ保護者の同意は必要であり、ホルモン注射も同意が必要となるので、その点は難しい面がある。
- ⑤性ホルモン治療に関してだが、通常の医療行為となると、ドクターが親権者の同意をほしいというのでその都度得るようにしているが、どうしても取れない例もある。**親権者になかなか協力いただけないとか、どこにいるかわからない場合もある。**おそらく、性ホルモン治療も、親権者がなかなか同意をされないのではないか。例えば、精神科を受診するときも同意が必要だが、知的障害者だとか発達障害だとかそういう診断名がつくことを恐れて同意をしてもらえないこともある。**本人の生きやすさのためには治療が必要なのに、親権者の偏見が治療を阻んでいることがある。**

このような「医療行為における実親の同意」に関しては、「コラム 医療行為における親権者の同意」（84 ページ）において詳述しているので参考にいただきたい。

トランスジェンダー児童に対してのホルモン治療に関しては、以下の通り、児童の希望に応じない対応をしている施設があった。

《ホルモン治療に応じない事例》

- ⑥（男児の事例）ホルモン注射に関心を示しているが、「**社会に出て自分で責任を取れるようになってからにきなさい**」と言っている。施設の生活空間は男の子と女の子で分かれているので、性的指向や性自認を前面に出してくると**生活する部分でもいろんなあつれきが出てくる**。理解はするけど全部を OK してあげることはいできない。
- ⑦当施設に在籍中は、男の子っぽい服を好む女兒だった。その後、他施設に移動したが、成長期に生理が始まったことへの嫌悪を示し、「強い性別違和」について他施設の職員にカミングアウトしたという。同時に、当施設の担当職員にもカミングアウトがあり、職員からは、言ってくれてうれしいと伝えた。しかし、しばらくして、当施設の職員に「**すごく苦しい」「今の職員にちゃんと理解してもらえない」「生きている価値がない**」との内容が書かれた手紙を渡してきたり、所在不明になったことがあった。ホルモン治療を望んでおり、医者からも勧められていたが、他施設において、その**施設に在籍中はできないと言われたようで悩みを深めていたらしい**。退所した現在は、ホルモン治療を受けて生活をしている。

ホルモン治療は、身体への侵襲を伴う医療行為であり、⑥のように、職員としては「成人になるまで待ったほうがいい」と考える場合もあるようだ。しかし、⑦のように、思春期に適切な医療を受けられないことで精神的に追い詰められる事例が現に起きている。児童からホルモン治療の要求があれば、施設は「社会に出てから」「施設にいる間は無理」などと拒否することなく、冒頭の事例のように適切な治療を受けられる体制を整えるべきではないか（ホルモン治療をめぐる現状については 84、87 ページにおいて詳述）。

本件では、本児が高校生になってから、携帯電話を使えるようになり、ネット上の SNS 等で仲間を見つけ、相談をして正確な知識を得ていたという。最近では、高校生になればスマートフォンを許可している施設も多い。ネットへのアクセスによって正確な情報を得ている場合もあれば、不正確な情報を信じる場合もある。また、同性愛の児童であれば、同性愛者向け出会い系サイトなどに簡単にアクセスできるという危険性もある。「性的マイノリティ児童の受け入れの不安」(62 ページ参照)として、**適切な情報を望む声**があったので、再度、紹介する。

《適切な情報を望む意見》

- ⑧性的マイノリティに関して施設が最もほしいのは、**相談窓口の情報**だ。ある NPO から「もし困ったら、当事者の会を不定期でやっているからどうぞ」と言われていたが、その時、当事者児童は自分一人で電車に乗って都内に行くことができず参加できなかった。
- ⑨職員に情報や知識が必要だが、**専門的な機関にどうつながればいいのかわからない**。

このように、職員自身が専門的な機関につながり、児童に正確な資源や知識を提供することに困難を抱えているようだ。本章末尾には「相談窓口・関連情報」(93 ページ)を掲載しているので参考にしていきたい。

また、性的マイノリティ児童への情報提供として、**退所者からアドバイスしてもらったという事例**もあった。

《退所者からアドバイスをしてもらった事例》

- ⑩退所者に FTM トランスジェンダー当事者がいる。退所後、施設職員に対して性別違和があること、女性の恋人がいることをカミングアウトしてきた。在籍中、その退所者は「(トランスだと) ひたすらバレちゃいけない」と思っていたとの話も聞いた。現在、その退所者はホルモン治療をしている。他方、この施設には、FTM トランスジェンダーと思われる高校生が、現在、在籍している。ズボンしか履かず、「自分は男だと思う」と言っている。本児は性別変更手術に興味を持ち自分で調べており、新宿 2 丁目に行きたがったが、**施設職員は不安を感じたので、この退所した当事者から本児に対してアドバイスをしてもらえないか依頼した**。退所者からは本児に対して「いつからどういう治療を始めたか」「治療を始めるとどのように体が変わるか」と、身体へのリスクや治療にかかる金銭面の話をしてもらった。本児は「大体聞けた」とのことだった。**施設職員としては、先輩から後輩にシビアな話を含めてアドバイスを受けたことはよかったと思っている**。

⑩のように退所者に同じ立場の先輩がいて、適切なアドバイスをしてもらえたことは非常にめぐまれた環境だったといえる。施設職員が二人をつなげたことが本児のサポートにつながった。

ただ、「性的マイノリティ当事者」をひとくくりにできるものではなく、それぞれのセクシュアリティで個別の悩みや必要な情報が違い、同じセクシュアリティでも個人差がある。より多くの性的マイノリティ当事者、特に同年代の性的マイノリティ当事者と悩みを共有できる場が必要だ。

若者のサポートについては、「コラム 性的マイノリティの若者への支援」(87 ページ)に掲載しているのでぜひ参考にしていきたい。

3. 同性愛的傾向のある児童の事例から

トランスジェンダー児童は性自認の問題であり、施設職員が気づくのは幼少期からのケースが多く、長期的な関わりの回答が多かった。同性愛、両性愛といった性的指向の問題では、思春期に判明するケースが多く、中学生ごろから退所までの短期的な関わりに基づく回答が多く見られた。男児の事例と女児の事例をそれぞれとりあげ、他の事例を併せて紹介する。

<論点>

- ・職員が児童の性的指向に気づいた時の対応
- ・児童の恋愛や性的な行為への対応
- ・児童への情報提供

男児の例

- ・高校生の時に**本件男児の部屋からゲイ向けのいわゆる「エロ本」が見つかった**。職員が聞くと、「こういうことに興味がある」とのことだった。「**学校に同じような子がいて、本のやりとりをしたり、そういう会話ができるので楽しい**」とも言っていた。
- ・退所後、本児が30代の男性とつきあって一緒に住んでいると聞いた。どういう相手だろうか、と施設職員は心配し、「その人を呼んできて」と言うと、実際に施設に連れてきてくれた。
- ・現在は、ほぼ恋人関係を解消している様子だが、その男性が本児のアフターケアを支援したいとのことで、専門員と連絡をとりあいながら本人の支援体制に協力してくれていて、施設としては助かっている。

本件は、いわゆるエロ本の発見によって、本児のセクシュアリティが判明したが、同級生に同じ仲間がいることがいて、退所後は恋人のことなども職員に告げている。また、施設が元恋人の方と協力し、児童の退所後の支援を続けているという事例である。

本件のように本を見ていたことや、同性の恋人の存在から**職員が児童の性的指向に気づき、対話した事例**は、以下の通りである。

職員が気づき対話した事例

- ①男児が中学生の頃、職員が部屋でゲイ向けのいわゆるエロ本を見つけ、施設の職員たちで情報共有した。本人が周囲にまだ知られていないと思っており、かつ、悩んでいるかも不明だったので、この時点でマイナスにならないようなケアをしていこうという方針で、個別に性教育を実施した。心理士から、**普通の性教育に加えて、同性でも恋愛することもある、こういう世界もあるということ**をさりげなく組み込んで丁寧に伝えた。本人はその時点でカミングアウトすることはなかったが、淡々と聞いていた。
- ②男児が高校生のころ、お気に入りの中学生男児とキスをしていたのを職員が目撃して、「年下の子が傷つくかも」と注意した。高校生の男児に聞き取りをすると、「相手のことが好きなんです」と答えた。無理やりではなく、お互いに惹かれていてつきあっていったようだ。職員はこの中学生の男児とも話したが、「なんでそんなことを言うの」と反発してきた。**施設側としては「同性同士だけか**

らおかしい」と注意したのではなく、「施設の中ではやめよう」と注意したつもりだったが、お互いの好意がある関係性を注意することは難しいと感じた。

③高校生男児が施設を抜け出して同じ学校の仲のいい男子生徒のところに行ったりその男子生徒が施設に入り込んだりしていた。2人が施設内で性的な行為をしている様子だったので、本児に対し、「施設で性的な行為をすること自体に問題がある」ということや、「二人の関係についてきちんと話し合ったりしているのか」等の話をした。「(男子同士で) 付き合うこと自体を悪いと言っているのではない」という部分についても伝えた。ただ、「性的な行為をしないように」「無断外泊しないように」などと形式的な規則を守らせることに終始してしまい、適切な支援が届けられなかったのではないかと反省している。

④(女児の事例) 部屋にレズビアン漫画があり、職員はこの女児に同性愛的傾向があることには気がついていて、その女児が一度、同じ部屋の他の女児のベッドに入り込んでしまって、横で添い寝してしまったことがあった(横で寝ただけで触ったりしたわけではない)。しかし、見つけた職員は、相談を受けるような対応をせず、一方的に叱ってしまった。退所後に、職員が本人に「女の子が好きなの?」と聞くと「そうだ」と言ってくれた。今になっては、職員は彼女のセクシュアリティに気がついていてそのことについて相談に乗らず、かわいそうなことしたと感じている。

①では、職員が児童のセクシュアリティに気がつきながらも本人にとってどのようなケアがいいかを職員で話し合い、本人が知られたくないと考えていることも想定に入れて、性教育にさりげなく組み込んだという。児童と丁寧に対話することも一つの選択肢であるが、性教育を活用して、性的マイノリティ児童のケアを実践することも児童のサポートにつながるだろう。

②、③、④は、他児と関係性についての注意について悩んだ事例である。いずれも、その児童の性的指向について責めることのないよう心掛けている。しかし、その行為自体を注意する必要性が生じたと同時に、性的マイノリティ児童へのサポートの必要性が生じている事例であり、「注意しつつもサポートする」という対応の難しさがあったようだ。

異性間の恋愛も含めて、施設での恋愛については、ルールを設けたり、悩みを感じている施設があったので以下、紹介する。

《施設での恋愛について》

⑤施設職員は住み込みで働いており、他の施設と異なり、「大家族」という面が強い。よって、施設内での恋愛はやめてほしいと子どもに話している。

⑥一つ屋根の下で生活しているので、小学生だろうが中学生だろうが高校生だろうが、施設の子たち同士での恋愛はやめてと伝えているが悩ましい。手紙が見つかったときなどは個別に話すようにしている。

⑦支援が行き届いていれば施設内で恋愛関係はそう簡単には起きない。「外での恋愛は大賛成」だが「施設内だけは、絶対やめて」と伝えている。理由は「ここは子どもが守られるための施設であり、そこでセックスなど大人のまね事を、子どもであるあなたたちが、この子どもが守られる施設ですることだけは許したくない」と教えている。

⑧施設内での恋愛を禁止しているわけではなく、職員間では見守りましょうという姿勢でいる。しかし、結果的に妊娠に至るなどのパターンもある。**ただ、施設内での性行為を禁止しても外で性行為をするのでそこは防げない。**

⑨同性間で、支配・被支配の関係性ができないように予防をしているが、**例えばその二人がゲイで、恋愛関係だったら、対応が難しいと思う。**

女兒の例

・本件女兒は、高校生のときに職員に「女の子とつきあっている」と告げたあと、施設のイベントに同性の恋人を連れてきた。職員に「話していた何々ちゃんだよ」と教えてくれたが、事情を知らない他児らには女友達に見えたと思う。

・**結婚、妊娠について職員から話した時、本児はそういうものに憧れている部分があり、「自分もいつか出産したい」と言っていたが、「男性とそういうことをしないと子どもは産まれないから、女の子と付き合っている自分は、将来子どもを産めないのかな」「男性のパートナーが良いのか女性のパートナーが良いのか」などと悩んでいた。**そこで、職員から「今、**女性同士で子育て**をしている方もいる」「産めない体の女性、同性同士のカップルなどは、**里親制度で子どもを迎える場合もある**」「男性パートナーでも女性パートナーでも、**どんな人と幸せになろうが、いろんな子どもの迎え方がある**」と伝えたところ、本児は「そうなの…」と話を聞いていた。

本件では、将来を不安に思う女兒に対し、職員が性的マイノリティを取り巻く現状、特によい方向に向かっている現状について丁寧に伝えている。

児童養護施設で育つ児童の中には、結婚・出産を経て家族を作りたいと強く願う者も多く、将来への不安を抱く性的マイノリティ児童もいるだろう。本件のように職員から正確な情報を得ることで、児童は将来の希望を抱き、自分の将来を描くことができる。特に里親制度の話は、社会的養護のもとで暮らす児童にとっては身近な話であり、かつ、最新の情報で、児童にとって最も適切な情報である。職員が性的マイノリティを取り巻く現状について学び、社会の変化について児童に伝えていくことは児童にとって大きなサポートの一つになるだろう。

不安を抱えているかもしれない性的マイノリティ児童に情報提供した事例は前述したように、「女性の服を身につけたい男性も世の中にいることを伝えた事例」（72 ページ）、「退所した FTM 当事者から在籍中の児童にアドバイスした事例」（79 ページ）がある。また、以下のように**本を渡した事例**もあった。

≪本を渡した事例≫

⑩小さい時から、男の子が好きそうな遊びを好み、中学生の制服のスカートの下にジャージを履く女兒がいた。友人関係がうまくいかず中学校にほとんど通わなかったが、制服のスカートが原因かもしれないと職員は推測している。中学生の頃、LGBT 関連の本を手渡して、「ちょっと気になるんだよね」「こういうのがあるんだけど、悩んでないかな」と声掛けした。その時の本人は、本を受

け取ったものの、特に反応はなかった。退所後、本児は男性として生活し、施設に顔を出して、女性の恋人を「彼女です」と職員に紹介してくれた。職員は「良かったねえ、おめでとう」と祝福した。本を渡した効果はわからないが、退所後も施設職員に心を開いてくれているし、本が支えになっていたかもしれないと思う。

性的マイノリティ児童に関しては、多くの児童書が出版されている。以下に紹介するのは、性的マイノリティ児童だけでなく、そうでない児童にとっても、性の多様性を学ぶためには効果的な本である。施設の図書室にさりげなく置いたり、性教育で使用することもできるので、ぜひ参考にさせていただきたい。

《性の多様性を学べる本》

- メアリ・ホフマンほか『いろいろ いろんな かぞくのほん』少年写真新聞社、2018年
- 特定非営利活動法人 Rebit 監修『「ふつう」ってなんだ？ LGBT について知る本』学研プラス、2018年
- 日高庸晴監修『もっと自分を好きになる ドキドキワクワク性教育 (5) セクシュアルマイノリティってなに？』少年写真新聞社、2017年
- 藤井ひろみ監修『よくわかる LGBT 多様な「性」を理解しよう』PHP 研究所、2017年
- がりーどちえこ『イリスのたんじょうび』文芸社、2016年
- ジェシカ・ウォルトン、ドゥーガル・マクファーソンほか『くまのトーマスはおんなのこ ジェンダーとゆうじょうについてのやさしいおはなし』ポット出版プラス、2016年
- ながみつまき・いのうえゆうこ『りつとにじのたね』リーブル出版、2016年
- 渡辺大輔監修『いろいろな性、いろいろな生きかた いろいろな性と向きあう、35人のインタビュー』(全3巻) ポプラ社、2016年
- 日高庸晴『もっと知りたい！話したい！セクシュアルマイノリティ ありのままのきみがいい』(全3巻) 汐文社、2015年
- リンダ・ハーンほか『王さまと王さま』ポット出版、2015年
- 浅井春夫ほか『あっ！そうなんだ！性と生 幼児・小学生そしておとなへ』エイデル研究所、2014年
- フランチェスカ・パルディほか『たまごちゃん、たびにでる』イタリア会館出版部、2013年
- リン・リカーズほか『ピンクになっちゃった！』1万年堂出版、2013年
- ジャスティン・リチャードソンほか『タンタンタンゴはパパふたり』ポット出版、2008年
- 村瀬幸浩監修『6人のともだち それぞれの性・それぞれの人生』ポプラ社、1993年

以上、本章では、性的マイノリティ児童の事例を数多く紹介した。現場で戸惑いながらも、性的マイノリティ児童と真摯に向き合っている職員の姿が印象的だった。

性的マイノリティ児童及び性的マイノリティかもしれない児童が安心して過ごせる環境を整えるために、ぜひ本章の事例を参考にさせていただきたい。

《コラム④》

医療行為における親権者の同意

南和行

性別違和がある児童が、外性器など与えられた性別を意識させられる身体的特徴や、二次性徴による急激な身体の変化に強い拒否や混乱を抱いている場合、その児童の監護に関わる者が、その児童の生活の安定のために、なんらかの医療行為にたよることができないか悩む場面もあるだろう。

また児童自身が、ホルモン療法や性別適合手術など身体的違和の緩和や解消を目的とする医療行為の存在を知り、それらの医療行為を積極的に利用したいと、監護に関わる者に求める場面もあるだろう。

しかし、児童養護施設など社会的養護にある児童の場合、親権者の同意が得られなければ、これら性別違和の緩和や解消のための医療行為を受けることは極めて困難である。

日本では、性別違和の緩和や解消のための医療行為は、公益財団法人日本精神神経学会が公表している「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」に基づく「疾病の治療」という形で実施されている。このガイドラインは、1997年に初版が公表された後も、改訂が重ねられ、2018年1月20日に公表された第4版の改訂版が最新版である（2018年8月現在）。

このガイドラインでは、性同一性障害の治療にあたる医療行為を、①ホルモン療法（二次性徴抑制療法を含む）、②FTMに対する乳房切除術、③性別適合手術と大別しているが、医療行為を受ける前提条件として、二人の精神科医が一致して性同一性障害と診断することによる診断の確定が求められる。そしてガイドラインは、医療行為のうち性別適合手術については「成年に達していること」を、FTMに対する乳房切除術についても「18歳以上であることそして18歳以上の未成年については親権者など法定代理人の同意を得ること（親権者が2名の場合には2名の同意）」を、医療行為の施行を受ける条件としている。

性別適合手術や乳房切除術といった外科的医療行為は、一度してしまえば身体を元に戻すことが不可能である。あとから「やっぱり違った」ということは、本人の不利益となるばかりか、医師や医療機関にとっても大きな責任問題となる。大人とという年齢に達していることを条件とすることにより、その医療行為が本人の「間違いのない」自己決定による施行であることを担保することが、ガイドラインの趣旨と考えられる。いずれにせよ外科的医療行為では、本人が社会的養護にあるかどうか以前に、まずは「（18歳未満の）児童ではないこと」が第一次の条件となる。

しかし、外科的医療行為ではないホルモン療法等を、それを必要とする児童に施行する場合については、親権者の同意があるかないかが重要な条件となる。すなわち児童本人が社会的養護にある場合、親権者の同意を取り付けるという難題に直面することになる。

「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」では、薬剤の投与による可逆的な二次性徴抑制療法であっても、本人だけでなく「親権者など法定代理人を含む家族にも、二次性徴抑制療法の効果と限界、起こりうる副作用について十分な説明をする」ことを前提とし、「親権者など法定代理人の同意を得ること」を施行の条件としている。とはいえ二次性徴抑制療法は、そもそも十代前半を含む思春期頃の児童を対象とする医療行為である。ガイドラインも「本人が12歳未満の場

合には特に慎重に適応を検討する」と規定し、比較的若年の児童に対する施行も念頭におかれている。

そしてさらに本人が望む性別の性ホルモンを投与するホルモン療法について、ガイドラインは「原則として18歳以上であること。ただし、1年以上医療チームで経過を観察し、特に必要であると認められれば15歳以上でホルモンによる治療を開始して良いが、(中略)未成年者については親権者など法定代理人の同意を得ること」と規定し、医療チームによる慎重な判断という留保を付しつつ、児童であっても15歳以上であればホルモン療法が受けられることを予定している。いずれにせよガイドラインは、それを必要とする児童に対する二次性徴抑制療法を含むホルモン療法の施行を予定しているが、「親権者など法定代理人の同意をえること」を必要不可欠な条件としている。

このため児童養護施設や里親に委託されている性別違和のある児童が、二次性徴抑制療法やホルモン療法を必要とする場合、親権者にあたる実親がいるならば、その実親の同意を得なければそれら医療行為を受けることができない。本人の監護に関わる大人としては、本人の性別違和の実情、性別違和の緩和が本人の生活の安定に資すると考える理由などを実親に伝えた上で、当該医療行為の内容や期待できる効果を理解して、実親が納得して同意できるようなたらきかけをしなければならない。

一方で、性別違和のある児童でも、実親など親権を行う者がいない場合、児童福祉施設の長が親権を行ったり(児童福祉法第47条1項)、あるいは未成年後見人が法定代理人となったり(民法839条、840条)することもあるから、親権を行う者がいない結果、はからずも本人に必要な医療行為として二次性徴抑制療法やホルモン療法が受けやすいという皮肉な結果も生じうる。

この点「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」は、あくまでも医療機関や医師の倫理規範であり法的拘束力はない。しかしその内容は、医療現場で長年にわたり集積された専門的知見による信頼できる内容であり、だからこそガイドラインに従う医療行為には社会的信頼が認められるのである。医師や医療機関に対して「こういう特別な事情があるから、今回だけは、例外としてガイドラインの条件なしで医療行為をしてください」ということは、医師や医療機関に対して社会的責任の違背を求めることであり、絶対に言うべきことではない。

たしかに現在のガイドラインでは、性別違和のある児童が社会的養護にあり、実親の協力を得ることが困難な場合、いくら必要性が認められたとしても性別違和を緩和するための医療行為を受けることができない規定になっている。とはいえ日本精神神経学会も、社会的養護にある児童をことさら差別する意図でこのようなガイドラインにしたとも考えられない。いわば「取りこぼしの問題」である。私たちがすべきことは「取りこぼし問題」解消のためのガイドライン改訂の契機となるような、医師や医療機関そして学会への情報提供である。本報告書も、性別違和のある児童が、社会的養護にあっても必要とする医療行為が受けられる環境を整備するための一筋の光である。

とはいえ今この現実において、必要な医療行為が受けられない児童のために私たちは何ができるのだろうか。私たちにできるのは「あきらめない」姿勢を見せ続けること、それに尽きるのではないか。監護に関わる大人から「あきらめる」姿勢を見せられることは、本人にとって「実親の家庭で暮らせないあなたのせいだからしょうがない」と言われるも同じである。医療行為を受けることができないことにすら「自分の境遇が悪い」という烙印が押されることになる。

監護に関わる大人は、ガイドラインに沿った医療行為を受けるために、実親に対して同意を得るためのはたらきかけをするよりほかない。実親が性別違和についての偏見や誤解から協力を拒否し

ているのであれば、粘り強くその理解を促すよりほかない。医師や医療機関のほか専門家の助けを借りることも有用であろう。なお性別違和のある児童について、専門の医療機関を受診させ、「性同一性障害」の診断を得ることについては、社会的養護における監護者による必要な措置として可能であると考えられる。

あと重要なことは、実親の同意を得ることや医療行為を受けることだけを「生活を安定させる魔法のスイッチ」のように思い込みすぎないことである。性別違和のある児童の生活がなかなか安定しない中、医療行為を受けることもまた難しいという場合もある。そのような場合は、児童の生活に不安定が生じる過程を丁寧に検証し、不安定要因が少しでも低減するような可能な範囲での環境の再調整を高度な個別対応として試みることも「あきらめない」姿勢である。

私は、もし自分がそのような場面で児童の監護に主体的に関わる立場となったことを想像すると、その負担の大きさや果てのない徒労感が思い浮かび途方もない気持ちになる。しかしだからといって児童に対して「無理なんだよ」「あきらめるしかないよ」「しょうがないよ」と言うこともできない。果てがないから夢があると思いつくしかないのだろう。

何の気休めにもならないが、実親と一緒に暮らしている一見すると「幸せな家庭」であっても、性別違和について親の偏見や拒否感情が強い場合、性別違和のある児童の心はズタズタになり生活が著しく不安定になるということもある。離れて暮らす実親の同意を得ることができず、医療行為を受けることはできないが、いちばん身近に一緒に居る大人は、本人のありのままを否定せず、社会から向けられる厳しい差別や偏見、そして生活の不都合から自分を守ろうとしてくれているのであるとすれば、それこそが私たちが示すことができる「あきらめない」姿勢であろう。

〈プロフィール〉

南和行（みなみ・かずゆき）：1976年大阪市生まれ。弁護士（大阪弁護士会所属）。一般社団法人レインボーフォスターケア理事。性的マイノリティの差別の案件、戸籍の性別の案件に積極的に取り組む。松竹芸能所属のタレント弁護士としてテレビ番組のコメンテーターとしても活動。

《コラム⑤》

性的マイノリティの若者への支援

遠藤まめた

1 性別にゆらく子どもたち

人が自分の性別について認識を始めるのは、いわゆる「ものごころつく頃」が多いとされる。この頃から出生時に割り当てられた性別に違和感を持ち、異なる性別の遊びや服装、振る舞いを好む子どもたちがいる。七五三の写真を撮りにいったとき、男児用の服を着せたらニコリともしなかったのに、女児用のお姫様やドレスに大はしゃぎした、などのエピソードから「これは」と思った親御さんたちが私の主催する自助グループ「にじっこ」には訪れる。うちの子は大丈夫だろうか、他に同じような子どもや家族はいるのだろうか。「にじっこ」では、そんな心配や悩みを抱えた親御さんたちのわかちあいグループと、子どもたちのプログラムが別に設けられ、子どもたちはリカちゃん人形にお絵描き、チャンバラと、キャーキャー歓声をあげながら遊んでいる。それは一見、ただ子どもたちが遊んでいるだけの普通の光景である。でも、彼ら、彼女らたちが好きな遊びをのびのびできる環境は当たり前ではない。どっからどう見ても女の子である小学生は、いつもはダメと言われるスカートが今日初めて許されたという背景を持っていたり、プリンセスのお絵描きをしている子は学校では同じ絵を褒めてもらえなかったりする。

性的マイノリティの子どもや若者の支援とは、あれこれ案ずるよりも、とりあえずはその子が好きであるものを「いいね」と言って楽しみ、嫌がるものは押し付けないという基本的な姿勢を大切することがいちばんだ。その上で、その子と一緒に考え、わからないことがあればその子に聞いていけばよい。動じないことと、決めつけないこと、本人に聞くこと。子どもの性のあり方は流動的で、スカートを履きたかったトランスジェンダーっぽい小学生が、高校生ぐらいになると、自分は男の子を好きな男の子だと認識することなどもある。「ものごころついた頃」には違和感がなかったけれど、思春期になって、トランスジェンダーと自覚する子もいる。トランスジェンダーっぽい子の全員が性別適合手術を希望する訳ではないし、トランス男性（FTM）がみんな「野郎っぽい趣味」（サッカーとか）を好むわけでもない。トランス女性（MTF）には結構バイクやミリタリーが好きな子もいる。それぞれの人柄をまずは大切にしてほしい。

2 からだへの違和感について

性別に違和感を持ち、自分の膨らんだ胸や高い声、生理、丸みを帯びた体がいやでたまらないという子がいる。その逆に、ペニスの存在や、低くなる声、骨ばっていくからだ、すね毛などがいやだという子もいる。二次性徴が訪れる時期は、性別に違和感をもつトランスジェンダー系の子どもたちにとっては、しばしば耐えがたい苦痛の時期である。自認する性別は男の子や女の子なのに、日に日に変化するからだ、すべて自分を裏切ってしまう。からだは自分のものではなくなってしまったとか、寄生動物に乗っ取られたみたいだとか、さまざまな表現をされることがあるが、これらの身体違和感はいずれも自傷行為や希死念慮の原因となり、外出を避けたり、人前で声を出すこと自体を避けたり、あるいは非行の原因となったりすることがある。

トランスジェンダー系の子どもたちの二次性徴は、あまりに苦痛に満ちた出来事として経験されやすいことから、性同一性障害（性別に違和をもつ人々を医学的にはこのように位置づけている）の

医療フレームの中で、医学的にも介入する方法がある。以下は、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン第4版改」からの引用となる。もし詳細を知りたい方は、インターネット上に詳しい全文があるためぜひご確認ください。

(1) 二次性徴抑制療法

昨今、二次性徴抑制療法という新しい試みがはじまっている。これは性別違和のある子どもを対象に、二次性徴を起こす性ホルモンがでないよう投薬するというものである。副作用はなく、投薬をやめれば二次性徴がおとずれる可逆性のあるもので安全性は高い。自分の性自認がなんなのか、これからどういう性別で生きていくのかをまだ模索しうる時期に、とりあえず死にたい気持ちを起こさせるような二次性徴は止めさせ、良好なメンタルヘルスを保った上であれこれ模索させるモトリアムをこどもたちに与える上で、大変に有効である療法とされる。もし必要と感じられるようであれば、15歳より後に後述する性ホルモン療法を行い、身体的にも性別移行を行うことができる。

二次性徴抑制療法を行っている限りは、本人を苦しめるような声変わりはないし、胸も出てこない。低年齢の場合には慎重に経過を見ないと出せないと言われる性同一性障害の診断が出なくても使える。ただ、懸念点は費用で、かなり薬の値段が高い。自由診療とみなされ毎月数万円になるから、現実的に手が出ない当事者が多いことでも知られる。今後、この療法が保険適用になれば、児童養護施設の子どもたちにとっても現実的な第一選択肢となるかもしれない。

(2) 性ホルモン療法

条件付きで15歳から開始できる性ホルモン療法は、出生時に女性であればテストステロンを、出生時に男性であればエストロゲンなどを投与することで、からだの男性化や女性化を進めるものである。トランス男性（FTM）に投与すると、ヒゲが生え、声変わりをし、生理が止まり、体つきが筋肉質となる。トランス女性（MTF）に投与すると、肌がきめ細やかになり、胸が膨らみ、性欲減退などが起きる。見た目が希望する性別に近づくことで当事者のQOLが高まることが期待できる一方で、性ホルモン療法による変化は一部不可逆的であり、始めたらもとどおりにはならない部分をはらむ。性ホルモン療法は定期的に医師が血液検査などをすれば比較的安全な療法と言われるが、高脂血症など副作用のリスクもある。

性ホルモン療法は、性同一性障害の診断を専門の精神科医師2名から受けたのちに行えることがガイドライン上定められているが、18歳未満の場合にはさらに慎重さが求められ、1年以上ジェンダークリニック（専門の精神科）で経過を見ていることが条件とされている。ジェンダークリニックの医師は性同一性障害学会がホームページ上に認定医のリストをあげているので、そちらから参照いただくと一番正確であるが、なかなか全国でも数が少ないため、夜行バスでの通院を余儀無くされることもしばしばある。

若年層の性ホルモン療法について「必要なのか」という声を聞くことがしばしばあるが、身体違和が自傷行為や希死念慮、非行や引きこもりを引き起こす大きな要因となりうることの認識は、やはり深刻に捉えられる必要があると思われる。実際、医療にアクセスできない当事者たちは、しばしばインターネットで海外から安全性の低いホルモン剤を個人輸入して自己判断で飲んでいる。それよりは適切な病院で、医師のスーパーバイズのもとに医療を受けられた方がいい。

さらに18歳未満でも性ホルモン療法ができるようガイドラインが定めているのには、18歳になり就職や進学をする際に、外見が出生時の性別のままであることは、本人が社会に適合するときの妨げになるとの見方もあった。トランス男性（FTM）であればすでに声変わりし、トランス女性（MTF）であれば女性的な雰囲気となっている状態で、当人の希望する性別として社会に溶け込めることが就職先や進学先でのドロップアウトを防ぐ効果をもたらすこともある。専門家と相談した上で、柔軟に考えたいところである。

(3) 治療できない場合

専門の医療機関が周りにない、あるいは周囲へのカミングアウトなどが困難で身体的治療に進めない場合などでも、身体違和を軽減させるために実行できる方法がいくつかある。

ひとつはトランス男性（FTM）の場合に、胸を平らに見せるための通称・ナベシャツの存在である。ナベシャツは Amazon などのネット通販やドン・キホーテなどの一部店舗で数千円程度で販売されており、胸が膨らんできて苦痛で仕方ない当事者にとっては重宝されるアイテムである。水泳の授業用などに胸を潰せるラッシュガードも販売されている。胸をつぶしすぎると後に乳房切除術を受ける際にきれいに胸が仕上がらないといった課題はあるが、うまく使えれば良いかもしれない。

トランス女性（MTF）の場合には、女性的な発声のためのボイストレーニングが存在する。声にコンプレックスがあると話すこと自体が億劫になることもあるため、必要であれば一緒に情報を探すのも良いかもしれない。

3 よい情報のみつけ方

ここまで主にトランスジェンダーの子どもたちについて述べてきたが、最後に、LGBT（そうかもしれない人を含む）の子どもたちとインターネット時代における情報の探し方について述べたい。

LGBTに限らないが、さびしかったり、理解者がほしいと思っている子供達にとってのインターネットの場は、しばしば大人からの搾取の場となりやすい。「ゲイ 高校生」とためしに検索をしてみると、出会い系や性行為目的の書き込みばかりが出てくるし、実際に子どもたちは出会い系掲示板を使って人生相談していることが少なくない。自分のことをわかってくれる人に出会いたいのなのに、書き込んで返事をくれる人がいるのが出会い系掲示板やアプリだったりするとやめられない。その結果、性被害に遭い、それでも周りに LGBT だと知られるのが怖くて相談できないというパターンもある。できれば出会い系ではなく、地域にある若者がいける LGBT の自助団体に繋がれるよう情報提供したいところで、日頃から子どもたちの目に入る場所に関連団体のチラシを置いておくことなどが理想的な対応といえる。

また、インターネットを介してデマやまちがった情報を仕入れてしまうこともある。トランスジェンダーは 45 歳で死ぬとか、ゲイの関係は長続きしないとか、まったくのウソがまことしやかに囁かれていたりもする。正しい情報を得られるよう、関連書籍などを本棚においてはどうだろう。

さらに言えば医療情報についてネット上の情報は玉石混合だ。性同一性障害のガイドラインに沿わない病院や即日で診断書を出してくれる病院のホームページ、海外から安全性のうたがわしいホルモン剤を個人輸入できるサイト、背が伸びる薬、安く性別適合手術をするための情報商材など、本当にいろいろなものがある。できれば認定医に繋がりに、わからないことはなんでも医師に質問したら良い。

以上、性的マイノリティの若者への支援について述べてみた。打ち明けてくれる当事者は氷山の一角かもしれないため、日頃から LGBT に関するポスターや地元団体のリーフレット、関連書籍やマンガなどを子どもたちの目に触れるところに置くなどの工夫をすることが、良好なコミュニケーションを生むきっかけになるのではと思われる。

〈プロフィール〉

遠藤まめた（えんどう・まめた）：1987年埼玉県生まれ。トランスジェンダー当事者としての自らの体験をきっかけに LGBT の子ども・若者支援に関わる。10代から 23 歳までの LGBT(かもしれない人を含む)のための居場所・にじーず代表。著書に「先生と親のための LGBT ガイド ～もしあなたがカミングアウトされたなら」(合同出版)

《コラム⑥》

性分化疾患（DSDs：体の性の様々な発達）を持つ児童の対応

ヨヘイル

LGBTQ 等性的マイノリティの皆さんの性自認・性的指向の多様性とはまた異なりますが、実は女性・男性の体にも、それぞれさまざまな体の状態・疾患があります。このような体の状態は「性分化疾患」と呼ばれています。

性分化疾患：体の性の様々な発達（DSDs）とは？

性分化疾患とは、外性器の形状やサイズ、性腺の種類、膣や子宮などの内性器の有無、染色体の構成など、いわゆる「体の性の作り」が、「男性ならばこういう体の作りのはず」「女性ならばこういう体の作りのはず」という固定観念とは、生まれつき一部異なる体の状態を指します。最近では「体の性の様々な発達：DSDs（Differences of sex development）」と呼ばれるようになってきました。

DSDs の判明時期

性分化疾患や DSDs という用語は包括用語に過ぎません。約 30 種類以上の様々な体の状態があり、それぞれの体の状態によって全く状況は異なってきます。DSDs の判明時期は大きく 2 つの時期に分かれます。

（出生時に判明する DSDs：外性器の形状やサイズ、機能に関わる DSDs）

赤ちゃんが生まれた時、大抵の場合は外性器の形状にて女の子・男の子であることが判明しますが、時に外性器の形状だけではその場ではすぐに性別が判明せず、然るべき一連の検査が必要になる赤ちゃんがいます。その中で最も多いのは、ペニスのサイズが小さいマイクロペニスや、尿道口の位置がずれた状態の尿道下裂の男の子です。次に多いのが、陰核の肥大や陰唇の一部が癒着した状態で生まれる女の子で、そのほとんどが副腎皮質過形成（CAH）と呼ばれる命に関わる疾患が原因です。

その他、部分型アンドロゲン不応症（PAIS）や混合性性腺異形成（MGD）、総排泄腔外反症の女児・男児など、いくつかの体の状態があります。昔は男女の性別が誤って育てられるということもありましたが、現在では DSDs の専門医師による然るべき検査の上で、女の子か男の子かの性別が判定できるようになっています。

出生時に判明する DSDs は、基本的に外性器の大きさやサイズに関わり、排尿などの身体の機能的な面での困難があり、幼少期に手術が行われることが多いのですが、非常に繊細な手術であるため、必ず DSDs の専門医でのコンサルテーションが重要になります。

（思春期前後に判明する DSDs：二次性徴の有無・妊孕性に関わる DSDs）

思春期前後に判明する DSDs もあり、そのほとんどが女性の初潮の発来、妊孕性に関わる DSDs です。代表的なものは、まずは女性のターナー症候群です。低身長などの成長障害、全般的な二次性徴不全にて、染色体が X がひとつの X0、卵巣が機能不全であることが判明します。そのほとんどの女性が不妊状態です。

次に多いのが、ロキタンスキー症候群と呼ばれる女性の体の状態で、染色体は XX、性腺は卵巣など一般的な女性の体の状態ですが、実は生まれつき膣が浅く、子宮が無かったことが判明します。やはり不妊状態であることがわかります。

また、女性の初潮の発来がないことや鼠径部のヘルニアで判明する完全型アンドロゲン不応症（CAIS）という体の状態もあります。CAIS の場合、染色体と性腺が男性に多い XY、性腺が精巣で、膣が浅く、子宮がないことが判明します。ここで、「染色体が XY、性腺が精巣ならば絶対男性」とい

う固定観念が強いと、男性なのではないか？と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、CAISの女性は、体のすべての細胞が男性ホルモンに一切反応しない体の状態で、この場合生まれた時から全くの女性に生まれ育つのです。(間違っているのは、CAISの女性(の体)ではなく、生物の教科書の方です)。

ターナー症候群、ロキタンスキー症候群の女性はもちろんのこと、CAISの女性でも、彼女たちがもっとも衝撃を受けるのは、何よりも不妊の事実です。これは、がんや事故で子宮や卵巣、乳房を失った女性の喪失体験とほぼ同じものになりえます。特に思春期前で不妊が判明するケースでは、自分の子どもや家族を持ちたいと願っていた女の子については、成人してからの不妊判明の喪失体験とは少し異なり、家族を喪失するという体験に近くなる場合もあります。

また、男性の場合でも、二次性徴の不全から、カルマン症候群などの性腺機能低下症など、精巣が機能しない体の状態が判明することもあります。

自分の体の性の発達について病院に行くというのは、子どもたちも不安に感じる人が多いのですが、ごく稀に視床下部や下垂体の腫瘍が見つかることもあります。なるべく早く病院を訪れることが必要でしょう。

DSDs に対する誤解・偏見

先ほどのCAISの女性で、染色体がXY、性腺が精巣と聞くと、「半陰陽」や「両性具有」「男でも女でもない性」「中性」といったファンタジーのようなイメージが浮かぶかもしれません。現実にはマスコミの報道やコミック・小説などでもそのような表現が見られることもあります。ですが現在、医学分野では、こういった体の状態を持つ人に対して「半陰陽・両性具有・中性・インターセックス」といった「男・女以外の性別」を連想させる用語は禁止されています。

これは現実のDSDs当事者の人々・子どもたちの大多数は、自分が女性・男性であることに全く疑いを持ったこともなく、むしろ女性・男性としての自尊心が損なわれ、周りから自分が普通の女性・男性だと見られないのではないかと恐怖することから、不登校になる子どもがいたり、顕著な心理的苦悩を持っている当事者の割合が61%、自殺念慮率が45%と極めて高くなっているからです。また、LGBTQ等性的マイノリティの人々の「性自認・性的指向の多様性」との混同、特にトランスジェンダーやXジェンダーの人々との混同も多くありますが、DSDs当事者の大多数は自身を性的マイノリティの皆さんの一員とは考えていません。また、DSDsの、性自認・性的指向の話との混同は、当事者家族の心を大きく傷つけます。

これは、DSDsを持つ人々の体験が、ガンで子宮を失った女性、事故でペニスを失った男性の体験に近く、そういう人が自身を性的マイノリティとは考えず、たとえば子宮を失った女性に「性自認は女性なんですか。性的指向はどうなんですか？」と言うと、もちろんその女性は深く傷つくのと同じことなのです。(性自認や性表現はトランスジェンダーの人々にとっての大切な概念です)。

ただし、当然のことですが、DSDsを持たない子ども・人々に、同性愛・両性愛、性別違和を持つ人、自身を「男でも女でもない」と自認するLGBTQ等性的マイノリティの人々がいるのと同じように、DSDsを持つ人々にも、LGBTQ等性的マイノリティの子ども・人々はいます。この場合の対応は、性的マイノリティの子ども・人々への対応に準じることになります。

DSDs を持つ児童と家族への対応

(DSDs の専門医療)

DSDsは、CAHなど命に関わり一生投薬が欠かせない疾患もあり、内外性器の繊細な手術や、慎重なホルモン投与が必要なケース、染色体の構成の違いや不妊の事実といった診断自体によるトラウマ、今後の人間関係、恋愛関係といったライフイベントでの困難など、身体面・精神面双方からの高度な医療・サポートが必要とされます。

DSDsが疑われる場合は、必ず、児童精神科医や心理師も入ったチーム医療を行っているDSDs専

門病院へのリファーが望ましいと思われます。DSDs 専門のチーム医療を行っている病院は、現在のところ、関東圏では東京都立小児総合医療センター、東海圏ではあいち小児保健医療総合センター、関西圏では大阪母子医療センターの 3 か所です。その他の地域でも、DSDs 専門病院との連携を行っている病院があります。(性別違和を有する子ども・成人で、その後 DSDs が判明するというケースは極めて少なく、この場合は性別違和専門のクリニックの対応になります)。

(家族の対応と本人への告知・説明)

出生時の赤ちゃんの DSDs の判明は、親御さんにとっては他の障害を持つ赤ちゃんの誕生と同様、大きな悲嘆、混乱と戸惑い、抑うつ、罪悪感を引き起こすこともあります。DSDs に対する社会的な誤解や偏見もまだ大きく、正確な情報・成長の見通しが無いといった社会的環境の悪さ、AIS や CAH など一部の DSDs では遺伝性の体の状態もあり、親御さんが遺伝子キャリアであることがわかることから引き起こされる罪悪感 (genetic guilt) の中で、養育困難状態となるケースもあります。DSDs の専門ではない医師から不正確な情報が与えられていたり、親御さん自身が正確な情報を持っていない場合もあります。

また、子どもへの告知を児童養護施設にておこなっていくケースもあるでしょう。家族再統合プロセスにおいても、子どもへの告知においても、児童精神科医や心理師を含むチーム医療を行っている DSDs 専門の病院によるコンサルテーションが重要になります。「告知」という表現だと 1 回きりで全てというイメージになりがちですが、家族再統合と同じく、告知と言うよりも、子どもの発達段階・発達の特性に応じた、段階的・継続的なプロセスを踏んでいく「説明」と考えるほうが良いでしょう。

(秘密とプライバシーの違い)

LGBTQ 等性的マイノリティの人々の場合は、多大なリスクが有りながらも自分の愛の形・アイデンティティを周りに認めてもらいたいという切実な願いがありますが、DSDs は、子ども・成人の「(内外) 性器」という、さらに極めて高度に私的・プライベートでセンシティブな領域の話になります。重要な関係者内での情報共有は必要ですが、本人の性器の話をしていくに広めることは、個人情報守秘という側面だけでなく、その子自身の最も私的な領域が他者の手によって外にむき出しにされ、その状況から逃れることができないという、根本的な主体性を脅かす体験になり得ます。プライバシーとは、当の本人の自分の情報の「コントロール感」にあります。告知・説明以降は、誰と話を共有するのか、本人とよく話し合いながら行っていくことが重要です。

ただし一方、完全な秘密にすることは、誰にも相談できず、孤立感・疎外感を強めることにもなります。ただでさえ話をしにくい「性器」についての話です。困難ではあると思いますが、施設内で当該児童が最も信頼できる職員、あるいは専門病院での心理師・看護師など (いずれも同性の人が好ましい) と、自由に話し合える時間・場所、雰囲気を作っていくことも重要です。

最後に

DSDs は、CAH や尿道下裂、ターナー症候群、AIS、ロキタンスキー症候群など、それぞれの体の状態によって課題や困難、その考え方や対応も異なってきます。より詳しくは、「DSDs を持つ子どもと家族のための情報サイト ネクス DSD ジャパン」(<https://www.nexdsd.com/> 「ネクス DSD」で検索) にお問い合わせいただければと思いますが、基本的には DSDs 専門の病院を訪れ、医師の指導と本人との話し合いを積み重ねていくことが基本になります。

〈プロフィール〉

ヨヘイル (よ・へいる) : 「DSDs を持つ子どもと家族のための情報サイト ネクス DSD ジャパン」主宰。
(<https://www.nexdsd.com/> 「ネクス DSD」で検索)。臨床心理士。20 年来、海外の DSDs 各種サポートグループ・患者家族会と連携し、各種 DSDs の正確で支持的な情報を発信している。

【資料】 相談窓口・関連情報

※当資料に関しましては、岩本健良氏（金沢大学）が中心に作成されたレインボー金沢のサイトおよび渡辺大輔著『性の多様性ってなんだろう？』（平凡社、2018年）掲載の情報をご提供いただきました。

●よりそいホットライン

<http://279338.jp/yorisoi/> 電話：0120-279-338
24時間通話料無料、セクシュアルマイノリティの専門回線あり。

●セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

電話：03-3581-5515
東京弁護士会運営、毎月第2・第4木曜日午後5~7時、弁護士が無料相談に応じている。

●LGBTとその周囲の人のための相談機関一覧

<http://www.qwrc.org/soudan/soudan.html>
QWRC 作成 この一覧の改訂版が、「LGBTと医療福祉<改訂版>」の末尾に載っていますので、そちらもご覧下さい。

●「LGBTと医療福祉<改訂版>」

<http://qwrc.org/2016iryofukushicmyk.pdf>
QWRC 作成。

●DSD(性分化疾患)を持つ子どもと家族のための情報サイト

<https://www.nexdsd.com/>
ネクスDSDジャパン 作成。

●一般社団法人“人間と性”教育研究協議会

<https://www.seikyokyo.org/>
HP内の「性と生のイエローページ」に、性の悩みを相談できる全国の団体や施設の情報を掲載。

●NPO法人 LGBTの家族と友人をつなぐ会

<http://lgbt-family.or.jp/>
セクシュアルマイノリティの家族や友人などによる会。

●にじーず

<https://24zzz.jimdo.com/>
東京都・池袋にある10代~23歳までのLGBT（そうかもしれない人を含む）のための居場所。HP内に居場所づくりをしている他団体の紹介あり。

●SHIP にじいろキャビン

<http://www2.ship-web.com/>
神奈川県・横浜市にあるセクシュアルマイノリティに理解のある人なら誰でも利用できるコミュニティスペース。

第5章

当事者インタビュー

本章では、性的マイノリティ当事者の退所者・性的マイノリティ当事者の児童養護施設職員のインタビューを紹介する。それぞれの経験を通して感じたことを率直に語っていただいた。

当事者ならではの経験談や提言が含まれている貴重なインタビューであり、関係者の方々には、これらの声を現場で活かしていただければ幸いである。

1. 退所者インタビュー

AさんはFTX当事者である。子ども時代に女兒として児童養護施設を経験した。幼いころから性自認が男性寄りだったというAさん。現在20代だが、子ども時代を振り返ってみて、児童養護施設で暮らすうえで、どういった困難があったのか、今後の児童養護施設はどう変わっていくべきなのか。話を伺った。

—Aさんは児童養護施設にはいつごろ入所しましたか。18歳までおられたのでしょうか。

小学生低学年の頃と、高校1年生から18歳ごろまで、児童養護施設で過ごしました。そのほかには実家や親せきの家を複数回引越してきて、いつどこでどれくらい過ごしたかあまり思い出せません。小学校だけで転校は7、8回繰り返し、一時保護も数回経験しています。

—自分のセクシュアリティについては、いつ頃気がつきましたか。

小学校がスカートの制服だったので、すごく嫌だったのを思い出します。冬限定でズボンを履けたときはうれしかったです。だから、**小学校1年生くらいから女性という性別に違和感を覚えていた**と思います。小学校で、女子と一緒にトイレに行くのが嫌で、誰もいない時に一人でトイレに入ったりもしていました。

—Aさんは幼いころから性別違和があったということですが、一時保護所や児童養護施設で、セクシュアリティゆえに苦痛だった出来事はありますか。

一時保護所も児童養護施設も、入所時はほぼ自分の所持品のない状態なので、施設にある洋服から「この中から好きな服を選んで」と言われるのですが、それが「男子用」「女子用」に分かれていて、**女子の服しか選べなかったことが嫌でした**。また、これはセクシュアリティに関係なく嫌な人は多いかもしれませんが、**集団で入浴することや複数の居室で誰かと一緒に着替えるのも苦痛**でした。小学校の頃は4人部屋だし、入浴も4人くらいで急かされて入るような状況でした。あと、小学校のときに、銭湯好きな担当の先生が「行こう」と私を銭湯に連れて行ったことがあります。**女性用の風呂で自分を見られたくもないし、他の人を見たくもなかった**。先生は好意だったかもしれませんが、とても苦痛だったのを思い出します。

—高校生の時の児童養護施設での暮らしはどうでしたか。

高校の頃は個室がありましたが、施設で男女のトラブルが起こってからは、「男は男」「女は女」といったように、厳格に男女が分かれるルールになったようです。自分の性自認は男性寄りのため、割と男子と遊びたかったのですが、**男子フロアと女子フロアが明確に区別され「接触禁止」**などと言われてつらかったです。

—自身のことを「性的マイノリティ」だと意識し始めたのはいつごろでしょうか。

高校生くらいです。高校の制服のスカートはジャージに着替えて登校していましたが、ちょうどその頃、近所の高校の先輩の女性が、かなりボーイッシュな外見で、同じような人がいるのだと初めて意識し始めました。実際にその人の親から「Aさんは、うちの子と同じ匂いがする」と言われていました。その先輩は、彼女がいると公言しており、数年して胸の手術をしたと聞きました。その頃、「性同一性障害」いう言葉を耳にして、高校の相談委員の先生に「自分は、最近で言う性同一性障害かもしれない」と相談し、専門の先生につなげてもらいましたが、「Aさんは

男半分、女半分かな」という回答でした。その時は自分でもその回答に納得していました。

—自分でさらに詳しく調べようと思いましたか。

施設ではテレビを見ない生活でしたし、携帯を持っておらず、**ほぼ情報が得られなかった**です。LGBT や性的マイノリティについての詳しい知識を得たのは 20 歳過ぎてからです。学校の性教育でそういう話を聞いたことはなかったし、施設ではその頃、そもそも性教育をしていませんでした。

—ご自分の経験を通して、性的マイノリティの知識は、いつごろから教えたほうが良いと思いますか。

自分みたいに 20 歳になってきちんとした知識を得るよりも、ホルモン注射が 15 歳から打てるのであれば、**小中学校で正確な知識を教えるのが必要**だと思います。

—児童養護施設でも性的マイノリティについて教えたほうが良いでしょうか。

教えたほうが良いと思いますが、専門的な人がやって来て一度だけ話をして、職員が個人的にはあとは調べるだけといったことも多いのではないのでしょうか。職員が違う場面で当事者に会う機会もそれほどないとすれば、中途半端な知識になる可能性があり、少し不安です。施設の職員に当事者の方がいたらベターかもしれません。だから、**施設側が職員採用時にそういった男女別の区切りに縛られてほしくない**です。職員になろうとする人の中には、自分のようにセクシュアリティが揺らいでいる人もいるし、**積極的に性的マイノリティを採用し、当事者の経験とか知識とかを発揮できる場所があればいい**と思います。自分のように児童養護施設を出た当事者も、何かに役に立てることがあるのではないかと考えているところです。

—児童養護施設における性的マイノリティの対応について、変えていくべき部分はありますか。

現在の問題点は、性的マイノリティの問題以前に、**施設の先生が児童一人ひとりとの時間を作っていない**ことです。一対一で話して、いろんな話、たわいもない話をして、そこから自然な流れで「恋愛とかどう？」とか「最近、嫌だと思ったことは？」というふうな感じで聞き出せる環境づくりが必要だと思っています。ハード面に関しては、**居室もトイレも「男女」の空間しかない**というのが問題です。男女以外の（第三の）スペースを確保して対応することも一つかもしれません。

—本調査では、児童養護施設によっては、「（児童について）理解はするけど全部を OK してあげることはできない」（78 ページ参照）といった回答もありました。また、性的マイノリティを取り巻く環境が厳しいことも伝えるべきだ、という声もあります。

非常に腹が立ちます。施設の先生がたの親心みたいなのはわからなくもないです。でも、そうやってその子を抑えつけてしまえば、**抑え方によって感情の爆発は起きる**と思います。「あなたたちはその時ケアできるのか」とも思います。対応次第では、その子のトラウマにもなりそうです。また、いざ社会になってから大変だよって言うのであれば、その子が施設を出るときに「これから自分の人生だし、好きに生きればいい。ただ、こういう辛いこともあるから、その時はまた何かあったら頼っておいで」と声掛けしてほしいです。退所したから、「はいさよなら、じゃ元気でね」ではないと思います。**退所後のケアも、施設の仕事ではないでしょうか。**

—児童養護施設の中でからかわれたり、いじめられたりする性的マイノリティ児童もいるようです。

セクシュアリティを尊重しすぎたら「浮いてしまうでは」と心配する職員もいます。

いじめる側の問題はどうなっているのでしょうか。いじめる側の子といじめについて話し合っているのでしょうか。「なんでいじめるのかな」といじめる側に聞くのが先だと思います。

一性的マイノリティ児童のカミングアウトに戸惑ってしまう職員もいるようです。

本人が、せっかく勇気を持って主張しているからこそ、その子に対して職員は「ありがとう」と受け止めてほしいです。言った勇気を受け止めてほしい。職員側とすれば、実際に性的マイノリティがいるという部分で勉強のきっかけにもなりますし、目の前に当事者がいることは一つのチャンスです。**カミングアウトを拒むことはチャンスを逃していることになるかもしれません。**

一施設によっては、その子のセクシュアリティを尊重している対応もみられました。

その先生の一声で、その児童がかなり助かるかもしれない。その子のことを真剣に思って、実際に行動を起こしている先生たちがいたことは、本当に良かったと思いました。

一児童養護施設職員で当事者の方もいるようですが、どう思われますか。子どもがパニックになるという意見もありますが。

だいぶ前ですけども、テレビで、保育園の先生をしているトランスジェンダーの方の番組を観ました。子どもたちは、「どっちかわからない」という子もいたし、「何々先生は何々先生だし、いいじゃん！面白いし楽しいよ」という子もいる。最初、親御さんに戸惑いはあったみたいですが、今では普通に親も子どもたちも先生たちも、「何々先生は何々先生だ」と全部を受け入れていました。**子どもがパニックになると言いますが、パニックになるのは大人なのかもしれません。**子どもが柔軟なときだからこそ、子どもたちの意見とか主張を一番大事にしなきゃいけないし、子どもだからこそできる考えとか行動を大人が抑えつけちゃいけないですよ。

一Aさん自身の話に戻します。退所後、性的マイノリティについて詳しく知ったのでしょうか。児童養護施設の先生には、カミングアウトしたのでしょうか。

先ほど触れたように、20歳を過ぎてから、ネットで「性同一性障害ってどんなものなのだろう」と調べ始めて、ようやく納得しました。今ではSNSで当事者の仲間とつながっており、性同一性障害の診断後にホルモン治療もしています。最近、退所した施設で性的マイノリティについての講演があり、その時に先生によりやくカミングアウトしました。今後、自分はFTXというセクシュアリティなので、「男になりたい」とまでは強く思わないけど、胸の手術をしたいと考えています。

一性的マイノリティを取り巻く社会環境や法制度について、Aさんはどう感じておられますか。

性別変更の要件のハードルが高すぎるので、まずはそれを変えてほしいと感じます。また、同性カップルの体外受精や里親・養子縁組による子育ての要件も低くしてほしいです。**同性カップルの里親にはいろんな意見があると思いますが、肝心なのは育て方ですし、性暴力被害を受けた子どものニーズもあり、多様な選択肢があっていいですよ。**周囲が性的マイノリティ当事者の養育に不安があればマッチング時や事後の訪問できめ細やかに様子を見ていけばいいと思います。

一今後、性的マイノリティを含めて多様な児童を養育している児童養護施設に望むことはありますか。

今の施設は閉鎖的すぎます。もっと**地域の人と関わる機会が必要**ではないでしょうか。地域の人

との交流によって、セクシュアリティも含めていろんな知識が自然と付くと思うし、地域の誰かが「この子、昔から知ってるよ、この子はこういう子だからちょっと気を付けてあげてよ」と別の人に伝えることも増えて、多くの人で子どもを見守れるようになると思います。また、子どもたちはマイノリティとか関係なく、十人十色です。一人ひとりが個性を出すことのできる施設づくりをしてほしいです。

—ありがとうございました。

性自認が男性寄りだったという A さん。幼いころから自覚があり、緊急時に入所した一時保護所や入所したばかりの児童養護施設では、女子用の服装を一方向的に与えられることが苦痛だったという。当事者の事例（71 ページ参照）にもあったように、服装に関しては自分で買いに行ける環境を作るか、それができない場合は、男子用と女子用を分けずに選択させることが望ましいだろう。また、児童養護施設では、児童が他の大人の身体を見る機会が少なく、それを補うべく「銭湯体験」を実施しているケースもあるという（35 ページ参照）。A さんの担当職員も良かれと思って銭湯に連れていったかもしれないが、性別違和を抱える児童の場合は本人にとって苦痛になることもあり、注意を要する。

また、男女別が厳格な空間は、A さんのように性別違和のある児童にとって苦痛となる可能性が高い。「性的マイノリティ児童の受け入れについて」（60 ページ）においては、性自認に従った空間に入れることは簡単にできることではないという意見もあったが、できるだけ本人の要望に沿った空間で過ごせるような環境が望ましい。また、施設全体の環境を、男女分けの空間自体をなくすか緩やかにすることで、当事者にとって、より楽な環境を整えることができるかもしれない。

A さん自身の体験から、性的マイノリティの知識は小中学校から教えるべきだという。A さんの提言のとおり、ホルモン治療は 15 歳から、という運用がなされている現在（84、87 ページ参照）、児童自身が治療の選択について知ることができるよう、早い時期から教えることが必要ではないか。

また、性的マイノリティ児童の対応に関して、A さんは「全部を肯定できない」という意見に怒りを感じ、感情の爆発やトラウマについて言及されていた。性的マイノリティ当事者であり、児童養護施設の経験をした A さんだからこそ語ることのできたこれらの貴重な提言を現場で活かすことが必要ではないだろうか。

2. 施設職員インタビュー

BさんはFTMトランスジェンダー当事者である。2か所の児童養護施設の職員として勤めた経験がある。最初の職場は女性職員として、次の職場は男性職員として勤務した。現在は、児童自立援助の仕事に携わっている。

どんな苦労があったのか、トランスジェンダーの職員が働きやすい職場とはどのような環境なのか。話を伺った。

—Bさん自身、自分は男の子だ、あるいは、性別に違和感があるというのは、いつ頃から認識されましたか。

幼稚園の頃から、女の子とお人形遊びするよりも男の子と遊んでいるほうが楽しいという感覚はありました。小学校から制服があって、男子はズボンで野球帽、女子はスカートでハット、と分かれていたのですが、自分は一応女の子だという認識があるから、これを着なさいいけないんだなと思い、ルールは守っていました。でも、スカートのスカスカした感じがどうしても嫌だったので、下にジャージっぽいものを履いていました。

—自分のセクシュアリティが他人と違うという意識はいつ頃からうまれましたか。

小学校の頃、「(女の子の) ○○ちゃんがかわいい」と思うことがあって、それは同性への憧れかなと思っていたのですが、中学生になると好きな人(女子)ができました。今は(性的マイノリティについての)言葉があふれているから「自分はここ(トランスジェンダー)に属するんだ」とわかるけれど、当時は概念がなく、「どうやら自分は女の子が好きみたい。自分はレズビアン?」と思っていました。**同性を好きになるっていうのはおかしいって世間的な雰囲気もあって、自分はおかしいんだと感じ、周りも話しませんでした。**転校生だったこともあり、知り合いが誰もいない中で、さらに仲間外れにされると嫌だとも感じていました。

—大学は女子大に行かれたんですね。

そうです。女子大に行けば、こんな自分も女の子っぽくなれるかなと思っていたのですが、女子の中では立ち振る舞いをどうすればいいのかわからなくなりました。また、今から思えば女子大に行ったのは失敗でした。なぜなら、その後の履歴書に、**学歴としては「女子大出身」が残っちゃうんです。**女子大で保育士等様々な資格をとったのでその学歴を消すわけにもいかないの、カミングアウトは必須で、求職時に相手にわかってしまうんです。

—大学生になるとパソコンを使えるようになると思いますが、Bさんの環境は変わりましたか。

僕は自分をレズビアンだと思っていたので、パソコンでレズビアンの人たちのチャットの中に入れてみたんですよ。ところが、「君は違う」と言われてしまった。レズビアンの人たちから、話がかみ合わないの何か違うと言われて困りました。僕の中で唯一やっと自分のセクシュアリティを見つけたと思っていたので、その言葉は突き刺さりました。

—性同一性障害とかトランスジェンダーについては、いつ知ったのですか。

チャットでレズビアンの人たちに「違う」と言われた頃に、ドラマ『金八先生』を観ました。上戸彩さんが性同一性障害の役をしていて、初めて「性同一性障害」という言葉を知り、大学におられたカウンセラーに相談しました。「自分、これっぽいんですけど、どうしたらいいですか」

と相談すると、「ちょっと調べてみるよ」と言って、その結果、専門の病院につながりました。ただ、当時、ドラマの影響があって、みんなが殺到しちゃって、最初の受診まで4、5カ月も待ちました。

一病院ではどんなやりとりがありましたか。性同一性障害と診断されたのですか。

日々の悩みなどを相談していました。カウンセリングに5～6年通ったころ、親に「そんなに自分が性同一性障害というのなら、診断書を見せろ」と言われ、先生に相談したら、すぐに性同一性障害の診断書を出してもらえました。

一ご両親が「診断書を」と言ったのはなぜですか。

20代半ばのころ、高校時代や大学時代に付き合った女性の恋人のことを両親に伝えると、「あなたの勘違いだ」と言われました。そこで、通院していると言うと、「診断書を見せろ」という流れになったのです。結局、診断書を見せましたが、「医者の間違いだ」といって全然受け入れてくれませんでした。きっと、僕が性同一性障害でなく、レズビアンだとしても拒否していたと思います。今は、「好きにしてください」と言っていますが、当時の拒否感は大きかったです。

一最初の児童養護施設で周囲に通院のことは伝えましたか。

面接時は伝えていません。ボーイッシュな女性として働き始めました。

一Bさんが女性として児童養護施設職員として働くことで辛いことはありましたか。

当時勤務していた施設は、職員のことを男性職員は「○○兄さん」、女性職員は「○○姉さん」と呼ばせるのがルールでした。自分は男だと思っているのに、常に「姉さん、姉さん」と呼ばれるのはしんどかったです。

一ホルモン治療や乳房切除手術はいつ始めましたか。

徐々にではありますが親しい職員さんにはカミングアウトをしていましたが、半分以上の職員さんに言った頃、先ほど説明した出来事があり、性同一性障害の診断がありました。自分の中で、「そうかもしれない」という状態が、確信に変わりました。当時の副施設長に伝えたところ、「自分のやりたいように生きていいんじゃない？」と言われたので、ホルモン治療に踏み切りました。その後すぐに乳房切除もしました。

一治療を受けるとヒゲが生えるなど外見が変わりますが、子どもたちや同僚の反応はどうでしたか。

子どもたちに「ヒゲ生えとる」とか言われたら、「あのお姉さんもヒゲ生えとるよ」とかうまくかわしていました。同僚は何も聞いてこなかったですね。

一治療や手術をしてBさんの気持ちは変わりましたか。

胸を取ったときは、今まで背負っていたものがすっと落ちた感じで、やっと呪縛から解放された気持ちでした。

一その施設での勤務をやめた理由は、性同一性障害であることが原因ですか。

多少は関連していると思います。外見がどんどん男っぽくなっていき、女性として働くのがしんどかったことがあります。また、施設長から、「あなたを女性として雇っている。女性として雇われているからには子どもたちのお母さん役として母性が感じられるような立ち振る舞いをす

るのも仕事の一環だ」と言われてしまったのです。僕は、研修などで、父性母性というものは、男だから女だからという問題ではないと学んでいて、違和感を覚えました。その施設では、「男は外回り、女はうちの仕事」など、**男女で役割が決まっていました**。また、施設長に、他の職員から「男に見える」といったようなクレームが来ていたらしいです。外部研修も、施設の看板を背負って行くわけだからあの施設はああいう人がいると言われる恐れがあるという理由で行かせてもらえなかったです。

—その施設をやめて、次の職場では男性として働きたいと思いましたか。性別適合手術はされましたか。

性別適合手術には興味はあったものの、精神的に強くて社会的にもきちんと男性として認められたような特別な人たちがやっているイメージが強く、僕にはハードルが高いように感じていました。ただ、ホルモン治療を1年以上続けていたし、職場も変わるので、この機会を逃したら多分自分は次の職場でも同じことを繰り返してしまう、今しかない、という気持ちが湧いてきました。最終的に、アテンドを通してタイで手術しました。

—新しい職場には、採用時にカミングアウトをしましたか。

新年度からの採用だったので、履歴書の特記欄に、実は手術を受ける予定で年度末には男性に変更する旨の文言を書きました。

—面接では、どのような質問がありましたか。

カミングアウトはどうしますか、と聞かれました。周りに言ってもいいし、あなたが言ってほしくないというなら、管理者として伏せておきます、と。積極的に他の人に言う理由はなく、一応伏せておいてくださいと話しました。以前の施設では、子どもに悪影響を与えるし、**子どもが混乱するからカミングアウトはやめてくれ**と言われていたので、新たな職場では、**カミングアウトについて自分で決めていい**と言われて驚きました。君が働きやすい環境を整えるにはどうしたらいいかと聞かれたのはうれしかったです。

—「子どもが混乱する」という意見は根強いですね。

子どものほうが柔軟です。以前の施設の児童に、手術後カミングアウトしたのですが、在職中からうすうす気づいていたようですし、そのままの僕の状態を受け止めていたようです。**明らかに男に見える職員を「お姉さん」と呼ばせることを続けるほうがかえって混乱を招くのではないか**と思います。

—Bさんが新たな職場で働くにあたって大変だったことはありますか。

男性職員として勤めたときは、やっと本来の働き方ができるんだって思ったけれど、**いつかばれるんじゃないかという恐怖心が常にありました**。トイレに行くのにも、気を使うし、トイレトペーパーを出すにも、音がしたらばれる、とか。今まではなかったところにとっても神経を使いました。

—FTM トランスジェンダーとして働いていてよかったと思えることはありますか。

最初の職場で、ゲイの児童からカミングアウトされたことがありました。僕が理解してくれそうだったから、してくれたとのことでした。僕もそのゲイの児童に、その施設を辞めてから自分のことをカミングアウトしたのですが、「今さら言われても、すでに知っているよ」とのことです。

最初のカミングアウトは僕の状況をわかっていて、心を開いてくれたのかもしれませんが。日ごろから僕が「いろんな人いるよね、いろんな人いるから楽しいよね」というメッセージを伝えていたことも大きかったと思います。また、男性職員として働いている時ですが、**性虐待を受けた女の子がいました**。その児童は、男の人を一切受け付けなかったのに、**僕には警戒することなく、普通に接することができた**んです。トランスジェンダーであることには気がついていない様子でしたが、「他の男性と違う」と言っていました。何か感じるものがあったのかもしれませんが。

—全国にトランスジェンダーの施設職員の方がたくさんおられると思いますが、共通の悩みは何だと思いますか。

働いている施設によってかなり状況が違うのではないのでしょうか。まず、地方と都市部ではまったく違う。都市部では、施設以外の職場でも女性の車掌がいたり、**仕事に性差を感じない**ですよ。そういった状況は施設にも反映されている。地方の施設では、**男性職員は力仕事、女性はお茶くみ、女兒は男児のご飯を注ぐ**、そういったことが当たり前ということが多いです。こういう男女分けはトランスジェンダーだけではなく、**皆にとってしんどいもの**だと感じます。

—最後に、多様な児童に対応するために児童養護施設はどう変わっていくべきだと思いますか。

ハード面もソフト面も「個別」化していくべきです。一対一でその子に合った関わりをして、**丁寧に信頼関係を築いていける**といいです。いざという時に子ども達に「あの人に迷惑かけちゃだめだ」とか「あの人なら話してもいいかも」と思ってもらえる存在になればいいと思います。あと、大規模施設だと集団に慣れて、退所後に一人で暮らすことに大きな不安を抱えることもあるので、きちんと個別の個室で暮らすことに慣れてほしいと思います。

—ありがとうございました。

児童養護施設の職員として勤務した B さん。性自認とは異なる性別である女性、性自認に従った性別である男性、両方の性別で勤務して感じたことを語っていただいた。

最初の職場では、職員の呼称は「〇〇兄さん」「〇〇姉さん」いう男女が明確に分けられた呼称で、「しんどかった」という。その施設では、男女の役割分担が厳格で、男女それぞれの職員に「父性」「母性」を期待したという。そのような男女のジェンダー役割が明確に分けられている施設では、当事者の職員のみならず当事者児童も非常に過ごしにくい環境となるだろう。インタビュー内でもあるように、「女兒が男児のご飯を注ぐ」というルールは、本調査においても「最近までそうしていました」という施設が存在した。こういったジェンダーの押しつけは、当事者児童のみならず、すべての児童に負担となる可能性があり、固定されたジェンダー観を植え付ける恐れがある。

今回、本ヒアリング先の施設において、回答者として FTM トランスジェンダーの職員 (C さん) がおり、以下のような現状を語ってくれた。

«FTM トランスジェンダーの職員としての現状 (C さんの場合) »

- ・FTM トランスジェンダー当事者だが、性別適合手術を受けられず戸籍上の性別は女性である。現在、ホルモン治療や氏名の変更などは行っている。面接段階で施設にトランスジェンダーであるこ

とや、「男性として働きたい」旨を申告。子どもたちにも「はるな愛の逆だよ」などわかりやすい言い方で伝えている。

- ・ある女兒が入所し、性虐待の影響で男の人を受け付けなかったが、その子にFTMトランスの職員がいることをわかりやすく伝えたところ、「それなら大丈夫」ということで担当になった。**自身がFTMトランスジェンダーであることがいい面に作用していることもある。**
- ・最近、外部の人が自分を見て「あの人どっち？」などと言ったことがあったようだが、児童が「きちんとその人に『男の人』と伝えておいたよ」と対応したことを報告してくれた。児童はきちんと自分のことをわかってくれて優しい面を見せてくれている。
- ・とりあえず、**自分のことをオープンにしないと(性的マイノリティへの理解は)始まらない**と思う。テレビで見る情報とか本で読む情報というのは一方的に与えられるものであって、誰かが言わなければ、当事者にどのような気持ちがあるのかわからない。当事者が語れば、そのときだけで全てが変わらなくても、次の代やその次の代で何かが変わっていく可能性も出てくると考えている。

Cさんの場合は、子どもたちにわかりやすくトランスジェンダーということを伝えながら勤務しており、その点でBさんとは異なるが、性虐待を受けた女兒の対応でいい方向に作用した実例は二人に共通するエピソードだった。

また、「(職員が性別変更をすると)子どもが混乱する」という意見があるが、Bさん曰く、子どものほうが柔軟で、子どもたちはそのままのBさんを受け止めていたという。Cさんも同じく、子どもにわかりやすく伝え、Cさんを理解して他人にきちんと説明する行動までとっていた。

他方、本ヒアリング先の施設において、「子どもがパニックになるのではないか」という理由でトランスジェンダー職員が退職に至った事例があった。

《トランスジェンダーの職員が退職した事例》

- ・FTMトランスジェンダーの職員がいて、職員たちよりもむしろ子どもたちのほうが何となく気がついてきたようだ。最初は、ボーイッシュな女性職員という印象だったが、「女性だけど女性が好き」と職場にカミングアウトがあり、そのうちホルモン治療を開始し、外見が男性化していった。採用試験のときに女性として働くとして入ってきて、職場としては女性として働くのならそれなりであることをちゃんとやってほしいと約束をしていたのだが、職員採用された後でカミングアウトに至り、結局、「ここでは無理です」と言って退職された。当施設では**男性職員を兄ちゃん、女性職員を姉ちゃんと呼ぶので、性別が変わると、子どもたちが「姉ちゃん、姉ちゃん」と言って呼んでいたのが急に兄ちゃんとなってしまうとパニックになるかもしれないので難しい、とのことだった。**職員らにおいても、そのまま続けられればいいという意見よりも、**子どもがパニックになるという意見**のほうが多かったように思う。

BさんやCさんの事例では、子どもがパニックになるわけではないことが語られており、退職に至った事例は非常に残念な出来事といえる。「子どもたちが『姉ちゃん、姉ちゃん』と言って呼んでいたのが急に兄ちゃんとなってしまうとパニックになるかもしれない」とのことであるが、Bさんは「明らかに男に見える職員を『お姉さん』と呼ばせることを続けるほうがかえって混乱を招くのではないか」と語っており、非常に対照的である。

前述したとおり、男女分けが厳格な施設ほど当事者職員が働きにくく、上記の施設もそのような空気があり、退職に至った可能性もあると推察する。BさんとCさんの事例では、当事者ゆえにいい方向に作用した出来事が語られ、退所者インタビューでは、「積極的に性的マイノリティを採用し、

当事者の経験とか知識とかを発揮できる場所があればいい」(96 ページ参照) という声もあった。貴重な人材を失う結果を防ぐためにも、職員の性的マイノリティへのさらなる理解が求められ、そのために、性的マイノリティ研修の充実が必要だろう。

当事者の職員の受け入れについては、他の施設から以下の意見があった。

《当事者職員の受け入れ》

- ・当事者の職員も当然いると思う。幸い、うちの施設長は「**いろんなタイプの職員さんがいるといいね**」って言っているので、受け入れられると思っているが、きちんとそういうこと(受け入れ)を想定する必要がある。入社段階はいいが、その後、**本人とも相談していくことになると思う**。近隣の施設で、FTM トランスジェンダーの職員がいると聞いているが、子どもには言っていないということだ。見かけも男性なので、男性の生徒を担当しているので、トランスであることは言わないと聞いた。
- ・子どもとの関係性によっては、職員が同性愛者であることを伝えることもありだと思ふ。そのことによって、**悩みを言いやすい子どももいると思ふ**。
- ・どういう配置にしているのか。入浴指導、担当の振り分けなどが難しいが、性的マイノリティであることをきちんと伝えてくれたほうが、施設としても配慮のしようがある。**その方を生かす方法が考えられる**。
- ・施設長に性的マイノリティへの理解があり、LGBT を理由に採用不採用を決めるということはない。男女の担当に関しては、一応、男女両方の児童の担当に男女両方の職員がいる現状なので、そういった意味では特には困らないと思ふ。
- ・個人的にはセクシュアリティにこだわらない。**セクシュアリティ以前に、施設の職員としての資質がどうなのか、ここの職員として合っているか**が一番大きな問題だと思ふ。ただ、やはり一つはここの職員の中でそれを受け入れられない土壌があったら、その人を大切にできないという失礼があってはいけないと思ふ。職員環境はすぐには変えられないので、そういう方とのお付き合いが今後できて、みんなが理解してくれるような土壌になったら、雇えるようになるのかもしれない。
- ・性的マイノリティが性加害をするわけではない。**職員としてやるべき仕事をまずはやるのが大切だと思ふ**。大人を通して子どもがいかに感じるか、に重きをおくべきであって、別に男女の性差ではないと思ふ。

本調査においては、非常に多くの性的マイノリティ児童が存在することが判明している。養育される側の児童のセクシュアリティが多様であれば、養育する側の職員のセクシュアリティは多様であってよいのではないか。以上の意見のように、まず「職員としての資質」が重んじられて、次に職員のセクシュアリティのメリットを生かせる場合は生かし、性的マイノリティ職員にも活躍の場所が与えられる職場が求められるだろう。

おわりに

本調査は、「はじめに」に記載のとおり、2016年に先行調査を実施し、その結果、さらなるヒアリングが必要と判断したため調査を継続するという経緯をたどりました。先行調査と違って、ヒアリングにおいては、直接、児童養護施設で職員の方々の顔を見て対話し、アンケート回答にあった実践や悩みを深く掘りさげることができました。また、性的マイノリティの問題は、社会的養護全体を取り巻く課題とも深く関連しており、ヒアリングにおいては、性教育や社会的養護の将来など、広いテーマについても聞き取るよう努めました。

第2章では、性教育の実践や実態、職員研修について紹介しました。そこからは、どのような性教育をすれば、児童たちの認識を変えて、将来を支えていけるだろうかと、日々努力する職員の方々の姿を垣間見ることができます。また、性教育の中で性的マイノリティを含む「性の多様性」の伝え方では、日々の言動を注意深く見ながら、さりげない声掛けを行う職員の工夫が感じられました。

第3章では、「新しい社会的養育ビジョン」で新たな児童養護施設のあり方が示される中、ハード面をどのように整えれば児童たちのためのよりよい空間になるのか（小規模化への意見）、「ビジョン」で示された方針をどのようにとらえているか、性的マイノリティ児童の受け入れについての考えなどを紹介しています。「ビジョン」や小規模化に対しては、単純に黒か白かという意見ではなく、多くの職員がその内容を評価すると同時に今後の課題などを示されました。性的マイノリティ児童の受け入れについては、ハード面の課題と関連した悩みに加え、他者の理解が追い付かない現状への悩みもありました。どの課題も、すべての児童養護施設が抱えているものであり、多くの意見を参考にいただければ幸いです。

第4章では、多くの性的マイノリティ児童の事例から典型的かつ多くの課題を含む事例をピックアップし、同様の課題を含む事例を数多く紹介することに努めました。また、退所後も生き生きと自分らしく生きる性的マイノリティ当事者の姿も紹介しています。第5章では、性的マイノリティ当事者インタビューを紹介していますが、第4章で紹介した課題や悩みに対する応答のような提言も含まれています。ぜひ、第4章と第5章をあわせて読んでいただき、性的マイノリティ児童へのよりよい対応を考えるヒントとしてくだされば幸いです。

最後に、先行調査の企画を始めた2016年夏から現在に至るまで、「児童養護施設の児童のために」と数えきれない多くの方々がこの調査にご協力くださったことに改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

2018年9月
一般社団法人レインボーフォスターケア
代表理事 藤めぐみ

【報告書作成チーム】

本文執筆・監修

岩本健良（金沢大学人文学類准教授）

白井千晶（静岡大学人文社会科学部教授）

藤めぐみ（レインボーフォスターケア代表理事）

渡辺大輔（埼玉大学基盤教育研究センター准教授）

コラム執筆

遠藤まめた（LGBT の子ども・若者支援）

木ノ内博道（全国里親会前副会長）

坂間多加志（レインボーフォスターケア理事、「ふじ虹の会」会長）

南和行（レインボーフォスターケア理事、弁護士）

山口修平（児童愛護会一宮学園副施設長）

ヨヘイル（ネクス DSD ジャパン主宰、日本性分化疾患患者家族会連絡会）

「児童養護施設における性的マイノリティ（LGBT）に関するヒアリング調査」 報告書

2018年9月29日発行

著作：一般社団法人レインボーフォスターケア調査研究部門ヒアリングチーム

（坂間多加志、白井千晶、藤めぐみ、南和行、渡辺大輔）

発行：一般社団法人レインボーフォスターケア

〒331-0823 さいたま市北区日進町 2丁目 544 番地 1 埼玉NPOハウス内

（E-mail）rainbowfoster13@gmail.com

（ホームページ）<http://rainbowfostercare.jimdo.com/>

この報告書は、公益財団法人三菱財団（社会福祉部門）の助成によって作成されたものです。